

令和6年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月  
新潟食料農業大学

## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	34
基準 4. 教員・職員	47
基準 5. 経営・管理と財務	61
基準 6. 内部質保証	72
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	80
基準 A. 研究活動	80
基準 B. 地域連携	83
V. 特記事項	85
VI. 法令等の遵守状況一覧	86
VII. エビデンス集一覧	100
エビデンス集（データ編）一覧	100
エビデンス集（資料編）一覧	100



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

- 新潟食料農業大学（以下「本学」という。）は、国内外を問わず大きな変革期を迎えている食料・農業分野において、持続的な食料・農業分野の発展の実現には、特定の研究分野や産業分野のみの専門性に捉われることなく、食や農に関する各専門分野の知識・技術を基に分野を越えた“自由な発想”と“多様化した社会を見渡す力”、“新たな発想を具体的な形にする創造力”を有し、食と農に関する産業振興に資する人材の育成が不可欠であるとの認識に基づき、平成 30（2018 年）年 4 月に開学した。
- こうした大学設置の背景を踏まえ、建学の精神を以下のように定めている。

#### <建学の精神>

「自由、多様、創造」

自己規律に裏打ちされた「自由（Liberty）」のもと、  
他者の考え方や行動を尊重する「多様性（Diversity）」と、  
常に好奇心をもって取り組む「創造力（Creativity）」を育む。

### 2. 使命・目的

- 前述した大学設置の背景及び建学の精神に基づき、その使命・目的を以下の通り新潟食料農業大学学則（以下「大学学則」という。）第 1 条および新潟食料農業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 1 条にそれぞれ定めている。

#### <大学の目的>

本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、生命、環境、社会を科学する力と、食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につけ、課題の解決に前向きに取り組む人材を育成するとともに、実社会に直結する研究開発を通じて地域と国際社会の発展に貢献することを目的とする。

#### <大学院の目的>

新潟食料農業大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法および学校教育法の精神に基づき、生命、環境、社会に関する科学を基盤とした食と農に係る学術の理論及び応用を研究教授しその深奥を究めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことをもって、地域と国際社会の発展に貢献することを目的とする。

- また、これら目的に則して大学学則別表 1（第 6 条関係）及び大学院学則別表 1（第 4 条関係）に、食料産業学部 食料産業学科及び食料産業学研究科 食料産業学専攻 修士課程ならびに食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程の教育研究上の目的をそれぞれ定めている。

#### <食料産業学部 食料産業学科の教育研究上の目的>

食料・農業分野において、課題の解決と新しい時代の産業を創出するためのサイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を兼ね備えた人材を育成するとともに、実社会に直結する研究開発を行う。

### ＜食料産業学研究科 食料産業学専攻 修士課程の教育研究上の目的＞

農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精深な学識を身につけ、高度の研究能力と専門性をもって課題を解決し新しい時代の産業を創出することにより、地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる高度専門的人材を育成する。

### ＜食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程の教育研究上の目的＞

食料産業に関する精深な学識を基礎とし、食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求することで、食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等の研究・開発・事業企画部門で活躍できる、または、食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことのできる研究者と高度専門的職業人を育成する。

## 3. 大学の個性・特色等

- 本学の個性・特色は、食と農を一体的に教育研究する高等教育機関として、食料・農業分野において個性ある発展を遂げてきた地域である新潟の地に「食料産業分野」を教育研究対象とする学部ならびに研究科を有する大学であることをもって、他大学にはない個性・特色を有しているものと認識している。
- これは、学則第1条で定める目的においても「食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につける」として明記し、本学の個性・特色として明確に位置付けている。
- また、食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につけた人材を『食のジェネラリスト』と表現し、その育成に向けて「フードチェーンの総合理解」、「マーケットインの発想」、「地域での体験」を重視した、以下の特色ある取り組みを実践している。

### (1) フードチェーンの総合理解

- アグリコース・フードコース・ビジネスコースの各専門コースへの配属年次を2年次とし、1年次の基礎科目群および共通科目群において広く食料産業全体を学ぶ科目を必修科目として配置している。
- また2年次からのコース分属後もそれぞれのコースの専門分野に関する多様な科目を選択科目として配置し、自身が所属するコース以外の専門科目を選択して学ぶことができるカリキュラム構成としている。
- さらに4年次には、1～3年次の共通課程等で修得した食・農・ビジネスの総合的な理解と、コース課程で修得した専門知識を統合して、食料産業の持続的発展とそれを支える実践について考えを深める「食料産業実践論」を必修科目として配置するなど、フードチェーン全体を総合的に理解することのできる特色あるカリキュラムとなっている。

### (2) マーケットインの発想

- 1年次必修科目の「食料産業基礎演習」では、消費者インタビューやニーズ分

析、商品開発企画等の演習を通してマーケットインの視点について実践的に学ぶほか、2年次必修科目の「基礎ゼミⅡ」では、地域課題の解決に向けてフィールドワークを通じたヒアリング調査等を実施している。

- また、食料産業分野の第一線で活躍する実務家をゲストスピーカーとして招聘する科目を多数展開し、マーケットインの具体的な事例を学ぶ機会を提供している。

### (3) 地域での体験

- 1年次科目として「インターンシップⅠ」を配置し、新潟県内の農業生産法人、食品関連企業、卸売市場等での見学・体験を通じて、早期から、生産・加工・流通に食料産業の実際と地域産業の現状・課題を理解する機会を設けている。
- また、学内組織である社会連携推進室の活動（産官学連携事業等）を通じて培ったネットワークを、学生の教育の場として還元・支援する「社会連携プロジェクト」を推進しており、胎内市・JA北新潟との連携による「たいない特産品開発プロジェクト」、福祉施設との連携による「農福連携納豆製造プロジェクト」など、プロジェクトへ多くの学生が参画しており、地域全体を学びのフィールドとした特色ある教育が展開されている。

## Ⅱ. 沿革と現況

## 1. 本学の沿革

年	月	事 項
2014年 (平成26年)	4月	大学設置準備室設置
	6月	第1回大学設置委員会開催
2015年 (平成27年)	1月	第1回大学設置準備委員会開催
2016年 (平成28年)	10月	大学設置認可申請書提出（文部科学省）
	10月	学校法人新潟総合学園 寄附行為変更認可申請書提出（文部科学省）
2017年 (平成29年)	8月	胎内キャンパス（胎内市平根台2416）校地・校舎 竣工
	8月	新潟食料農業大学設置認可（文部科学省）
	8月	学校法人新潟総合学園寄附行為変更認可（文部科学省）
	11月	新潟キャンパス（新潟市北区島見町940）校地・校舎 竣工
2018年 (平成30年)	2月	新潟食料農業大学 竣工式
	3月	株式会社日本政策金融公庫新潟支店との産学連携の協定に関する覚書の締結
	4月	新潟食料農業大学 開学（1学部1学科設置） ・学長 渡辺 好明 ・食料産業学部 食料産業学科（入学定員180名／収容定員720名） ・学士（食料産業学）
	4月	新潟食料農業大学 第1回入学式
	6月	新潟食料農業大学 開学記念式典
	10月	胎内市・JA 胎内市との包括連携協定の締結
2019年 (平成31年) (令和元年)	1月	糸魚川市との包括連携協定の締結
	4月	新潟食料農業大学 第2回入学式
	7月	新発田市との包括連携協定の締結
		ホーチミン市オープン大学（ベトナム）との国際交流協定（MOU）の締結
	8月	新潟県「産学連携による人材育成・定着促進支援事業」（5ヵ年事業）に採択
	9月	ニジニー・ノブゴロド国立農業アカデミー（ロシア）との国際交流協定（MOU）の締結
11月	新潟食料農業大学大学院 修士課程設置準備部会発足	
2020年 (令和2年)	4月	新潟食料農業大学 第3回入学式（新型コロナウイルス感染防止のため WEB 形式で実施）
	12月	新潟食料農業大学 新潟食料健康研究機構 食品科学研究所 設立 村上市との包括連携協定の締結
2021年 (令和3年)	3月	胎内キャンパス 第8駐車場拡張 竣工
	3月	新潟食料農業大学大学院 修士課程設置に係る認可申請書類を提出（文部科学省）

新潟食料農業大学

	4月	新潟食料農業大学 第4回入学式
	8月	新潟食料農業大学大学院 食料産業学研究科 食料産業学専攻（修士課程） 設置認可（文部科学省）
	9月	胎内キャンパス 大学院生室 竣工
	11月	酒類の試験製造免許（清酒）取得 マルワデワ大学（インドネシア）との国際交流協定(MOU)の締結 ウダヤナ大学（インドネシア）との国際交流協定(MOU)の締結
2022年 (令和4年)	3月	新潟食料農業大学 第1回卒業式 新潟食料農業大学 同窓会設立総会 胎内キャンパス 県道314号線からのキャンパス進入路造成 竣工 胎内キャンパス 第10駐車場 竣工
	4月	新潟食料農業大学大学院 食料産業学研究科 食料産業学専攻（修士課程） 開設 ・入学定員6名／収容定員12名 ・修士（食料産業学） 新潟食料農業大学 第5回入学式 新潟食料農業大学大学院 第1回入学式 大学院博士後期課程設置準備部会発足
	5月	株式会社当間高原リゾートとの産学連携に関する覚書の締結
	6月	住商フーズ株式会社との産学連携に関する協定の締結
	7月	新潟医療福祉大学との人材育成交流に関する協定の締結
	8月	新潟食料農業大学 新潟食料健康研究機構 持続型農業研究所 設立
2023年 (令和5年)	3月	新潟食料農業大学 第2回卒業式 新潟食料農業大学大学院 博士後期課程設置に係る認可申請書類を提出 (文部科学省)
	4月	新潟食料農業大学 第6回入学式 新潟食料農業大学大学院 第2回入学式
	5月	佐渡市との持続可能な食料システムの構築に向けた連携協定の締結
	6月	ワルマデワ大学(インドネシア)との国際交流協定(MOU)締結調印式
	7月	河南農業大学(中国)との国際交流協定(MOU)を締結
	9月	新潟食料農業大学大学院 博士後期課程設置認可（文部科学省） 酒類の試験製造免許（果実酒、その他醸造酒）追加取得
2024年 (令和6年)	3月	新潟食料農業大学 第3回卒業式、第1回修了式
	4月	新潟食料農業大学 第7回入学式 新潟食料農業大学大学院 第3回入学式



## 2. 本学の現況

- ・ 大学名 新潟食料農業大学  
新潟食料農業大学大学院
- ・ 所在地 新潟キャンパス 新潟市北区島見町 940  
胎内キャンパス 胎内市平根台 2416
- ・ 学部構成 食料産業学部 食料産業学科
- ・ 研究科構成 食料産業学研究科 食料産業学専攻 修士課程  
食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程

- ・ 学生数、教員数、職員数（令和6（2024）年5月1日現在）

学部及び学科の学生数

学科名	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
食料産業学科	180	720	111	153	155	161	580

研究科及び専攻の学生数

専攻名	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	合計
食料産業学専攻 修士課程	6	12	2	6	/	8
食料産業学専攻 博士後期課程	2	6	1	—	—	1

教員数

学部等	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
食料産業学部	15	6	6	4	0	31

職員数

	専任※	派遣	合計
職員数	38	7	45

※嘱託を含む。（パートタイマー、アルバイト等の非常勤職員を除く）

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

- 建学の精神に基づき、学則第 1 条にて大学の目的を具体的かつ明確に定めている。併せて、食料産業学部食料産業学科の教育研究上の目的ならびに人材育成方針について学則別表 1（第 6 条関係）として、簡潔に文章化し明示している。【資料 1-1-1】
- また、前述の目的および人材育成方針に基づき、目指す人材像について『食のジェネラリスト』として、象徴的かつ簡潔に表現している。
- 大学院食料産業学研究科についても、大学院学則第 1 条にてその目的を具体的かつ明確に定めている。これに基づき、食料産業学専攻（修士課程）および同（博士後期課程）の教育研究上の目的について大学院学則別表 1（第 4 条関係）として、簡潔に文章化し、明示している。【資料 1-1-2】

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

- 本学の個性・特色は、「食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につけた人材」、すなわち『食のジェネラリスト』の育成に向け、①フードチェーンの総理解、②マーケットインの発想、③地域での体験の 3 点を重視した特色ある教育研究活動を展開している点にある。
- これらの特色は、学則で定める大学の目的および教育目的ならびに人材育成方針においても、「食と農に関する総合的理解」、「課題の解決」、「新たな価値の創出」、「実社会に直結する研究開発」といった表現をもって、的確に反映されている。
- また、本学の個性・特色は、大学パンフレット【資料 1-1-3】、大学院パンフレット【資料 1-1-4】、ホームページ【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】等にも掲載し、広く周知している。

###### 1-1-④ 変化への対応

- 本学では、完成年度（文部科学省による設置計画履行状況等調査の対象期間の終了年度）を迎えた令和 4（2022）年度に、大学の目的および教育目的の実現ならび

に更なる個性化・特色化を推進するための具体的なロードマップとして、2030年度までを対象期間とする「新潟食料農業大学将来計画（2022年度-2030年度）」を策定している。【資料 1-1-8】

- 将来計画では、目的を実現・具現化するための基盤となる、「教育」、「研究」をはじめ、9つの重点項目（ドメイン）を設定し、それぞれ長期目標（2022年度-2030年度）、第1期中期目標（2022年度-2026年度）として具体的な目標を明示した上で、中期計画および年度毎のアクションプランを定めている。
- 具体的には、ドメインⅡ「教育の質保証」の中期目標において、「学修者本位の教育」、「社会が求める人材を輩出するための特色ある教育活動」に係る目標を設定し、カリキュラムならびにCP（カリキュラム・ポリシー）、DP（ディプロマ・ポリシー）の検証、地域・企業等との連携による教育活動の推進、分野横断教育の充実化等に取り組んでいる。
- また、大学の目的における「実社会に直結する研究開発」ならびに「地域と国際社会の発展に貢献する」を具現化すべく、ドメインⅢ「研究力の向上」の中期目標にて「実用化研究に向けた研究力の強化」を、ドメインⅣ「社会連携の拡充」の中期目標にて「地域社会と国際社会に貢献する事業の推進」を位置付けるなど、大学の目的に沿った取り組みを推進している。
- これら将来計画は、自己点検・評価委員会にて、各年次のアクションプランの達成状況および課題等を毎年点検・評価【資料 1-1-9】【資料 1-1-10】するとともに、2年毎に中期計画の達成状況に係る中間評価（4年目は最終評価）を実施し、その結果を大学の目的および教育目的の見直し、ならびに将来計画の見直しに活用することとしており、社会情勢等の時代の変化に迅速かつ柔軟に対応できる仕組みが構築されている。
- これらの評価に基づいて、令和5（2023）年度には食料産業学部のカリキュラム改定およびカリキュラム・ポリシーの改定を実施した。【資料 1-1-11】【資料 1-1-12】
- また、令和2（2020）年に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、翌令和3（2021）年には農林水産省により「みどりの食料システム戦略」が策定されるなど、食・農分野を取り巻く環境が大きく変化する状況において、社会のニーズに対応しうる研究活動の更なる強化に向けて、令和2（2020）年度には新潟食料健康研究機構を創設し、同機構のもとに「食品科学研究所（令和2（2020）年度）」、「持続型農業研究所（令和4（2022）年度）」を設置したほか【資料 1-1-13】【資料 1-1-14】【資料 1-1-15】、今後ますます求められる「食料産業分野における広範かつ高度な専門性と深い学識および卓越した能力を備えた人材」の育成に向け、令和4（2022）年4月には大学院食料産業学研究科食料産業学専攻（修士課程）を、令和6（2024）年4月には同専攻（博士後期課程）を開設した。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-1】 新潟食料農業大学大学学則 別表1（第6条関係）

【資料 1-1-2】 新潟食料農業大学大学院学則 別表1（第4条関係）

- 【資料 1-1-3】 大学パンフレット「学びの特色」
- 【資料 1-1-4】 大学院パンフレット「大学院の特色」
- 【資料 1-1-5】 大学 HP 学部の特徴
- 【資料 1-1-6】 大学院 HP 修士課程の特徴
- 【資料 1-1-7】 大学院 HP 博士課程の特徴
- 【資料 1-1-8】 新潟食料農業大学将来計画（2022 年度-2030 年度）
- 【資料 1-1-9】 新潟食料農業大学自己点検・評価委員会規程
- 【資料 1-1-10】 将来計画（2022 年度-2030 年度）に対する自己点検評価報告書
- 【資料 1-1-11】 令和 5（2023）年度カリキュラムの概要
- 【資料 1-1-12】 令和 5（2023）年度以降入学者用のカリキュラム・ポリシー
- 【資料 1-1-13】 新潟食料健康研究機構規程
- 【資料 1-1-14】 食品科学研究所規程
- 【資料 1-1-15】 持続的農業研究所規程

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 今後も、将来計画に基づく中期計画・アクションプランの確実な実行および自己点検評価を継続する。
- 併せて、高等教育施策ならびにみどりの食料システム戦略をはじめとする食料産業界の情勢等を適宜モニタリングし、自己点検評価結果を踏まえ、使命・目的、教育目標の不断の見直しを図るとともに、社会のニーズに則して人材育成方針を都度点検し、教育課程編成の改善に反映させていく。
- また、これら点検評価ならびに改善の基盤となる IR 活用の取り組みを更に推進していく。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- 大学の目的および教育目的はいずれも学則および大学院学則にて定めており、その策定・変更にあたっては、学長を議長とし、大学関係者ならびに学校法人常務理事により構成され、大学の重要事項を審議する機関である総務会【資料 1-2-1】の審議を経て、理事会にて承認することとなっている。また、その結果は教授会で周知している。

- 総務会および教授会には課長以上の事務局管理職者が陪席し、その内容について各部課員へ周知・説明しており、役員ならびに教職員の十分な理解のもとで、大学の諸活動が展開されている。
- また、本学の将来計画は、大学の目的および教育目的を基盤に、その実現に向けたロードマップを具体的に明示することを目的として中期目標・計画およびアクションプランが設定されており、その策定にあたっては、学長の下に副学長を機構長とする将来計画機構【資料 1-2-2】ならびに教職員混成にて構成される将来計画機構運営委員会【資料 1-2-3】を主管部門として組織し、各種委員会および事務局での協議・提案等に基づき、教授会にて意見交換するなど全教職員の参画を得て素案の策定に取り組んでいる。【資料 1-2-4】
- 将来計画の決定に際しては、前述した総務会で審議・承認の上、評議員会ならびに理事会での承認を得ている。【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】
- これら学則および将来計画は、大学ホームページ上に公開し、すべての役員・教職員は学内外問わず閲覧可能な状態となっている。【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】

#### 1-2-② 学内外への周知

- 建学の精神および目的等については、学生便覧（キャンパスガイド）【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】および大学ホームページ【資料 1-2-14】【資料 1-2-15】、大学パンフレット【資料 1-2-16】【資料 1-2-17】等に掲載し、広く学内外に周知している。
- また、学生・教職員には入学式や在学生向けのオリエンテーション、新任教職員オリエンテーション、職員会等で繰り返し説明しているほか、本学への入学を検討する高校生・保護者・高校教諭等が参加するオープンキャンパスや大学説明会でも、学長挨拶や大学説明の機会を通じて本学の特色やカリキュラムの紹介とともに説明している。
- 併せて、教育目的の実践である各種教育活動や研究活動、社会連携活動については、SNS 等を通じてタイムリーに情報発信するなど、建学の精神、目的等を基盤とした特色ある取り組みについても周知している。

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

- 本学では、完成年度（文部科学省による大学設置計画履行状況等調査の対象期間終了）を迎えた 2022 年度から 2030 年度までを対象期間とする「新潟食料農業大学将来計画」を策定し、大学の使命・目的ならびに教育目的の実現に向けた具体的なロードマップとして、長期目標（2022 年度-2030 年度）および第 1 期中期目標・計画（2022 年度-2026 年度）ならびにアクションプランを定めている。【資料 1-1-8（再掲）】
- 将来計画では、学則で定める大学の目的「生命、環境、社会を科学する力と、食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につけ、課題の解決に前向きに取り組む人材を育成するとともに、実社会に直結する研究開発を通じて地域と国際社会

の発展に貢献する。」および人材育成方針「建学の精神に基づき、食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につけ、新しい価値を創出し、地域の活性化や国際社会の発展に寄与できる人材を育成する。」を基盤に、重点項目として「教育」、「研究」、「社会連携」、「国際交流」等の計9つのドメインを設定している。

- また、前述した大学の目的ならびに人材育成方針に基づき、それぞれのキーワードに応じた、具体的な中期目標・計画ならびにアクションプランを設定している。

＜大学の目的・人材方針に基づく中期目標・中期計画（抜粋）＞

(1) 食と農に関する総合的理解

- 分野横断教育を進化させる（ドメインⅡ教育：中期計画14）

(2) 課題の解決

- SDGsへの貢献（ドメインⅢ研究：中期計画9.10、ドメインⅣ社会連携：中期計画9）
- アクティブ・ラーニングの増加（ドメインⅡ教育：中期計画10）
- 地域のニーズ・課題解決に向けた取り組みの推進（ドメインⅣ社会連携：中期計画6）

(3) 新たな価値の創出

- 企業・地域等の最前線で活躍する外部講師による実践的教育活動の充実（ドメインⅡ教育：中期計画15）
- 知的財産の創出（ドメインⅢ研究：中期計画7）
- 学生による社会連携活動の推進（ドメインⅣ社会連携：中期計画7）
- 社会連携活動の教育・研究活動への還元（ドメインⅣ：中期計画8）

(4) 実社会に直結する研究開発

- 共同研究・受託研究の増大（ドメインⅢ研究：中期計画6）
- 知的財産の創出（再掲）
- 産業界・自治体との連携促進（ドメインⅢ研究：中期計画12）

(5) 地域の活性化

- 自治体等との連携推進および連携事業の活性化（ドメインⅣ社会連携：中期計画1.2）
- 社会連携活動と学生教育・研究活動の融合による、地域社会および国際社会への貢献（ドメインⅣ社会連携：中期目標5-9）

(6) 国際社会の発展への寄与

- 社会連携活動と学生教育・研究活動の融合による、地域社会および国際社会への貢献（再掲）
- 海外連携協定校の増加および交流事業の推進（ドメインⅤ：中期計画4.5）  
国際体験機会の充実（ドメインⅤ：中期計画6.7）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- 食料産業学部および大学院食料産業学専攻修士課程・博士後期課程それぞれに三つのポリシーを定めている。【資料1-2-18】【資料1-2-19】【資料1-2-20】

- 学部の三つのポリシーの策定・見直しに際しては、以下の通り大学の目的および教育目的との整合性を図っている。

(1) ディプロマ・ポリシー

「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲」、「態度」、「技能・表現」の5つの視点で項目を分類し、それぞれの項目の中で、「食料産業の理解」、「マーケットインの発想」、「新たなビジネスの創造」、「諸課題の解決」、「地域の活性化」等のキーワードを用いながら、その資質・能力を明示しており、大学・学部の目的および教育目的が色濃く反映されている。

(2) カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、食・農・ビジネスを総合的に学ぶ「共通課程」と、それぞれの専門的理解と実践力を高める「コース課程」の2つの課程を並行して編成し、有機的に連動させることにより、食・農・ビジネスに関する知識と技術を修得することを目的として、それぞれの課程における学びの領域・科目等を明示している。

共通課程では、身につける能力として「4年間を通じて、社会人としての幅広い教養、国際社会で活躍しうる能力、そして食・農・ビジネスを総合的に捉え新しい価値を創出し社会の発展に寄与できる能力」を掲げ、またコース課程では、「専門分野における基礎知識の修得」「実用性の高い専門知識の修得」「高い実践力の修得」を掲げており、大学・学部の目的および教育目的が反映された内容となっている。

(3) アドミッション・ポリシー

ディプロマ・ポリシーと同様に5つの項目に分類し、それぞれの項目の中で、「理数系の基礎学力」「多面的な思考・判断」「食と農に関する広い興味」「共感的理解」等、大学・学部の目的および教育目的を実現するための基盤となる基礎的な資質・能力を明示している。

- また大学院の三つのポリシーについても、大学院の目的ならびに修士課程・博士後期課程の教育研究目的に基づき策定されており、それぞれの目的が適切に反映された内容となっている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- 学則および大学院学則に基づき、食料産業学部に食料産業学科(学則第6条)を、大学院食料産業学研究科に食料産業学専攻修士課程および同博士後期課程(学則第6条の2および大学院学則第4条)を設置し、併せて、専門学術研究の振興を目的として新潟食料健康研究機構(学則第6条の3)を設置している。
- また学部には、アグリコース・フードコース・ビジネスコースの3コースを、大学院修士課程にはアグリ領域・フード領域・ビジネス領域の3領域を設け、大学の目的で掲げる「食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につける」、大学院の目的で掲げる「食と農に係る学術の理論及び応用を研究教授する」ための教育課程を編成するとともに、各コース・領域に係る高い専門性を有する教員組織を編成している。

- 併せて、大学・大学院の目的および教育目的の達成に向けた附属機関、管理運営組織として、「将来計画機構」、「大学図書館」、「社会連携推進室」、「キャリアセンター」、「教学マネジメント推進センター」、「IR 推進センター」を整備している。
- これら教育研究組織が大学の使命・目的および教育目標を達成するための審議・意思決定機関として、学則第9条および第10条ならびに大学院学則第8条および第9条で定める、「総務会」、「大学院総務会」、「教授会」、「研究科教授会」を配置するとともに、学長・総務会・教授会のもとに各種専門委員会を配置している。
- なお、各種専門委員会には、学則第4条に基づき「自己点検・評価委員会」を設置し、教育研究の向上および目的を達成するため、将来計画に基づく教育研究活動等の状況について自己点検・評価を実施している。
- これら大学全体の組織体制を組織図として策定している。【資料 1-2-21】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 1-2-1】 新潟食料農業大学総務会規程
- 【資料 1-2-2】 新潟食料農業大学将来計画機構規程
- 【資料 1-2-3】 新潟食料農業大学将来計画機構運営委員会規程
- 【資料 1-2-4】 第48回教授会議事要旨
- 【資料 1-2-5】 第49回総務会議事要旨
- 【資料 1-2-6】 2022/3/31 評議員会議事要旨
- 【資料 1-2-7】 2022/3/31 第2回理事会議事要旨
- 【資料 1-2-8】 大学 HP 学則
- 【資料 1-2-9】 大学 HP 大学院学則
- 【資料 1-2-10】 大学 HP 将来計画
- 【資料 1-2-11】 大学 HP 事業報告書
- 【資料 1-2-12】 学生便覧 建学の精神・目的
- 【資料 1-2-13】 大学院キャンパスガイド 建学の精神・目的
- 【資料 1-2-14】 大学 HP 建学の精神・目的
- 【資料 1-2-15】 大学院 HP 建学の精神・目的
- 【資料 1-2-16】 大学パンフレット 建学の精神
- 【資料 1-2-17】 大学院パンフレット 建学の精神
- 【資料 1-2-18】 三つのポリシー（学部）
- 【資料 1-2-19】 三つのポリシー（修士課程）
- 【資料 1-2-20】 三つのポリシー（博士後期課程）
- 【資料 1-2-21】 2024年度教学組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 今後も様々な機会を通じて、建学の精神、大学の目的および教育目的を周知・説明し、役員、教職員および学生等への理解・浸透を図る努力を継続する。
- また将来計画で定めるアクションプランを確実に実行するとともに、令和6（2024）年度に第1期中期目標・中期計画（2022年度-2026年度）の中間評価を



実施し、その結果に基づき、教育目的および三つのポリシーならびにカリキュラムの見直しを検討する。

- 併せて、大学、大学院の目的の実現に向け、国内外の食料産業の情勢・トレンドならびに人材ニーズ等に則した学部・学科の在り方を検討する。

#### **【基準1の自己評価】**

- 本学の使命・目的および教育目的は、本学が有する個性・特色が反映されたものとなっており、かつ学則において簡潔な文章で具体的に明示されている。
- 使命・目的および教育目的の策定・見直しに際しては、役員・教職員の理解と支持が得られるよう適切な機会、手順が踏まえられており、併せて、その内容は様々な機会を通じて広く学内外へ周知されている。
- また、大学の使命・目的および教育目的は、具体的な表現を用いながら三つのポリシーおよび中長期的な計画（将来計画）に適切に反映されており、その実現に向けて必要な教育研究組織が整備されている。
- 加えて、自己点検評価結果ならびに食・農を取り巻く環境の変化等を踏まえて、カリキュラム改定や大学院の設置を実行している。
- 以上のことから、「基準1. 使命・目的等」を満たしていると判断する。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

- 食料産業学部のアドミッション・ポリシーは、食料・農業分野において、課題の解決と新しい時代の産業を創出するためのサイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を兼ね備えた人材を育成するとともに、実社会に直結する研究開発を行うという教育研究上の目的を踏まえ、これを実現するため、本学の開学に併せて策定された。
- アドミッション・ポリシーは、大学ホームページ【資料 2-1-1】や学生募集要項【資料 2-1-2】入試ガイド【資料 2-1-3】に明示し、広く周知を図っている。また、受験者や保護者を対象としたオープンキャンパスを複数回開催し、詳細な説明や個別相談を行っている。さらに、入試・広報委員会の教職員を中心として高校訪問および高校教員向けの説明会を開催し、本学の教育の理念、アドミッション・ポリシー、本学の魅力を説明している。
- 令和 4 (2022) 年度開設の修士課程、令和 6 (2024) 年度開設の博士後期課程においては、開設に併せて、アドミッション・ポリシーが策定され、より深い学識および卓越した能力の修得を目指す学生の受け入れを果たしている。また、大学院のアドミッション・ポリシーは大学院ホームページ【資料 2-1-4】、大学院学生募集要項【資料 2-1-5】に明示されており、大学院説明会等で周知している。

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- 入学者選抜試験の全体計画は大学の常設委員会である入試・広報委員会が原案を策定している。具体的には教員および入試広報部長をはじめとする事務局職員で構成される委員会にて、入学者数と質の確保および入学者選抜試験の実施運営に関する事項について審議し策定している。
- 入学者選抜試験概要は本学のアドミッション・ポリシーに沿った能力・資質を有する者を選抜するためにアドミッション・ポリシーと選抜試験区分・選抜方法・評価方法の関連性【資料 2-1-6】を定め、それに基づいて入試・広報委員会にて審議し策定している。食料産業学部では表【表 2-1-1 食料産業学部 選抜試験方式】に示す通り、選抜試験区分ごとに設定した試験科目によりアドミッション・ポリシーに示す資質・姿勢・意欲および本学での学習に相応しい学力・能力等を多面的・総合的に判定している。また、大学院では表【表 2-1-2 大学院修士課程 選抜試験方式】【表 2-1-3 大学院博士後期課程 選抜試験方式】に示す複数の選抜試験区分を設定し、アドミッション・ポリシーに基づき定められた選抜方法、

試験科目により入学者選抜試験を実施している。なお、入学者選抜試験における出願資格、試験科目等の選抜方法の詳細は、学生募集要項およびホームページに公表し、周知している。

【表 2-1-1 食料産業学部 選抜試験方式】

選抜試験方式		概要
総合型選抜	主体性重視型	食・農・ビジネス分野の学びに興味・関心を有する者が対象。志願理由書、調査書、面接により選抜。
	地域選抜型	新潟県の高等学校出身者が対象。志願理由、調査書、事前課題、面接により卒業後に地元新潟の食料産業界での活躍を目指す熱意・意欲を評価し選抜。合格者の得点上位 5 名程度は、学費を減免する地域特待生として採用。
	スポーツ型	食・農・ビジネス分野の学びに興味・関心を有し、高校までに取り組んだスポーツの実績や経験が優れた者が対象。志願理由書、調査書、スポーツ活動 PR 書、面接により選抜。合格者で入学後に本学が指定する部活動に入学する者の中から最大 30 名程度をスポーツ特待生として採用。
学校推薦型選抜	公募制	本学で積極的に学ぶ意欲を有し、本学が定める評定平均値の出願条件を満たし、出身学校長の推薦を受けた者が対象。志願理由書、調査書、面接により選抜。
	指定校制	本学で積極的に学ぶ意欲を有し、本学が指定校として定めた高校出身者で、本学が定める評定平均値等の出願条件を満たし、出身学校長の推薦を受けた者が対象。志願理由書、調査書、面接により選抜。
	指定校制 学業特待生 方式	本学で積極的に学ぶ意欲を有し、本学が指定校として定めた高校出身者で、本学が定める評定平均値および取得資格等の出願条件を満たし、出身学校長の推薦を受けた者が対象。志願理由書、調査書、面接により選抜。合格者は学費を減免する学業特待生として採用。
一般選抜	一般選抜	本学が指定する出題教科・科目の学力試験の成績および調査書の内容を総合的に評価し選抜。
大学入学共通テスト利用選抜		本学が指定した教科・科目の共通テストの成績により選抜。
社会人選抜		社会での経験を有し、本学での学びを強く希望する者が対象。志願理由書、取得資格、面接により選抜。

帰国生徒選抜	学校教育における 12 年の課程のうち、外国において最終学年を含め 2 年以上継続して正規の教育制度に基づく学校教育を受けている者が対象。志願理由書、面接により選抜。
外国人留学生選抜	日本国籍以外の者で日本の在留資格「留学」を有する外国人留学生が対象。志願理由書、日本語能力、課題作文、面接により選抜。
3 年次編入学選抜	本学への編入学を希望する者が対象。志願理由書、取得資格、面接により選抜。

【表 2-1-2 大学院修士課程 選抜試験方式】

選抜試験方式	概要
学内推薦型選抜	本学食料産業学部を卒業見込みの者で、所属コース長が推薦した者が対象。出願書類評価（志願理由書・学業成績）および面接により選抜。
社会人選抜	企業や団体等における実務経験を有する者または自営業を営む者が対象。出願書類評価（志願理由書・業務調書）および面接により選抜。
外国人留学生選抜	日本国籍以外の者で日本語能力試験 N2 合格またはそれと同等以上の日本語能力を有する者が対象。出願書類評価（志願理由書、日本語能力、学業成績）、小論文試験および面接により選抜。
一般選抜	上記の選抜試験区分に該当しない者が対象。出願書類評価（志願理由書、学業成績）、小論文試験および面接により選抜。

【表 2-1-3 大学院博士後期課程 選抜試験方式】

選抜試験方式	概要
学内推薦型選抜	本学食料産業学研究科を修了見込みの者で、修士論文の研究指導教員が推薦した者が対象。出願書類評価、口述発表、面接により選抜。
社会人選抜	企業や団体等における実務経験を有する者または自営業を営む者が対象。出願書類評価、口述発表、面接により選抜。
一般選抜	上記の選抜試験区分に該当しない者が対象。出願書類評価、口述発表、面接に試験より選抜。

- 入試・広報委員会は上記の入試業務を中立かつ公平・公正に実施するための役割を果たしている。一般選抜の入試問題はアドミッション・ポリシーに基づき、試験科目・出題範囲・難易度等を入試・広報委員会で決定した上で、学内に入試問題検討部会を設置し科目ごとに複数の担当者を選出し、専門業者の助言をもとに入試問題

を作成している。【資料 2-1-7】

- また、出願書類や面接試験等の試験科目の評価基準を該当委員会で策定し、入学志願者の多様な学力・能力・適性等を適切に評価できる体制を整えている。
- 入学者の選抜は、入試・広報委員長が作成した合否判定資料に基づき、学長、副学長、学部長、各コース長、入試・広報委員長、事務局長にて構成される合否判定会議により公平・公正に審議され、最終的に学長が決定している。
- アドミッション・ポリシーと選抜試験区分・選抜方法・評価の関連性については毎年度の入試結果等を踏まえ、入試・広報委員会にて検証と見直しを行っている。さらに、選抜試験区分ごとの1年次の成績(GPA)を追跡調査し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜試験の点検・評価を行い、教学マネジメント推進センターにて承認している。【資料 2-1-8】

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- 食料産業学部の過去の入学定員充足率および収容定員充足率は以下の通りであり、入学定員の充足に課題を抱えている。

【表 2-1-4 食料産業学部 入学定員充足率】

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入学定員	180	180	180	180	180	180	180
入学者数	99	149	156	166	171	157	111
入学定員充足率	0.55	0.82	0.86	0.92	0.95	0.87	0.61

【表 2-1-5 食料産業学部 収容定員充足率】

※完成年度以降（在籍学生数は当該年度の5月1日現在の数字を記載）

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
収容定員	720	720	720	720
在籍学生数	529	610	614	580
収容定員充足率	0.73	0.84	0.85	0.80

【表 2-1-6 大学院修士課程 入学定員充足率】

研究科	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
食料産業学 修士課程	入学定員	6	6	6
	入学者数	5	5	2
	入学定員充足率	0.83	0.83	0.33

【表 2-1-7 大学院修士課程 収容定員充足率】

(在籍学生数は当該年度の5月1日現在の数字を記載)

研究科	区分	令和4年度	令和5年度
食料産業学 修士課程	収容定員	6	12
	在籍学生数	5	8
	収容定員充足率	0.83	0.66

【表 2-1-8 大学院博士後期課程 入学定員充足率】

(令和6(2024)年4月開設)

研究科	区分	令和6年度
食料産業学 博士後期課程	入学定員	2
	入学者数	1
	入学定員充足率	0.50

- 開学年度は認知度の課題により入学定員充足率 0.55 にとどまったが、オープンキャンパスの実施、各高等学校校内で行われる進学説明会への参加、教員による出張講義の実施、高校教諭を対象とした大学説明会の実施、本学ホームページおよび各種 SNS を活用した教育・研究に関する内容等、本学の取り組みを県内外の高等学校や対象者に向けて情報発信を実施し、認知拡大を図ってきた。さらに、多様な学生の受け入れを目的として高校時代のスポーツ実績を評価する総合型選抜スポーツ型やグローバルな人材教育を目的とした外国人留学生選抜の導入など入試制度改革を行い、入学定員充足率の改善を図ってきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による留学生の減少や隣接県からの志願者の減少等により令和5(2023)年度以降、入学定員充足率が前年を下回る結果となっている。
- 大学院においては、学内外にて大学院進学説明会を個別で実施し、本学学部卒業生および社会人の受け入れを中心に募集活動強化に努めている。特に本学キャリア支援課と連携し、大学院進学に関する学内説明会を早期より実施することで、本学学部卒業生の進学率の向上を図っている。

#### <エビデンス集・資料編>

【資料 2-1-1】 大学 HP アドミッション・ポリシー

【資料 2-1-2】 2023 年度新潟食料農業大学学生募集要項

【資料 2-1-3】 2023 年度新潟食料農業大学入試ガイド

【資料 2-1-4】 大学院 HP アドミッション・ポリシー

【資料 2-1-5】 2023 年度新潟食料農業大学大学院学生募集要項

【資料 2-1-6】 (学部・修士課程) アドミッション・ポリシーと入学者選抜試験の関連性について

【資料 2-1-7】 2023 年度入試問題検討部会について

【資料 2-1-8】 2023 年度第 11 回入試・広報委員会議事要旨

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 課題である入学定員の充足に向けて県内、隣接県および首都圏、外国人留学生別の広報戦略に基づき、広報活動の強化を図っている。
- 県内対策としては高等学校への直接訪問による情報提供や重点校との高大接続に係る連携協定の締結推進、本学教員による出張講義の強化、新潟県出身者を対象とした総合型選抜 地域選抜型入試の早期実施等で県内での認知度強化の取り組みを行っている。
- 県外対策としては出張型のオープンキャンパスや進学ガイダンス等で、対象高校生との直接接触の機会の創出を図っている。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響で減少傾向にあった外国人留学生の獲得においては、首都圏の日本語学校への直接訪問による情報提供、オンラインを活用した留学生向けの大学説明会の実施、国外から受験可能な入試制度の導入等を推進している。
- 上記の施策により高校生や外国人留学生の来場型オープンキャンパスへの参加者数が増加しており、体験講義や在学生との交流、地域と連携した活動の PR 等で内容を充実させ出願率の向上を図っていく。
- さらに社会連携活動や卒業生の就職実績、就職後の企業や社会での活躍等、大学の教育や研究内容および社会からの評価等、本学の特色や魅力を発信することで、入学定員充足を推進していく。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- 学修支援については、建学の精神に基づき、学生の主体性による学びをサポートするという方針のもと、将来計画における中期計画・アクションプランに沿って、担当する委員会にて取り組んでいる。
- 学修支援を担う組織として、教務委員会および学生委員会を設置している。
- 委員会は各コースの教員に加えて、学務部職員により構成されており、教員と職員が協働して学修支援にあたっている。なお、学生委員会においては看護師等専門知識を有する職員が参画している。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

##### 2-2-② TA( Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

- 本学は令和 4（2022）年に大学院修士課程を設置したことから、令和 5（2023）年度では TA（Teaching Assistant）制度は規程として整備されていなかったが、

必要に応じて、大学院生が教員の指示のもとで教育補助業務にあたっていた。

- 令和6(2024)年4月にTA制度が整備され、運用を開始している。【資料2-2-3】
- 教員と学生とのコミュニケーションを充実させるためにオフィスアワー制度があり、授業内容、学習方法、就職や進路などの相談を受け付けている。また、オフィスアワーは学期毎に取り纏められ、学生に公開している。【資料2-2-4】 また、近年では、オフィスアワー以外の手段として、E-mail や学内 SNS でのコミュニケーションも多く活用されている。
- 障がいのある学生への配慮として、新入生の入学時には、医務室が主幹となって学生の障がいや配慮の必要な状況の有無について調査し、対応が必要な学生の情報は、学生本人の了承を得て全教員に共有している。
- 学生委員会では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の規定に基づき、合理的な配慮を提供するために必要な支援対策を整えている。【資料2-2-5】
- 障がいのある学生は、入学時において就学に必要な支援を申請し、医務室が中心となり関係部署と連携、対象学生の支援ニーズの聴取を行い、対応策を検討している。【資料2-2-6】【資料2-2-7】
- 中途退学、休学及び留年などへの対応として、教務委員会所属の教職員と学生委員会所属の教員が連携し、成績不振学生や欠席の多い学生を対象とした面談を学期ごとに実施している。面談では、単位取得状況を教員と学生とで確認し、学修及び生活における問題把握と解決を図っている。
- 新潟及び胎内両キャンパスに医務室を設置しており、看護師が常駐して相談に対応している。また、週に一度臨床心理士が来学し、予約制で心理相談も実施している。【資料2-2-8】
- 中途退学や除籍の状況については、過年度からの変化も含めて、年度単位で分析し、退学抑止等につなげている。【資料2-2-9】
- 教務委員会による学修支援として、入学前教育を行っており、総合型選抜や学校推薦型選抜で早期に合格した入学予定者を対象にオンライン学習サービス（スタディサプリ）を導入している。学習の進捗状況を入試広報部や学務部の職員が定期的に確認し、学修を支援している。【資料2-2-10】
- また、入学直後には基礎科目のプレースメントテスト（基礎学力を評価する基本的レベルのテスト）を実施し、成績に応じて基礎科目を履修するよう学生に促している。【資料2-2-11】
- さらに、初年次教育を充実させるために、開学以降1年次に「基礎ゼミⅠ」を開講し、充実した大学生活を送るために必要な知識や考え方、学生・社会人としての基本マナー等について、少人数のグループに分けて指導・支援している。【資料2-2-12】
- 留学生への学修支援として、日本語教室を開学初年度から開講しており、日本語による授業受講に必要な日本語能力を向上する機会を提供している。この講座によるN1獲得者も輩出してきた。【資料2-2-13】 令和5(2023)年度からは更に留学生への学修支援を充実させるため、カリキュラム改定に伴い、「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」を留学生対象に開講している。



- 学生委員会では、個別の学生に対する学修支援の窓口及び適切な学修指導を行う仕組みとして、開学初年度から「担任制」を導入している。
- 学修支援のために教務システム（ユニバーサルパスポート）を活用し担任教員や科目担当教員、学務部職員が学生の成績や出席状況の閲覧、各種連絡等を行っている。
- 学生の授業出席状況を定期的に確認【資料 2-2-14】しており、連続欠席が目立つ学生については学生委員会を通じて担任教員に共有し、早期面談を実施している。加えて、学務部職員や医務室とも連携しながら中途退学、休学及び留年への対応を行っている。
- 外国人留学生等に対する学修支援を主として担当する職員を配置しており、履修やアルバイト、日本人学生との交流、ビザ更新などを支援している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-2-1】 新潟食料農業大学教務委員会規程
- 【資料 2-2-2】 新潟食料農業大学学生委員会規程
- 【資料 2-2-3】 新潟食料農業大学ティーチングアシスタント制度に関する規程
- 【資料 2-2-4】 オフィスアワー一覧
- 【資料 2-2-5】 新潟食料農業大学障害のある学生支援に関する規程
- 【資料 2-2-6】 修学上の合理的配慮の実施手続きフロー
- 【資料 2-2-7】 新潟食料農業大学障害のある学生支援に関する合理的配慮方針
- 【資料 2-2-8】 学生相談・心理相談の利用状況
- 【資料 2-2-9】 退学・除籍の発生状況分析
- 【資料 2-2-10】 入学前教育（スタディサプリ）新入生向け案内資料
- 【資料 2-2-11】 プレイスメントテスト実施に関する資料
- 【資料 2-2-12】 「基礎ゼミ I」シラバス
- 【資料 2-2-13】 日本語教室関連の N1・N2 取得者実績一覧
- 【資料 2-2-14】 二週間連続欠席学生のリスト

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 組織的な学修支援体制は円滑に機能しているため、同様の学修支援内容を継続し、これまで以上に学生のニーズに応えることができる支援体制を検討し、構築する。
- 要支援学生及び障がいのある学生に対して、今後は合理的配慮の運用定着や、ピアサポート制度の導入などの体制を強化する。
- TA を効果的に運用し、演習科目や実習科目を中心として学修指導の充実が図れる体制を構築していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

## (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 本学では「キャリア系科目による教育」と「キャリアセンターによるサポート」を実施することで学生の社会的・職業的自立に関する支援体制が整備されている。
- キャリア系科目は1年次から3年次にて配置されている。1年次ではキャリア系科目として「インターンシップⅠ」【資料 2-3-1】が配置されている。この授業では早い段階で実社会を経験し、高い目的意識で学生生活を送る心構えを養うことを目的としている。授業内で企業・業界研究の基礎を学び、流通施設・生産法人・植物工場・食品加工企業等の見学を実施している。2年次では「キャリアプランニングⅠ」と「キャリアプランニングⅡ」を配置している。「キャリアプランニングⅠ」で自分のキャリア設計の構築を目的とし、能力の可視化プログラムを実施する。「キャリアプランニングⅡ」では授業内で、エントリーシートを作成し、グループディスカッションや採用面接の方法・技術の習得を図る。3年次では「インターンシップⅡ」が配置され、授業内で研修先企業と業界研究を実施し、夏休み期間を活用した実習に参加し、報告会の実施と報告書を作成することで就職活動とその後のキャリア形成に有効な知識と経験の修得を図っている。【資料 2-3-2】
- 教育課程外において、3年次生を対象にキャリアセンターによる就職活動への支援のための「就職支援セミナー」と、関連業界の企業や団体を招き、業界研究を進める「業界研究セミナー」【資料 2-3-3】を実施し、学生への就職活動への意識の醸成や、進路決定のための情報提供を実現している。
- 学生の就職・進学に対する相談・助言体制の機関としてキャリアセンターを新潟および胎内の両キャンパスに設置している。キャリアセンターはセンター長として選出された教員（1名）と事務局キャリア支援課職員（常勤職員4名）で構成されている。キャリア支援課職員のうち、1名はキャリアコンサルタントの有資格者である。また、キャリアセンターでは独自のホームページを持ち【資料 2-3-4】、大学内外に情報発信をしている。
- キャリアセンターの設備として、新潟キャンパスでは、相談ブース2席と資料閲覧用パソコン2台、胎内キャンパスでは、相談ブース5席と資料閲覧用パソコン2台を設置している。両センターともに企業・団体の求人やパンフレットを配備し、就職資料室として各種情報提供を行っている。また、常勤の専門相談員が常駐し、就職活動相談、履歴書作成相談、模擬面接などを実施している。

【表 2-3-1 キャリアセンターの状況】

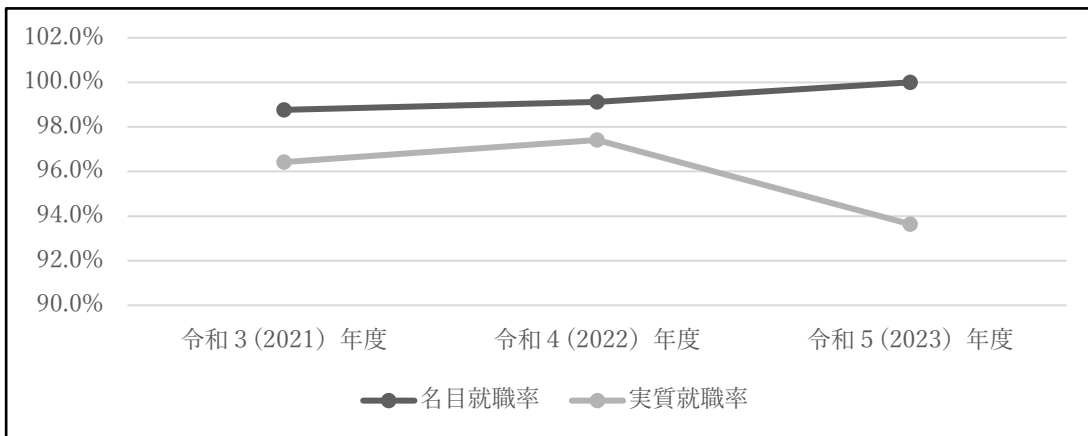
名称	スタッフ数	開室日数 (週当たり)	開室時間	備考
新潟キャンパス キャリアセンター	2名	5名	9:00～ 17:00	職員2名
胎内キャンパス キャリアセンター	3名	5名	9:00～ 17:00	教員1名（キャリアセンタ ー長）、職員2名

- 本学独自の仕組みとして、キャリアセンターの運営は、社会連携活動の担当機関で

ある社会連携推進委員会の下で行っている。社会連携推進委員会にはこれまで企業や団体と培ってきた情報や実績が蓄積されている。これらの蓄積された情報や実績を就職支援に活かす仕組みを構築している。また、社会連携推進委員会において、キャリアセンターの活動状況と就職状況が詳細に報告され、情報が共有されている。また、教授会を通して教員にも就職状況の情報が共有され、教員による就職支援も活発に行われている。

- キャリアセンターでは、学生が本学にて学んできた内容や出身県、採用実績等を掲載したパンフレットを作成し、企業・団体などの採用活動の時期に応じて、年1回求人票の送付依頼を行い【資料 2-3-5】、求人情報の収集にあっている。
- 収集された求人票はキャリアセンター職員が職種別・地域別に分類し、各キャリアセンター内にファイリングすることで、学生がいつでも求人情報を閲覧できる環境を整えている。また、学生に本学の就職専門の検索サイトへのアクセス権を付与し、併せて求人検索システム【資料 2-3-6】を設置することで、学内と同様に学外からも求人情報を閲覧する機会を提供している。
- 3年次生に対して独自に進路希望調査票【資料 2-3-7】の登録を促し、その情報に基づいてキャリアセンターによる希望進路に関する面談を全学生対象に行っている。登録された情報は、その後の相談記録、採用試験受験情報とともに学生就職状況確認表に記録して管理し、どの相談員が対応しても連続性をもった相談ができる体制を整備している。
- キャリアセンターではインターンシップ参加希望の学生に対して、インターンシップ先の情報提供や参加における留意点に関する相談にも対応している。
- 学生の卒業時に、卒業後においてもキャリア支援を希望する者に対して対応できる旨を伝えている。
- 大学院修了後に就職を希望する者に対しても、求職登録をすることで、学部生と同様の支援を行っている。
- 留学生のうち、日本で就職を希望する学生に対しては留学生向けガイドブックの配布や留学生対象就職ガイダンスを実施している。日本人学生と同様の対応を行っており、専門的知識が必要な場合は外部団体とも情報の共有化等を図り、連携している。
- 合同業界研究会として、例年11月に「NAFU JOB 博」と称して、新潟県内を中心とした食品、農業関連業界の企業を集め、その業界の情報を提供するイベントを実施している。また、卒業生を招いての座談会を開催し、学生の就職先の検討のための企業・業界の情報を提供している。
- 就職内定率の推移、ならびに令和5（2023）年度卒業生の主な就職先状況は以下の通りとなっている。

【図 2-3-1 就職内定率の推移（令和 3 年度～令和 5 年度）】



＜令和 5（2023）年度 卒業生進路状況＞

卒業生 118 名、就職希望者数 103 名、就職者数 103 名、進学者 8 名、帰国等その他 7 名

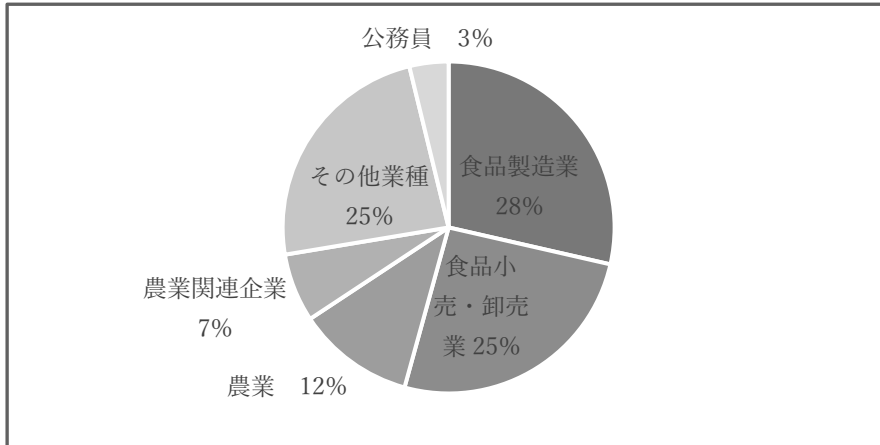
- ・ 名目就職率（就職者数／就職希望者数）：100.0%
- ・ 実質就職率（就職者数／（卒業生数－大学院進学者数））：93.6%

＜令和 5（2023）年度 大学院修了生進路状況＞

卒業生 2 名、就職希望者数 2 名、就職者数 2 名

- ・ 名目就職率、実質就職率ともに、100.0%

【図 2-3-2 学部卒業生就職先業種内訳（令和 5 年度）】 n=103



- 本学のキャリア教育が学生にとって最良の職業選択に資することができるか、また、本学の教育を受けた卒業生の能力が企業や団体等の求める能力と差異がないかを確認するため、卒業生および就職内定先企業に対して、卒業後アンケート【資料 2-3-8】と企業定着度調査【資料 2-3-9】を実施している。

＜エビデンス集（資料編）＞

- 【資料 2-3-1】 インターンシップ I 実施概要
- 【資料 2-3-2】 インターンシップ II 実施報告書
- 【資料 2-3-3】 23 年度各セミナースケジュール

- 【資料 2-3-4】 キャリアセンターHP
- 【資料 2-3-5】 人事採用ご担当者様への案内
- 【資料 2-3-6】 キャリタス UC HP
- 【資料 2-3-7】 進路希望調査票
- 【資料 2-3-8】 2022 年 3 月卒（第 1 期生）卒業後アンケート集計結果
- 【資料 2-3-9】 2022 年 3 月卒（第 1 期生）企業定着度調査 回答集計報告

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 企業情報、求人情報を蓄積し、学生に対する情報提供サービスをさらに充実させ、インターンシップによる就業体験を推奨するとともに、インターンシップ参加率の向上を図る。また、キャリア教育・キャリア支援の成果を点検・評価し、学生及び就職先企業等からのニーズに応えられるよう充実させる。
- 学業とスポーツ活動の両立を向けた支援の中で、早期からのキャリアビジョンの形成に向けた支援を推進し、スポーツ関連の進路に対する支援策の実行を図る。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 学生生活支援や厚生補導は学生委員会が担当しており、各コースから選出された教員と、学務部職員によって構成されている。
- 学務部は令和 5（2023）年度まで学務課のみの一課体制であったが、令和 6（2024）年 4 月からは、よりきめ細やかな学生生活支援を行うために教務課と学生課の二課体制としている。学生生活支援は、主に学生課と医務室が学生委員会と連携して担当している。
- 健康相談および心的支援は、担任である教員や学生委員会と連携した医務室が対応している。特に新型コロナウイルス感染症の対応では、医務室が学内での感染予防の中核を担った。医務室は、胎内キャンパス K 棟（学生棟）1 階部屋番号（K102）、新潟キャンパス 1 階 A112 室にあり、それぞれ 1 名の看護師が常勤して対応している。
- 学生の健康診断は、新潟市内の指定病院と連携して実施している。病院での手当を必要とする場合は近隣病院や個人医院と連携して対応している。
- 精神的な問題を抱えている学生には、週 1 回臨床心理士の資格を有したカウンセラーが「こころの相談ルーム」にて対応している。

【表 2-4-1 精神的な問題を抱える学生支援体制】

名称	担当者	開室日数	開室時間
こころの相談 ルーム	臨床心理士 2 名	週 1 回	11:00～14:00
医務室（新潟キャンパス）	看護師 1 名	週 5 日	8:30～17:00
医務室（胎内キャンパス）	看護師（精神保健福祉士、 社会福祉士免許保持）1 名	週 5 日	8:30～17:00

- 学生の課外活動支援として、本学が指定する 5 団体を指定強化部と定め、スポーツ・教育を通じた人材育成を目的に支援している。所属する学生は「新潟食料農業大学スポーツ憲章」【資料 2-4-1】のもと、文武両道を目指し、部長、監督の連携で支援等を行っている。
- クラブ・サークル活動が学友会の管轄で活発に行われており、本学の教員が部長として相談や指導にあっている。さらに学友会は新入生歓迎会【資料 2-4-2】、学園祭（橙和祭（とうわさい））【資料 2-4-3】などのイベントの企画、運営も行っている。
- その他の学生生活支援として、本学のキャンパスは都市部から離れているため、通学支援としてスクールバスを運行している。【資料 2-4-4】また、自転車・バイク・自家用車での通学も許可しており、学生の約 3 割が利用している。駐車場は胎内キャンパスで約 400 台、新潟キャンパス約 450 台分をキャンパス内に整備している。
- 自家用車以外での移動手段として、学生が利用できるカーシェアリングサービス【資料 2-4-5】を導入し、学友会によって管理運営している。
- 運転に不慣れな学生が多いため、学生委員会主催で交通安全講習会を実施している。【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】
- 安全な学生生活を確保するために、事務局職員によるキャンパス内の巡視や闇バイト防止・薬物乱用防止の注意喚起を行っている。【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】
- 胎内キャンパスについては、昼食の支援として L 棟（厚生棟）2 階に食堂を設置している。さらに弁当やパン等を販売して学生の利便性を確保している。食堂以外での食事や休憩の場所として、胎内キャンパスの L 棟（厚生棟）3 階と 6 階、新潟キャンパスの 1 階 A103 に、それぞれラウンジが設置されている。
- 食堂以外での軽食や飲料・文具等を購入できるサービスとして、令和 6（2024）年 4 月には、L 棟（厚生棟）1 階にコンビニエンスストア（LAWSON）をオープンした。
- 経済的な支援策として、本学が独自に制定している奨学金制度「新潟食料農業大学奨学金制度」がある。【資料 2-4-11】また、本学以外の奨学金として、日本学生支援機構奨学金については、学務課が窓口となり、説明会や個別相談に対応している。その他、自治体、各種財団法人からの奨学金の募集情報について、学務部で整理して、学生用ポータルサイトで周知を行っている。またアルバイト情報についても学務部で受け付けて掲示を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-4-1】 新潟食料農業大学スポーツ憲章資料
- 【資料 2-4-2】 新入生歓迎会実施資料
- 【資料 2-4-3】 橙和祭開催資料
- 【資料 2-4-4】 スクールバス運行表
- 【資料 2-4-5】 カーシェアリングサービス関係資料
- 【資料 2-4-6】 交通安全講習会実施資料
- 【資料 2-4-7】 雪道講習会実施資料
- 【資料 2-4-8】 学内巡視実施資料
- 【資料 2-4-9】 新入生オリエンテーション資料
- 【資料 2-4-10】 「夏季休暇前の生活安全・安心セミナー」実施報告
- 【資料 2-4-11】 新潟食料農業大学奨学金制度・学資融資奨学金制度資料

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- 個々の学生の状況を考慮した支援を行うことで学生満足度を向上させる。そのために学生支援に係る各種データおよび学生ニーズを収集・分析・改善を徹底する。
- 心身の健康サポート体制を充実させるために、こころの相談室の人員体制を拡充する。
- 新型コロナウイルス感染症の収束後に活発化してきた課外活動への支援を充実させ、学生間の交流機会を増加させる。
- 留学生の個々の課題に応じた支援を充実させる。

**2-5. 学修環境の整備**

**2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理**

**2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用**

**2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性**

**2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理**

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- 教育目的を達成するために必要な校地、校舎、図書館、体育施設、圃場等をキャンパス内に適切に配置整備している。
- 本学は、平成 30（2018）年 4 月に胎内市平根台に胎内キャンパス、新潟市北区に新潟キャンパスの 2 キャンパスを建設し開学した。本学の校地及び校舎の面積は、「エビデンス集（データ編）」の「共通基礎様式 1（組織・設備等）【改正前】」の通り、設置基準を上回っている。
- 令和 3（2021）年と令和 4（2022）年に胎内キャンパスの学生用駐車場を増設し、学生の利便性向上を図っている。
- 校舎には、学長室、副学長室、会議室、事務局、研究室、講義室、医務室、自習室

等が整備されており、2キャンパス（胎内キャンパス、新潟キャンパス）合わせて、大中小の講義室が11室、各種実験室（実験準備室・分析機器室も含む）が15室、演習室が25室設置されている。【資料 2-5-1】

- 講義室には授業をより良い環境で実施するための設備（固定式・移動式プロジェクター、大型スクリーン、会議用大型モニター、操作用PC、テレビ会議システム）が整備されている。
- 胎内キャンパスには圃場および温室棟、図書館、キャリアセンター、食堂、学生用ラウンジ、コンビニ売店、多目的グラウンド、体育館、トレーニング専用棟が、新潟キャンパスには図書室およびキャリアセンター、学生用ラウンジ等が整備されており、充実したキャンパスライフが送れるよう施設環境を整えている。
- 令和2（2020）年度には、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、喫食スペースの拡充及びリラクゼーションスペースの増設を行った。
- 毎年、防災・避難訓練実施計画【資料 2-5-2】に基づき、管轄の消防署及び施設管理業者との連携のもと防災・避難訓練を実施している。また、訓練実施後は消防訓練実施報告書【資料 2-5-3】を当該消防署へ提出している。
- 消防設備、エレベーター、ガス設備、貯水槽などは、専門業者と年間保守契約【資料 2-5-4】を締結し、定期的に点検整備を行っているほか、職員が適宜巡回しながら安全確認を行っている。なお、本学施設は令和4（2022）年4月に実施された耐震化率調査において、新耐震基準に適合していることが証明されている。
- 施設設備の適切な管理運営のため、新潟食料農業大学施設等使用規則【資料 2-5-5】、新潟食料農業大学施設等使用細則【資料 2-5-6】、新潟食料農業大学図書館利用規程【資料 2-5-7】、新潟食料農業大学体育施設使用細則【資料 2-5-8】等を定め適切な運営・管理を行っている。

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

- 実験・実習施設として圃場および温室棟、各種実験室、農作物栽培管理用のビニールハウス、農業用機具・備品の保管庫等を敷地内に設置し、また最新機器を備えた分析機器室や解析室の設置により、教育・研究活動等における利便性と充実した環境を整えている。
- 図書館については「エビデンス集（データ編）」の「共通基礎様式1（組織・設備等）【改正前】」の通り、胎内キャンパス・新潟キャンパス合わせて504.5 m<sup>2</sup>の面積に閲覧座席数88席を設け、13,784冊の図書（うち外国書は561冊）、134種類の学術雑誌（うち外国書は9種類）、8種類の電子ジャーナルを所蔵している。また、図書館は「エビデンス集（データ編）」の「2-12 情報センター等の状況」にも記載されている通り、情報センターとしての機能も有し、本学が契約するデータベース内の電子ジャーナル、電子ブックをオンライン検索・閲覧できる蔵書検索サービス【資料 2-5-9】を提供している。
- その他の図書館機能として、機関リポジトリやルーラル図書館（一般社団法人農山漁村文化協会が運営する「有料・会員制の農業情報提供サイト」）が利用可能である。
- 図書館の開館時間は、胎内キャンパスでは平日 9:00～18:00、新潟キャンパスでは平日 9:00～17:00 としている。



- 学内施設内全エリアで無線 LAN によるインターネットアクセスができる環境を整備し、また中規模講義室の各座席には電源コンセントを備え、学生必携のパソコンを使用した授業に対応している。
- 学内において自習スペースを確保するため、胎内キャンパスでは 各棟ゼミ室、L 棟（厚生棟）3階および6階の学生ラウンジ、新潟キャンパスでは1階学生ラウンジおよび学生自習室、2階ゼミ室を開放している。

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- 車椅子のまま入館できるように、胎内キャンパス A 棟（管理棟）・L 棟（厚生棟）・J 棟（図書館棟）の玄関および K 棟（学生棟）廊下入口にはスロープが設置されており、新潟キャンパスでは段差のない玄関構造となっている。また、スムーズな出入りができるように、両キャンパスともに自動ドアが設置されている。
- 車椅子のまま階移動ができるように、両キャンパスともに必要な箇所にエレベーターが設置されている。
- 胎内キャンパス内の各棟（図書館棟を除く）はつながっており、障害なく移動できる構造となっている。
- 多目的トイレを胎内キャンパスでは3か所、新潟キャンパスでは2か所に設置しており、また障害者用駐車スペースを両キャンパスともに確保し、身体の不自由な方でも利用しやすい環境となるように配慮している。
- 突然の体調不良に備え、AED を胎内キャンパスでは4か所、新潟キャンパスでは1か所に設置している。

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

- 授業を行うクラスサイズは、適切に授業を行えるよう教務課で把握、管理している。  
【資料 2-5-10】
- 教養科目である「総合英語 I～IV」、「コンピュータリテラシー I・II」、「スポーツ実践」では教育・学習効果を重視し、少人数クラスで行っている。
- 必修科目である「基礎ゼミ I・II」は担任による適切な学生管理のもと少人数教育を重視し、クラス人数を 10～15 人程度に抑えている。
- 細かい指導が必要な科目・実験については、複数の専任教員による対応や補助教員によるサポート体制を整えている。

#### <エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-5-1】 キャンパスガイド（校舎内レイアウト）
- 【資料 2-5-2】 2023 年度防災・避難訓練実施概要
- 【資料 2-5-3】 2023 年度消防訓練実施報告書
- 【資料 2-5-4】 建物管理業務委託契約
- 【資料 2-5-5】 新潟食料農業大学施設等使用規則
- 【資料 2-5-6】 新潟食料農業大学施設等使用細則
- 【資料 2-5-7】 新潟食料農業大学図書館利用規程

【資料 2-5-8】 新潟食料農業大学体育施設使用細則

【資料 2-5-9】 蔵書検索サービス案内（一部抜粋）

【資料 2-5-10】 2024 年度授業別履修者人数一覧

### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- 適切な学習環境の整備に向けて、毎年実施している「学生満足度アンケート」等も参考にし、施設設備の拡充およびメンテナンスを計画的に進めていく。
- 図書館の利便性向上を図るため、SNS を利用したサービス提供や情報発信の強化、電子ジャーナル、電子ブックの導入を積極的に検討していく。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- 学修支援に関する学生の意見や要望は、担任の教員との面談や学生課窓口での相談によって把握し、必要に応じた支援に努めている。
- 学期ごとに各科目の授業評価アンケートを実施しており、授業に対する満足度や授業方法の改善要望などを把握している。その結果は講義担当教員へ報告されるとともに、整理・分析して FD・SD 研修の内容に反映するなどして改善に努めている。【資料 2-6-1】
- 学生の満足度や改善要望を把握するために、在学生を対象とした学生満足度アンケートを実施しており、授業や教員の対応についても質問項目を設けて要望の把握に努め、結果は学生委員会にて共有している。【資料 2-6-2】

##### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見や要望の把握についても、担任の教員や学務部の職員が面談などで把握し、相談窓口体制の充実につなげている。【資料 2-6-3】
- 前述の学生満足度アンケートでも学生生活に関する意見要望についての質問項目を設けており、回答を分析して意見・要望の把握に努めている。【資料 2-6-4】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- 前述と同様に学生満足度アンケートを実施し、学生の意見をくみ上げ、分析した結果を全教職員に共有し、学修環境の改善に努めている。【資料 2-6-2（再掲）】【資料 2-6-4（再掲）】
- 学生委員会が主幹となって実施した保護者（保証人）会では、開催案内の際に大学運営に関するアンケートも同時に実施するとともに、当日は保護者とのフリートークの時間を設けて参加者からの意見を収集し、これらの意見をもとに、改善内容を検討している。【資料 2-6-5】
- 学習環境に関して意見や要望を聞くために、「目安箱」を設けている。これにより、スクールバスの便数調整や食堂の給水機設置など、環境の改善につながっている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-6-1】 2023 年度後期授業評価アンケート結果
- 【資料 2-6-2】 2023 年度学生満足度アンケート結果
- 【資料 2-6-3】 「こころの相談室」資料
- 【資料 2-6-4】 2023 年度学生満足度アンケート結果分析資料
- 【資料 2-6-5】 保護者（保証人）会案内資料

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- 学生満足度アンケートにおける学生の意見を取り入れて、改善していることを学生にフィードバックすることで、より満足度の得られる効果的な方法を検討する。
- 医務室の機能を充実させるとともに、心身の問題を抱えた学生や学修支援を要する学生への支援体制の強化を目指す。

**[基準 2 の自己評価]**

- 学生受け入れにおいて、本学のアドミッション・ポリシーは、本学の教育研究上の目的を踏まえて策定されている。このアドミッション・ポリシーに基づき適正な入学者選抜試験を実施している。入学定員に沿った受け入れについては、入学定員充足率の改善に向けての方策をとっており、自己評価として学生の受入に適正に取り組んでいる。
- 学修支援体制は、対応する委員会を適切に設置し、運営している。
- 学修支援制度の充実化については、準備段階も含めて適切に取り組んでいる。令和 6 (2024) 年度に制度化された TA 制度、合理的配慮の対応などについて円滑に運用し、運用の中で見出される課題を解決しつつ本学の状況に応じた充実したものとしていく。
- 中途退学、休学および留年に対する対応について、委員会を通して教職員が協働して取り組むことにより、早期に解決を図っている。
- 教員による教育課程でのキャリア教育と主にキャリアセンターによる教育課程以外のセミナー等による支援体制の実施、及び社会連携推進委員会の下でのキャリア支援課との連携によるキャリアセンターでの就職支援体制によって、学生の社会的・

職業的自立に関する支援体制の整備が適切になされている。

- 学生に対する生活支援や指導、生活安全指導、人権保護、福利厚生施設の充実、課外活動の支援、経済的支援について十分に行っていると判断した。教育目的の達成のため、校地、校舎等の施設設備を適切に整備し、安全性を確保した上で有効に活用している。また、実習施設及び図書館等についても、十分な教育や研究が実践できる環境や機能、ICT サービスが備わっており、有効に活用できている。学内の施設はバリアフリーに配慮しているとともに、体調不良に備え AED を設置しており、施設・設備の利便性に配慮している。授業を行う学生数については、教育・学習効果を十分上げられるように適切に管理されている。学修支援に対する学生の意見や要望をくみ上げるシステムを適切に整備し、収集した意見・要望に対して分析した結果を適切に活用している。
  - 心身に関する相談をはじめとする学生生活に対する意見をくみ上げるシステムを整備し、収集した意見・要望に対して分析した結果を適切に活用している。また、施設・設備等の学修環境に対する意見をくみ上げるシステムも適切に整備し、収集した意見・要望に対して分析した結果を適切に活用している。
- 以上のことから、「基準 2. 学生」を満たしていると判断する。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

- 本学では、基準 1 にて記述した教育目的を踏まえて、学部のディプロマ・ポリシーおよび研究科のディプロマ・ポリシーをそれぞれ策定している。
- 学部ディプロマ・ポリシーの周知は、ホームページ【資料 3-1-1】や履修の手引き【資料 3-1-2】、学期開始時に開催しているオリエンテーションにて配布する資料【資料 3-1-3】などに明示することで周知の徹底を図っている。
- また、学部のシラバスにおいて、各科目に対するディプロマ・ポリシーとの関連性を示すことで、学生にディプロマ・ポリシーと授業内容との繋がりを意識するように工夫している。【資料 3-1-4】また、教員に対してもシラバス作成時に配布する「シラバス作成ガイドライン」により、同様の内容について非常勤講師を含む全教員に対して明示することで、ディプロマ・ポリシーに対する理解を促すよう取り組んでいる。
- 研究科ディプロマ・ポリシーの周知は、ホームページ【資料 3-1-5】や学期開始時に開催しているオリエンテーションにて配布する大学院キャンパスガイド【資料 3-1-6】などに明示することで周知の徹底を図っている。

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

- ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準については、学部・大学院の学則および履修規程に定めている。
- 授業科目ごとにディプロマ・ポリシーに関連付けた到達目標を定めており、その到達目標の達成度に基づき成績評価を行い、単位を認定している。
- 学部の単位認定基準は、所定の学習時間を担保した授業科目を履修し、その試験に合格した者に単位を与えることが大学学則第 26 条【資料 3-1-7】および大学履修規程第 17 条【資料 3-1-8】に定めている。
- また、成績評価の基準は、大学学則第 33 条【資料 3-1-9】および大学履修規程第 17 条【資料 3-1-8（再掲）】に定めている通り、A+（100～90 点）、A（89～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）、D（59 点以下）の 5 段階による成績評価によって判定され、A+、A、B、C を合格として所定の単位を付与している。

- また、学部における単位認定に関わる授業時間や試験方法、成績評価方法等が履修の手引きに明示され、学期開始時に開催するオリエンテーションを通じて学生に周知されている。【資料 3-1-10】
- 大学院の単位認定基準は、大学院学則第 19 条【資料 3-1-11】および大学院履修規程第 9 条【資料 3-1-12】に定めている。また、大学院の単位認定に関わる授業時間や成績評価方法等については、大学院生に配布される大学院キャンパスガイド【資料 3-1-13】に明示され、周知されている。
- 進級基準については、学部において 2 年次から 3 年次に進級する際に修得単位数による進級要件を大学履修規程第 21 条【資料 3-1-14】に定めている。
- 卒業認定基準については、大学学則第 41 条【資料 3-1-15】および大学履修規程第 23 条【資料 3-1-16】に定めている。
- これらの卒業要件および卒業研究関連科目の履修条件【表 3-1-1】についても、大学履修の手引き【資料 3-1-17】に記載されており、併せて学期開始時に開催されるオリエンテーションにおいて、学生にオリエンテーション資料【資料 3-1-18】を配布し、周知している。
- 大学院修士課程および博士後期課程の修了認定基準については、所定以上の在学と単位修得および必要な研究指導を受けたうえで、学位論文の審査および試験の合格を要件とすることが大学院学則第 22 条【資料 3-1-19】および大学院履修規程第 19 条【資料 3-1-20】に定めている。
- また、大学院の修了認定基準は大学院キャンパスガイド【資料 3-1-21】に明示されており、オリエンテーションにて大学院生に周知している。

【表 3-1-1 卒業研究関連科目履修に要する条件】

コース	卒業研究科目	卒業研究履修に要する条件
アグリコース	卒業研究 I	栽培科学実験・実習の単位を修得していること
	卒業研究 II・III	栽培科学実験・実習、植物分子科学実験・実習、卒業研究 I（アグリコース）の単位をすべて修得していること
フードコース	卒業研究 I	食品科学実験・実習の単位を修得していること
	卒業研究 II・III	食品科学実験・実習、食品プロセス学実験・実習、卒業研究 I（フードコース）の単位をすべて修得していること
ビジネスコース	卒業研究 I	食産業ビジネス演習 I の単位を修得していること
	卒業研究 II・III	食産業ビジネス演習 I、食産業ビジネス演習 II、卒業研究 I（ビジネスコース）の単位をすべて修得していること

## 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- 学部における単位認定は、授業科目担当教員が課す試験の成績評価に基づいて厳正に行っている。また、成績評価基準や評価方法【資料 3-1-4（再掲）】はシラバ

スに明示され、初回の授業開始時においても授業科目担当教員から学生に周知している。

- 成績評価は学務部が管理している教務システム（ユニバーサルパスポート）を通じて、履修学生および保証人に通知【資料 3-1-22】される。成績評価 A+・A・B・C・D は、それぞれグレード・ポイント（GP）として 4・3・2・1・0 に換算され、学生が所属する学年における学修状況を定期的に把握できるよう、各学期末にグレード・ポイント・アベレージ（GPA）の頻度分布【資料 3-1-23】を教務システム（ユニバーサルパスポート）に明示している。
- 進級については、進級基準に則して教授会にて選出された進級判定代議員会により、各学生の単位修得状況を確認のうえ、進級可否を審議し、学長がこれを決定することが大学履修規程第 21 条【資料 3-1-14（再掲）】に定められており、厳正に適用している。
- 卒業認定は、学則に定める在学すべき年数以上在学し、大学が定める所定の単位を修得した学生について、教授会にて選出された卒業判定代議員会によって、単位修得状況を確認し、卒業の可否を審議、学長が決定することが大学履修規程第 23 条【資料 3-1-16（再掲）】に定められており、併せて教授会の議を経て学長が卒業を認定することを大学学則第 41 条【資料 3-1-15（再掲）】に定めており、厳正に適用している。
- また、卒業研究を行うための科目として「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「卒業研究Ⅲ」を配置しているが、卒業研究を論文として取り纏めるための授業科目である「卒業研究Ⅲ」の単位修得において、口頭による卒業論文発表と卒業論文審査を課すことで厳正に適用している。
- 大学院の修了認定には、在学年数と単位修得の要件を満たし、必要な論文指導を受けたうえで学位論文審査に合格することが必要となっており、学位論文や学位授与の審査手順については、大学学位規程【資料 3-1-24】に基づき、厳正に適用されている。
- 修士論文の提出方法や審査基準については、修士論文提出要領【資料 3-1-25】および修士論文審査要領【資料 3-1-26】に定められており、学生にも周知し、厳正に適用している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-1-1】 大学 HP 学部三つのポリシー
- 【資料 3-1-2】 NAFU 履修の手引き（2023～2024 入学生） 2 ページ
- 【資料 3-1-3】 学部オリエンテーション資料
- 【資料 3-1-4】 学部シラバス（例）
- 【資料 3-1-5】 大学 HP 大学院三つのポリシー
- 【資料 3-1-6】 NAFU graduate school Campus Guide 2024 61-63 ページ
- 【資料 3-1-7】 新潟食料農業大学学則 第 26 条
- 【資料 3-1-8】 新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科履修規程 第 17 条
- 【資料 3-1-9】 新潟食料農業大学学則 第 33 条

- 【資料 3-1-10】 NAFU 履修の手引き (2023~2024 入学生) 11 ページ、61-63 ページ
- 【資料 3-1-11】 新潟食料農業大学大学院学則 第 19 条
- 【資料 3-1-12】 新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科  
食料産業学専攻履修規程 第 9 条
- 【資料 3-1-13】 NAFU graduate school Campus Guide 2024 43 ページ、56-59 ページ
- 【資料 3-1-14】 新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科履修規程 第 21 条
- 【資料 3-1-15】 新潟食料農業大学大学学則 第 41 条
- 【資料 3-1-16】 新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科履修規程 第 23 条
- 【資料 3-1-17】 NAFU 履修の手引き (2023~2024 入学生) 21-22 ページ
- 【資料 3-1-18】 2024 年度新 2 年生オリエンテーション資料 2-3 ページ
- 【資料 3-1-19】 新潟食料農業大学大学院学則 第 22 条
- 【資料 3-1-20】 新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科  
食料産業学専攻履修規程 第 19 条
- 【資料 3-1-21】 NAFU graduate school Campus Guide 2024  
70-71 ページ (修士課程)、77-78 ページ (博士後期課程)
- 【資料 3-1-22】 NAFU 履修の手引き (2023~2024 入学生) 35 ページ
- 【資料 3-1-23】 2023 年度 GPA 頻度分布状況 (例)
- 【資料 3-1-24】 新潟食料農業大学学位規程
- 【資料 3-1-25】 新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科食料産業学専攻  
修士論文提出要領
- 【資料 3-1-26】 新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科食料産業学専攻  
修士論文審査要領

### (3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- 今後もディプロマ・ポリシーの周知を効果的に行うことで、学生への認識・理解度を向上させる。併せて、認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準について精査を行い、必要に応じて改定を行う。併せて、令和 6(2024)年度から大学院博士後期課程が開設されたことから、厳正な学位論文審査基準等について策定を行っていく。

## 3-2 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

#### (2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知



- 本学は建学の精神、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを具現化するために、学部および大学院各課程において、体系的と整合性を担保する内容でカリキュラム・ポリシーを策定し、履修の手引き【資料 3-2-1】および大学院キャンパスガイド【資料 3-2-2】に明示し、学期開始時に実施されるオリエンテーションにて、全学生に周知している。また、大学ホームページ【資料 3-2-3】においても公開している。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- 食料産業学部では、建学の精神に基づき、食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につけ、新しい価値を創出し、地域の活性化や国際社会の発展に寄与できる人材を育成することを目的としている。これらの建学の精神および人材育成方針に基づき、学則に定める教育目的を具現化するために学部のディプロマ・ポリシーが策定され、それらを実行するためにカリキュラム・ポリシーを策定し、そのカリキュラム・ポリシーに則して体系的な教育課程を編成している。
- ディプロマ・ポリシーの①知識・理解（食品や農産物に関わる専門知識を有し、それらの生産から加工、販売までを一連のフードチェーンとして捉え、成長産業としての食料産業を理解することができる）および②思考・判断（修得した専門知識に基づき、食料産業において、マーケットインの発想をもって、新たなビジネス創造を指向することができる）はカリキュラム・ポリシーにおける教養科目群、基礎科目群、共通科目群、専門基礎科目群の科目を配置することでディプロマ・ポリシーを具現化している。
- また、ディプロマ・ポリシーの③関心・意欲（国内外の食料、農業、経済、環境をはじめとする社会の情勢に関心をもち、諸課題を解決する意欲を有することができる）および④態度（食料・農業に関する新たな価値を創出し、地域の活性化や社会の発展に寄与することができる）、⑤技能・表現（サイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を兼ね備え、自らの思考・判断の経緯や結果を論理的に説明でき、他者と協力して物事に取り組み成果を導くことができる）は、カリキュラム・ポリシーにおける専門基礎科目群および専門科目群の科目に関連している。
- これらの科目群を食・農・ビジネスを総合的に学ぶ「共通課程」と、それぞれのコースの専門的理解と実践力を高める「コース課程」の2つの課程に平行して編成し、有機的に連動させることにより、食・農・ビジネスに関する知識と技術を体系的に身に付ける教育課程を確立している。
- また、各科目とディプロマ・ポリシーとの関係を明確化するため、全科目のシラバス【資料3-1-4（再掲）】における「ディプロマ・ポリシーとの関連」の箇所当該科目に関連するディプロマ・ポリシーを明示している。
- 以上のことから、本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されていると判断している。
- 大学院においても、学部と同様に修士課程及び博士後期課程においてもディプロマ・ポリシーを実現するために、それぞれの課程におけるカリキュラム・ポリシーが策定されており、一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

<学部>

- 学部は教育の目的として、食料・農業分野において、課題の解決と新しい時代の産業を創出するためのサイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を兼ね備えた人材を育成することを定めている。この教育目的実現のためにカリキュラム・ポリシーを策定し、その方針に沿って教育課程を編成している。
- 教育課程の編成として、まず共通課程とコース課程に大別し、そのうえで科目群を配置している。
- また、それらの体系的編成はカリキュラムツリー【資料 3-2-4】および履修モデル【資料 3-2-5】によって可視化することで、学生が教育課程全体を俯瞰しながら、履修計画を立てやすくなるよう配慮されている。
- 加えて、これらのカリキュラムツリーや履修モデルは、大学ホームページの在学生ページに掲載しているほか、学期開始時に開催しているオリエンテーション等を通じて学生に繰り返し説明することで、4年間の学修および履修計画を自主的に立案し、学修の進捗状況を確認することの重要性を説明している。

① 共通課程

- 共通課程は、2年次からのコース選択にかかわらず食料産業学部食料産業学科の全学生が共通して学ぶべき科目を配置した課程となっている。教養科目群・基礎科目群・共通科目群の3つの科目群から構成され、入学から卒業に至る年次ごとに配置されている。この課程を通じて、カリキュラム・ポリシーに定められている食・農・ビジネスを総合的に捉える能力の基礎的な知識を修得している。

② コース課程

- 2年次から「アグリコース」「ビジネスコース」「フードコース」の3つのコースに分属され、分属後は共通課程とあわせ、各コースのコース課程を並行して学ぶこととしている。
- コース課程はそれぞれの専門領域を深く学ぶ科目を配置した課程であり、専門基礎科目群と専門科目群の2つの科目群から編成され、2年次から4年次まで段階的に科目が配置されている。なお、令和5(2023)年度入学生からはアグリコースは3領域に改定されている。
- 専門基礎科目群ではそれぞれのコース専門分野における基礎知識の修得を目的とした科目が配置され、専門科目群では、実用性の高い専門知識の修得を目的とした授業科目や高い実践力の修得を目的とした実験・実習・演習科目が配置されている。
- また、専門科目群に「卒業研究」を配置しており、3年次後期に配置する「卒業研究Ⅰ」において、研究テーマの決定方法や情報収集の方法、論文・文献の読み方、論文作成の手法等について基礎的な能力を高めた後、4年次前期の「卒業研究Ⅱ」と4年次後期の「卒業研究Ⅲ」において論文作成と発表手法について実践的な能力を修得し、最終結果を卒業論文として完成させることとしている。また、卒業研究は、研究成果の社会実装を常に意識して行うこととしている。

<修士課程>

- 修士課程は、農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精深な学識を身につけ、高度の研究能力と専門性をもって課題を解決し、新しい時代の産業を創出することにより、地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる高度専門的人材を育成することを教育の目的としている。この実現のためにカリキュラム・ポリシーを策定し、その方針に沿って教育課程を編成している。
- カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程として、共通科目において、食料産業学における諸課題を把握し、その課題解決策の提案を纏める能力を醸成するために「食料産業学特論」「食料産業学演習」を必修科目として段階的に配置している。
- また、専門科目では、院生の専門的知識を更に深化させ、各院生が計画する研究テーマに必要となる各領域の高度な学問的専門知識を修得するため、選択科目として、アグリ領域・フード領域・ビジネス領域に関わる多様な科目を段階的に配置し、更に研究の推進に必要な理解と手法を修得し、かつ研究指導教員が研究テーマに即した細やかな研究指導を行い、修士論文作成に至る「食料産業学特別演習Ⅰ～Ⅳ」を段階的に配置している。【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】

<博士後期課程>

- 博士後期課程は、食料産業に関する精深な学識を基礎とし、食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求することで、食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等の研究・開発・事業企画部門で活躍できる、または、食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことのできる研究者と高度専門的職業人を育成することを教育の目的としている。この実現のためにカリキュラム・ポリシーを策定し、その方針に沿って教育課程を編成している。
- 自立した研究者に求められる課題の提案や研究計画の立案、研究の遂行及び結果の解析ができること、社会情勢の変化に対応した科学的な研究アプローチを考えることができること、研究活動に関する一般的なコンプライアンスや知的財産管理について説明できることを到達目標とし、研究者としての知識や理解、姿勢、手法といった基本を学ぶために、共通研究演習科目に「食料産業学研究法」を必修科目として配置している。
- 加えて高度な研究を行うために必要となる専門的知見を修得するために選択演習科目を段階的に配置している。
- 併せて、研究指導科目として、食と農に関わる複雑化・多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、より科学的なアプローチから自立して研究活動を行うための知識・技法を段階的に修得し、質の高い研究活動を行って博士論文を完成させることを目的とした「食料産業学特殊研究Ⅰ～Ⅲ」を1年次から3年次まで段階的に配置している。【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】
- シラバスの適切な整備を目的に授業目的、内容、学習到達目標、授業計画、評価方法・基準、教科書、参考書、事前・事後学習の必要時間等を明示しており、教員がシラバ

スを作成する際にガイドライン【資料 3-2-10】を全科目担当教員に配布し、シラバスの充実化に努めている。また、授業目的・内容・学習到達目標を記載するにあたり、ディプロマ・ポリシーの関連性を明示することにより、ディプロマ・ポリシーに対する各科目の位置づけを明確にしている。

- 学修到達目標を可視化するために、令和5(2023)年度より、カリキュラムマップ【資料 3-2-11】を策定し、学生への学修指導に役立てている。
- 併せて、単位制度の実質を保ち、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、教育・学修の成果を向上させることを目的にCAP制を導入している。学部の学生は1年間を通して履修可能な単位数の上限を原則として48単位未満とすることが定められている。なお、令和5(2023)年度より、成績優秀者の修学意欲を促進するため、前年度末の通算GPAが3.5以上の成績優秀者については、次年度の履修において年間の履修制限の上限単位数を越えて4単位まで追加で履修できることを大学履修規程第6条【資料 3-2-12】に定めている。

### 3-2-④ 教養教育の実施

- 本学の教養教育は、共通課程に教養科目群として配置し、教養科目群は、一般教養科目系、外国語教育系、日本語教育系、保健体育系、理数系、情報処理の科目から構成されており、4年間を通じて、社会人としての幅広い教養や汎用力、国際社会で活躍しうる英語能力、食・農・ビジネスを総合的に捉え、新しい価値を創出し社会の発展に寄与できる能力を修得することを目的とした科目を配置している。
- 一般教養系科目として、芸術作品に触れ五感を磨き感性の向上を図る「芸術」、心理学の基礎的な考え方や理論、方法論を理解する「心理学概論」を配置している。
- 外国語系科目は、本学学生が広く国際社会で活躍する上で必要となる英語能力を修得することを目的とし、英語に特化して開講している。レベル別且つ1クラスの履修上限30名を基本単位とする少人数制による教育が実施されており、2年次の「海外研修」を含めて、1年次から4年次まで段階的に実践的な英語力の向上が図られる教育体系を配置することで、すべての学生が英語によって意思や情報を伝達できる英語運用能力を修得できるよう編成している。また、英語に対する学生の学修意欲を効果的に向上させるため、本学専任教員が開発した食・農をテーマにしたオリジナル教材を教科書として使用し、授業を行っている。
- 日本語によるコミュニケーション能力や表現能力の向上を目的とした科目として、「日本語表現法」「コミュニケーション論」を配置し、正しい日本語能力の修得およびコミュニケーション能力の向上、プレゼンテーション能力の向上を図っている。
- 保健体育科目は、食と農は人体と健康に直接関係する産業であることから、「からだと健康」および「スポーツ実践」を1年次に必修科目として配置し、人の生理や健康、運動と食の関係について全員が理解することを目的としている。
- 理数系科目は、食品科学や農学、経営学の学びを深めるにあたり、不可欠となるため、「数学入門」「生物学入門」「化学入門」「物理学入門」を1年次の選択科目として配置している。
- 情報処理系科目では、演習科目である「コンピュータリテラシーⅠ・Ⅱ」が1年次に、

「データサイエンス入門」が2年次に必修科目として配置されている。

- また、本学の特色ある教養科目として、「新潟と地域社会」「食文化概論」「農業・農村の暮らし」が選択科目として1年次に配置しており、目的やニーズに沿って履修できるように配慮している。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

- 本学ではFD・SD委員会を組織し、FD・SD委員会を中心に全学的なFDが推進されており、年度初めに年間のFD・SD研修計画【資料3-2-13】を策定し、FD・SD研修を企画・実施している。
- また、毎年度の全科目に対する学生による授業評価の結果やFD・SD研修後に実施する教員へのFD・SD研修アンケート結果等を集約し、FD・SD委員会にてそれらを確認した上で、他の授業の模範となる優れた教授法を採用している授業科目の選出を行い、毎年4月に開催しているFD・SD研修の中で「教員の教育力向上を目的とした研修」を開催し、選出された授業科目の担当教員から教授方法の概要を説明してもらうことで、教員間での教授法の工夫や開発を図っている。
- また、本学ではアクティブ・ラーニングを積極的に推進するため、シラバスにおいてアクティブ・ラーニングの手法（グループワーク、ディスカッション、フィールドワーク、プレゼンテーション、ロールプレイング、調査学習）を具体的に明示するよう義務付けており、その結果、令和6（2024）年度におけるアクティブ・ラーニングを活用している授業科目は全科目（129科目）の62.8%【資料3-2-14】に達しており、高い割合となっている。
- さらに、アクティブ・ラーニング方法を含めた教授方法の工夫・開発およびその効果的な実施を組織的に推進することを目的に、FD・SD委員会によるFD・SD研修【資料3-2-15】を開催している。

### <エビデンス（資料編）>

- 【資料3-2-1】 NAFU 履修の手引き（2023～2024 入学生） 1-2 ページ
- 【資料3-2-2】 NAFU graduate school Campus Guide 2024  
61-63 ページ（修士課程）、72-73 ページ（博士後期課程）
- 【資料3-2-3】 大学HP 学部三つのポリシー  
大学HP 大学院三つのポリシー
- 【資料3-2-4】 食料産業学部食料産業学科 カリキュラムツリー
- 【資料3-2-5】 食料産業学部食料産業学科 コース別履修モデル
- 【資料3-2-6】 大学院修士課程教育体系（大要） 64 ページ
- 【資料3-2-7】 大学院修士課程履修モデル 66-69 ページ
- 【資料3-2-8】 大学院博士後期課程教育体系（大要） 74 ページ
- 【資料3-2-9】 大学院博士後期課程履修モデル 76 ページ
- 【資料3-2-10】 シラバス作成ガイドライン（教員用）
- 【資料3-2-11】 食料産業学部食料産業学科カリキュラムマップ（2023・2024年度）
- 【資料3-2-12】 新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科履修規程 第6条

【資料 3-2-13】 2024 年度 FD・SD 研修計画（学部・大学院）

【資料 3-2-14】 2024 年度シラバス アクティブ・ラーニング実施科目一覧

【資料 3-2-15】 2023 年度第 9 回 FD・SD 委員会議事要旨

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性・一貫性等の検証を継続し、必要に応じて見直していく。また、シラバスに則した授業の実施を促すとともに、継続的にシラバスガイドラインやシラバスを確認・点検し、必要に応じて見直しを行う。また、アクティブ・ラーニングに関して、FD 研修を実施するなど積極的に導入を促進してきたが、今後はアクティブ・ラーニングによる教育効果を検証し、さらに充実を図っていく。

## 3-3 学修成果の点検・評価

### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

#### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明と自己評価）

##### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

- 本学では、令和 3（2021）年度に学部の完成年度を迎えるにあたって、開学から 4 年間の学修成果ならびにカリキュラムを点検することを目的に、前年度の令和 2（2020）年度にカリキュラム改定ワーキンググループ（以下「CWG」という。）を設置した。
- CWG にて、開学時から実施している授業評価アンケートや卒業生アンケート、学生満足度アンケート等を経年的に分析した結果、本学の教育目的の達成に向けては、本学の教育特色のひとつである「4 年間を通じたコース横断型教育」の更なる充実化、理数系基礎科目の拡充が必要であると評価し、選択科目の増設、データサイエンス科目の新設、樹木医補の資格取得に関連する新規科目の配置などを含む新たなカリキュラムを策定し、令和 5（2023）年度から運用を開始した。
- また、本学には多くの留学生が在籍していることを踏まえ、上記カリキュラム改定においては、主に日本語能力試験の N1・N2 取得に向けた支援科目として新たに「日本語」科目を配置し、その結果、令和 5（2023）年度の「N1」「N2」保有率が 78.2%（前年保有率 67.1%）に向上するなど、教育内容・方法および学修指導等の改善につながった。
- 令和 5（2023）年度は、本学の学修成果として、ディプロマ・ポリシーに沿った授業の到達目標を指標として、以下の方法に基づき点検・評価を行った。

#### <シラバスによる点検・評価>

- 本学の各授業科目のシラバスには、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連性が明示されており、学生が各授業科目を履修し、授業科目ごとに設定された評価方法によ

って成績評価を得ることで、学生は各授業科目が定める授業に関連するディプロマ・ポリシーへの到達度を自ら把握できるようにしている。

- ディプロマ・ポリシーとの関連性に基づいて、シラバスにはディプロマ・ポリシーに沿った授業の到達目標が明示されている。【資料 3-1-4 (再掲)】
- また、各学期に履修した授業科目の成績を集約した GPA によって、通算および当該学期の学修に係る総合的な達成度を学修成果として認識できるようにしている。

#### <授業評価アンケートによる点検・評価>

- 開講している全科目の授業評価アンケートを、教務システム(ユニバーサルサポート)を活用して実施している。アンケートには、学生の授業の理解度や満足度、取り取り状況、教員の授業への取り組み態度や教授状況の設問に加えて、「シラバスに記載された授業の到達目標に対する到達状況」を確認するための設問を記載し、授業科目を通じたディプロマ・ポリシーへの到達度が点検できるようにしている。
- これら授業評価アンケートの評価データは経年的に分析することでディプロマ・ポリシーへの到達度を点検・評価している。【資料 3-3-1】
- また、アンケートには自由記述欄を設けており、学生の授業に関する意見や要望等を把握して、授業改善やカリキュラムの改定に役立てることができるようにしている。

#### <卒業生アンケートによる点検・評価>

- 卒業生に対してディプロマ・ポリシーに基づいた設問によるアンケート調査を実施している。ディプロマ・ポリシーで定めている学修成果についての評価データを経年的に収集し、その結果を分析してディプロマ・ポリシーの到達度を点検・評価している。【資料 3-3-2】

#### <卒業生の就職先による点検・評価>

- ディプロマ・ポリシーへの到達度、これはすなわち本学の教育目的である「食料・農業分野において、課題の解決と新しい時代の産業を創出するためのサイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を兼ね備えた人材」が育成できているか否かであることを踏まえ、その到達度を就職内定者状況により、点検・評価している。
- 令和6年(2024)年3月卒業生の食料産業関連企業への就職率は81.6%に達しており、また、内定先も各コースの専門性との関連が強い業種・業態に就職しており、ディプロマ・ポリシーと合致した卒業生を数多く社会に輩出していることから、ディプロマ・ポリシーに到達していると評価している。
- また、令和5(2023)年度には、学修成果・教育成果を把握・可視化し、それらを教育の質保証に向けた改善に活かすためにアセスメントプラン【資料 3-3-3】を策定した。授業評価や資格取得状況、学生満足度、卒業生、就職等に係る調査を行い、各委員会にて定められたアセスメント方法によって機関レベル(大学全体)、教育課程レベル(学部・学科)、科目レベル(授業・科目)の3段階で学修成果を点検・評価を行うこととしている。

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

- 各授業の授業評価アンケート結果については、教務システム(ユニバーサルパスポート)

ト)を通じて各授業科目担当教員にフィードバックされ、授業内容や教授方法の改善に役立っている。

- また、統計的な授業評価アンケート結果を教授会に報告し、各委員会にて学生の学修状況や課題を把握し、全学的な教育内容や方法および学修指導等の改善やカリキュラムの妥当性の確認などに役立てるようにしている。
- 加えて、FD・SD委員会により、授業評価アンケート結果を踏まえた授業改善や教員の教育力向上を目的とするFD・SD研修を企画・実施している。【資料3-3-4】

#### <エビデンス集(資料編)>

- 【資料3-3-1】 授業評価アンケート結果分析資料
- 【資料3-3-2】 卒業生アンケート結果分析資料
- 【資料3-3-3】 食料産業学部食料産業学科アセスメントプラン
- 【資料3-3-4】 2024年度第1回FD・SD委員会議事要旨

#### (3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

- 令和6(2024)年度以降はアセスメントプランを多面的、総合的に運用し、教育の向上・充実を図るため、本学で定める学習成果と三つのポリシーが適切であるか、また、本学の教育カリキュラムが三つのポリシーに基づき適切に機能しているかなどについて、質的・量的な観点から点検を行い、多面的、総合的に学修成果を点検・評価し、その点検・評価結果を学内にフィードバックすることで教育課程の改善に繋げ、教育の質向上を図っていく。また、必要に応じてアセスメントプランの見直しも検討することとしている。
- また、可能な限り正確なデータを収集するためにも学生を対象とした授業評価アンケートや卒業生アンケートなど各種アンケートの回収率をさらに上げる仕組みを策定することとしている。
- 大学院へのアンケート調査についても、対象となる在学生数が少数であるため、定量的なアンケート方法では点検・評価の正確性を担保できないことから、効果的且つ正確に学修成果を把握するための定性的なアンケートを実施しているが、さらに正確な情報を得ることができる調査方法について検討していく。

#### [基準3の自己評価]

- 学部および大学院それぞれの教育目的を踏まえて、定められたディプロマ・ポリシーに則して単位認定、卒業認定、修了認定の基準を策定し、多様な方法で学生への周知を図ると共に、厳正に適用されている。
- また、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保して、カリキュラム・ポリシーが定められており、カリキュラム・ポリシーに則して教育課程や授業科目が適正に配置されている。
- シラバス作成ガイドラインを定めてシラバスを適切に整備し、教養教育を適切に実施することでカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的な編成が実現されている。



- また、アクティブ・ラーニングの導入をはじめとする教育効果向上を目的とした FD・SD 研修を実施している。
- 授業評価アンケートや卒業生アンケート等を用いて、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行い、その評価結果を教員に適切にフィードバックすることで教育内容や教授方法および学修指導の改善に繋げている。
- 以上のことから、「基準 3. 教育課程」を満たしていると判断する。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

- 本学の教育・研究に係る組織体制は【資料 4-1-1】に示すとおりとなっている。
- 学則第 7 条第 3 項【資料 4-1-2】に「学長は、本学の校務についての最終決定権を有する」と規定しており、学長は大学の意思決定と大学運営責任者としてリーダーシップを発揮し、本学の運営を行っている。また、大学院学則第 8 条第 3 項【資料 4-1-3】に「学長は、本大学院の校務についての最終決定権を有する」と規定しており、学長は大学院の意思決定と大学院運営責任者としてリーダーシップを発揮し、本大学院の運営を行っている。
- 学則第 9 条第 1 項【資料 4-1-2（再掲）】に「本学に、総務会を置く」と規定し、同条第 2 項に「総務会は、全学的な重要事項の審議機関であり、学長、副学長、学部長、学科長、コース長、事務局長及び法人を代表する職員をもって組織する。」と定めている。また、大学院学則第 8 条第 1 項【資料 4-1-3（再掲）】に「本大学院に、大学院総務会を置く」と規定し、同条第 2 項に「大学院総務会は、本大学院全体の重要事項の審議機関であり、学長、副学長、研究科長、専攻長、領域長、事務局長及び法人を代表する職員をもって組織する。」と定めている。
- 前述の総務会ならびに大学院総務会は毎月開催しており、学長が構成員を招集して議長となり、経営、組織、人事、教育研究、学生の指導・身分、学則および大学院学則の制定および改廃に関する事等、大学運営全般に関する重要事項の審議・決定が学長のリーダーシップの下に行われている。【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】
- 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップを補佐する副学長を配置しており、学則第 7 条第 4 項【資料 4-1-2（再掲）】に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と規定している。
- 令和 6（2024）年度より、事務局内に学長室を設置し、学長を補佐している。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- 本学の使命・目的を達成するための教学マネジメントは教授会および研究科教授会が主体となり構築している。教授会ならびに研究科教授会は、学則および教授会規程と研究科教授会規程で組織上の位置付けと役割が規定されており、教育研究

や学位、学生指導等に関する事案を審議する複数の委員会を管轄している。また、教学マネジメントを推進し、各種教育活動の改善ならびに質の向上を支援する教学マネジメント推進センターと教学マネジメントの推進および改善に必要な情報収集・調査分析を担う IR 推進センターを設置している。

- 教授会は学則第 10 条【資料 4-1-2 (再掲)】において、研究科教授会は大学院学則第 10 条【資料 4-1-3 (再掲)】において、学長が次に掲げる重要事項について決定を行うに当たり、審議した結果を学長に意見として述べるものとする。」と規定されている。また、その重要事項は、学生の入学、卒業（修了）に関すること、学位授与（学位論文の審査）に関すること、教育・研究の基本方針に関すること等と明示され、その権限と責任は明確なものとなっているとともに、学長に意見として述べる項目があらかじめ周知されている。
- 教授会は議長を務める学部長が主宰し専任の教員をもって構成され、毎月 1 回定期的に開催している。また、研究科教授会は議長を務める研究科長が主宰し大学院担当の専任教員をもって構成され、こちらも教授会同様に毎月 1 回定期的に開催している。【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】
- 教授会規程第 10 条【資料 4-1-6 (再掲)】および研究科教授会規程第 10 条【4-1-7 (再掲)】では、「専門の事項について審議する必要があるときは、専門的知見を持った教員から構成される委員会を置くことができる。」とし、教務委員会（学部／大学院）、学生委員会（学部／大学院）、入試・広報委員会（学部／大学院）、FD・SD 委員会（学部／大学院は FD 委員会）、国際交流委員会（学部）の各種委員会が置かれている。なお、各委員会規程にて、次に示すとおり、目的や所掌事項を定めており、権限と責任が明確になっている。
- 教務委員会は「教務を円滑に推進し教育の発展に寄与するため、必要な事項を調査、審議又は処理すること」を目的と定め、所掌事項として教育課程の編成および授業の実施、試験および単位の認定、進級および卒業に関する事項等が掲げられている。
- 学生委員会は「学生生活について適切な指導・助言および環境整備を行い、その充実に寄与するため、必要な事項を調査、審議または処理すること」を目的と定め、所掌事項として学生の生活指導や福利厚生、学生の休学・退学・復学等、学生の課外活動に関する事項等が掲げられている。
- 入試・広報委員会は「入学選抜試験を効果的かつ円滑に推進し適正な入学者選抜を行うため、および広報に関する全般的な検討、企画および円滑な学生募集を効果的かつ円滑に推進するため、必要な事項を調査、審議または処理すること」を目的として定め、所掌事項として入学者選抜の基本方針、入学選抜の制度および実施、入学者の選抜基準に関する事項等が掲げられている。
- FD・SD 委員会は「教育研究活動の内容および方法の改善・向上及び教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図り教育・研究の発展に寄与するため、必要な事項を調査、審議または処理すること」を目的として定め、所掌事項として教育研究活動の改善に関する立案・実施、初任者および現任者の研修計画の立案・実施、学生による授業評価の計画・実施および分析、教育研究活動の改善に関する情報の

収集と提供に関する事項等が掲げられている。

- 国際交流委員会は「国際交流に関する基本的事項を調査審議するとともに、国際交流に関する重要事項の連絡調整に当たること」を目的として定め、所掌事項として学術研究の国際交流の推進、外国人留学生の学生生活の支援・指導、国際交流協定締結に関する取扱方針に関する事項等が掲げられている。
- 教学マネジメント推進センターは「本学の教育目的の達成ならびに学修者本位の教育を実現するために、学内各組織と連携・協働した教育マネジメントを推進し、各種教育活動の改善ならびに質の向上を支援すること」を目的として定め、任務として教育課程の編成に関する全学的な方針、学修成果や教育成果の把握・可視化、FD活動・SD活動、教学IR活動等を総括的にマネジメントすることが掲げられている。【資料4-1-8】
- 教学マネジメント推進センターが本学の教育プログラムの円滑な運営・実施ならびに改善・向上を推進するにあたり、センター長、副センター長、副学長、学部長、研究科長、学科長、専攻長、コース長、教務委員長（学部・大学院）、入試・広報委員長（学部・大学院）、FD・SD委員長（学部・大学院）、事務局長、事務局学務部長を委員とする教学マネジメント推進センター運営委員会を設置し、必要な事項を調査、審議または処理する体制を整えている。【資料4-1-9】
- IR推進センターは「各種活動の有効性ならびに評価の客観性を高め、戦略的な大学運営の意思決定、推進および改善につなげる」ために、学内外の教育、研究、社会連携等に関連する各種情報の集約・分析、学内外の諸活動の成果等を可視化し情報提供することによる改革・改善策の検討の支援等が任務として掲げられている。【資料4-1-10】また、IR推進センターはその任務を適切に達成するために必要な事項を調査、審議、処理することを目的としたIR推進センター運営委員会をその下に設置している。【資料4-1-11】
- 学長を補佐する副学長の2名には担当制（教育担当・産官学連携担当／研究担当）を敷き、役割を明確にして機能性を高めている。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- 教学マネジメントの遂行にあたり、必要な職員の配置と役割の明確化を図るため、事務組織規程【資料4-1-12】において、事務局の組織、大学事務局の職務分掌を定め、各事務局職員の役割を明確化している。
- 大学事務を統括する事務局長のもと、学長室、総務課、経理・研究支援課、IR推進課、教務課、学生課、入試課、広報課、社会連携推進課、キャリア支援課を配置している。【資料4-1-13】
- 前述の教学マネジメント推進センター運営委員会の構成員として事務局長および学務部長が加わり、教職協働の推進に寄与している。【資料4-1-13（再掲）】
- 前述のIR推進センターの活動推進にあたり、職員による積極的な参画と支援を目的とするIR推進課を事務局内に設置し、その担当課長がIR推進センター運営委員会の構成員を務めている。【資料4-1-13（再掲）】
- 教授会へは、事務局長および課長職以上が全員出席し、大学全体としての円滑な業

務遂行を図っている。

- 各種委員会には規程に基づき事務局職員がそれぞれ構成員として配置され、教員と一体となって本学の教育研究の向上を推進している。【資料 4-1-13（再掲）】
- 大学事務局では、事務局長および各部課長による事務連絡会議を開催し、局内連携および情報の共有、問題の対応等、円滑な業務遂行に必要な調整を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-1-1】 新潟食料農業大学組織体制
- 【資料 4-1-2】 新潟食料農業大学学則
- 【資料 4-1-3】 新潟食料農業大学大学院学則
- 【資料 4-1-4】 新潟食料農業大学総務会規程
- 【資料 4-1-5】 新潟食料農業大学大学院総務会規程
- 【資料 4-1-6】 新潟食料農業大学教授会規程
- 【資料 4-1-7】 新潟食料農業大学大学院研究科教授会規程
- 【資料 4-1-8】 新潟食料農業大学教学マネジメント推進センター規程
- 【資料 4-1-9】 新潟食料農業大学教学マネジメント推進センター運営委員会規程
- 【資料 4-1-10】 新潟食料農業大学 IR 推進センター規程
- 【資料 4-1-11】 新潟食料農業大学 IR 推進センター運営委員会規程
- 【資料 4-1-12】 新潟食料農業大学事務組織規程
- 【資料 4-1-13】 新潟食料農業大学事務局組織図および各種委員会への事務局職員配置状況

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 本学の教学マネジメントの更なる改善・向上に向けて、学長のリーダーシップを発揮するための補佐体制の維持・強化を図るとともに、教育研究活動の推進に必要な教学マネジメントの機能性が確保できるように、各専門委員会の効率的な運営と各所管部署との意思疎通および連携による透明性の高い組織運営を継続的に行う。
- 教学マネジメントの基盤となる自己点検・評価委員会による各事業の評価とその結果を踏まえた改善の取り組みを重視し、各事業への反映を更に促進していく。
- 事務組織については、毎年必要に応じて組織の見直しを行い、教育・研究の課題に迅速に対応する。

**4-2. 教員の配置・職能開発等**

**4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置**

**4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施**

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

- 本学は、大学設置基準および大学院設置基準の定めるところにより、教育目的ならびに教育課程に即した教員の確保と各コースへの適切な配置を行っている。さらに、各専門分野において、企業や地域の最前線で活躍されている方を非常勤講師として積極的に採用し、より実践的な知識や情報を学べる機会を提供し、教育内容の充実を図っている。
- 令和6（2024）年5月1日現在の学部における専任教員数は31名であり、設置基準上必要とされている専任教員数28名を満たしている。また、専任教員の職位構成は、教授15名、准教授6名、講師6名、助教4名となっており、設置基準上の必要教授数の要件も満たしている。
- 令和6（2024）年5月1日現在の大学院修士課程における研究指導教員数は9名、研究指導補助教員数は1名の合計10名であり、設置基準上の要件を満たしている。また、研究指導教員9名すべて教授であり、設置基準上の必要教授数の要件も満たしている。
- 令和6（2024）年5月1日現在の大学院博士後期課程における研究指導教員数は8名で設置基準上の要件を満たしている。また、研究指導教員8名すべて教授であり、設置基準上の必要教授数の要件も満たしている。
- 採用および昇任等の手続きは「新潟食料農業大学教育職員選考規程」【資料4-2-1】に基づいて実施されている。まず、学科長・学部長から学長へ上申され、学長が教員選考委員会を設置し、公募の上、書類審査による一次選考、面接・模擬講義等による二次選考を経て教員選考委員会で審議される。その結果は学長に報告され、総務会の審議・承認を経て理事長が最終決定することとしている。
- 採用および昇任等の基準は「新潟食料農業大学教育職員選考の基準に関する規程」【資料4-2-2】に定められており、これに基づいて採用・昇任等を実施している。
- 採用募集時には、学部・学科名、専門分野および担当科目、労働条件や待遇などを明記し、研究者人材データベース（JREC-IN）を介して全国募集を行っている。
- 任用候補者の経歴や実績に加え、選考委員の評価結果をまとめた教員選考委員会報告書【資料4-2-3】が作成され、総務会での採用・昇任等の適否審議資料として位置付けられている。
- 大学院修士課程における担当教員の資格審査の手続きは「新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科担当教員の資格審査手続に関する内規」に基づいて進められている。まず、専攻長の内申に基づき研究科長から学長へ上申され、学長により資格審査委員会が設置される。資格審査結果については、資格審査委員長である研究科長から資格審査結果報告書により学長に報告され、学長が資格審査委員会の判定について最終決定することとしている。【資料4-2-4】
- 大学院修士課程における担当教員の資格審査基準は「新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科担当教員資格に関する内規」【資料4-2-5】に定められており、これに基づいて担当教員の資格審査を実施している。
- 開学年度より教員業績評価システムを導入し、昇任・資格審査等の基礎資料として

いる。本システムの対象教員は全専任教員であり、前年度の教育・研究・管理運営・社会貢献の4項目の実績について、所定の様式である「教員自己申告書」【資料 4-2-6】「研究活動等入力フォーマット」【資料 4-2-7】による自己申告に基づき、評価を査定している。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

- 本学には、教育研究活動の内容および方法の改善・向上および教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図り教育・研究の発展に寄与することを目的としたFD・SD委員会および大学院FD委員会を設置し、教職員の教育資質の向上につながる研修等を実施している。【資料4-2-8】【資料4-2-9】
- FD・SD委員会（大学院FD委員会）では、学生による授業評価アンケートやFD・SD研修後に実施する教員研修アンケートの結果等を集約し、教育成果の高い指導法や学生の興味・関心を促す工夫・ノウハウを抽出している。そして、その抽出結果をFD・SD研修内容に反映し、各教員の教授方法の向上につなげている。なお、FD・SD研修は定期的で開催されており、令和5（2023）年度は「教育力の向上」「アクティブ・ラーニング」「学生支援対応力の向上」などを主なテーマとして年間5回程度実施した。
- 各教員の多様な研究が紹介される「ランチョンセミナー」が定期的で開催されており、お互いの専門的な知見およびその分野の最先端の情報に触れる貴重な機会となっている。

#### <エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-2-1】 新潟食料農業大学教育職員選考規程
- 【資料 4-2-2】 新潟食料農業大学教育職員選考の基準に関する規程
- 【資料 4-2-3】 新潟食料農業大学教員選考委員会報告書
- 【資料 4-2-4】 新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科担当教員の資格審査手続に関する内規
- 【資料 4-2-5】 新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科担当教員資格に関する内規
- 【資料 4-2-6】 教員業績評価用 教員自己申告書
- 【資料 4-2-7】 教員業績評価および年報掲載用 研究活動等入力フォーマット
- 【資料 4-2-8】 新潟食料農業大学FD・SD委員会規程
- 【資料 4-2-9】 新潟食料農業大学大学院FD委員会規程

#### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 授業評価方法の必要に応じた見直しやFD研修の更なる充実によって、授業内容の改善や指導技術の向上を図る。
- 教育力のある教員の育成と採用を行うため、教員業績評価の更なる改善を行う。
- 教員組織編成の将来構想に照らし、特定の年齢層に偏ることなくバランスの取れた年齢構成となるように、適切な採用計画を継続的に進める。

- 企業出身者の積極的な採用、企業や地域の最前線で活躍する外部講師（非常勤講師およびゲストスピーカー）による講義により、実践的教育活動を更に推進する。

### 4-3. 職員の研修

#### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- 毎年4月に2日間に渡って実施する新任教職員対象オリエンテーションでは、学長、事務局長およびその他関係者により、本学の教育・研究体制の概要や学内システム、各種手続きの説明等を行い、早期に教育・研究活動に着手できるよう体制を整えている。また、2日目後半では全教員を対象としたSD研修として、本学の教育方針やコンプライアンスの対応、学生募集について教示されている。【資料4-3-1】
- 毎年、全教職員のメンタルヘルス環境の向上を図る目的として、外部講師による講習会をオンデマンド動画方式により実施している。
- SDの推進を目的とした部署横断的な編成による「SD推進部会」を事務局内に設置し、ますます高度化する大学運営に携わる職員として、また「食のジェネラリストの育成」を支えるキーパーソンとして、その資質・能力（事務局ビジョン・方針・目標及び行動指針に基づく）の向上に資する取り組みについて研究・開発し、必要な研修等を企画・運営している。【資料4-3-2】
- SD推進部会では年間活動計画【資料4-3-3】を策定の上、令和5（2023）年度は年間11回の会議を通じて、SD推進部会主催による研修【表4-3-1】を実施した。なお、研修後にはアンケート調査を実施し、研修計画・内容の見直し等に努めている。

【表4-3-1 SD研修実施時期・企画内容・目的一覧】

実施時期	企画	目的
5月	春の職員会	事務局全体の目標／各部署の目標の共有
6月-8月	ランチョンセミナー	各部署の業務内容や目標達成に向けた工夫の紹介
9月	部署別SD	ランチョンセミナー等での気づきの共有 部署ごとに求められる知識・技術の習得
10月	秋の職員会	外部講師によるSD方針にそったテーマ研修
11月	部署別SD	秋の職員会での気づきの共有・実践方法の検討
12月-2月	ランチョンセミナー	大学職員として理解・認識しておくべき各種制度・取り組み・トレンド等の共有

- 本学職員に共通して求められる資質・能力として「新潟食料農業大学 職員行動指針】」を定め、それに沿った「求められる資質・能力」および「人材育成方



針」を各部署単位で策定し、課内研修・OJT等を通じた能力開発に努めている。

- 日本私立学校振興・共済事業団、日本経営協会、私立大学協会職員研修センター等が主催する外部研修会ならびに各業務における専門性向上を目的とした研修への参加を促し、研修後はその内容等について関係者間で共有している。
- 資格取得等を奨励し、令和4(2022)年度には留学生の入国・在留に係る申請等の取次ぎを行うことを可能とする「申請等取次制度」の個人認証を得るなど、個別業務に合わせた能力開発に努めている。
- その他、同一法人である事業創造大学院大学(本科生ならびに科目等履修生)への入学支援、コンプライアンス検定の受験などを通じて、学びの機会を提供している。また、人事考課制度や目標管理制度に基づく人事考課を実施し、職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-3-1】2024年度教職員対象オリエンテーション次第

【資料4-3-2】大学事務局SD推進部会について

【資料4-3-3】2023年度大学事務局SD推進活動年次計画について

#### (3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

- 本学における職員の資質・能力向上を図る体制は概ね構築できているが、高等教育を取り巻く環境は日々変化しており、大学職員に求められる資質・能力も多様化、高度化している状況である。そのため、本学の将来計画ドメインIX 中期目標「職員組織マネジメントを更に向上させる」に基づく、中期計画・アクションプランを確実に実行するとともに、FD・SD委員会、大学院FD委員会と事務局SD推進部会との連携・協働、DXの活用に係る研修の実施、新任職員研修の充実化などを改善・向上方策として、更にSD推進活動の充実化を図っていく。

### 4-4. 研究支援

#### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### (1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

##### (2) 4-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

- 研究環境の整備について、胎内キャンパス構内に施設として、実習・研究用の圃場(7,000 m<sup>2</sup>)、ビニールハウス(4棟)、温室棟、研究棟、研究・実験棟、実験・講義棟、図書館棟等を有し、その中に食品工学実験室、食品利用学実験室、食品微生物実験室、食品科学実験室、植物分子化学実験室、栽培科学実験室、フード分析機器室、アグリ分析機器室、微生物解析室等研究施設を設置し、設備として、植物生育環境

実験システム、リアルタイム PCR 装置、高速液体クロマトグラフ質量分析計、示差走査熱量計 (DSC)、アミログラフ、フーリエ変換赤外分光光度計、超深度マルチアングル顕微鏡システム等最新鋭・高水準の専門実験分析機器を設置(本学キャンパス、研究機器・設備掲載ページ【資料 4-4-1】)し、高度な研究推進体制を整備している。

- 新潟/胎内キャンパス両図書館で合計 13,784 冊の図書、134 冊の学術雑誌を所蔵、ILL (図書館間相互貸借サービス)、5 種のデータベース、8 種の電子ジャーナルを契約、法人内 3 大学共通のリポジトリを運用しており、研究・調査推進に係る書籍等を整備している。開館時間は胎内キャンパス図書館が通常 9 時から 18 時、長期休暇期間中は 9 時から 16 時 (開館日数 232 日/1977 時間)、新潟キャンパス図書館が通常 9 時から 17 時、長期休暇期間中は 9 時から 16 時 (開館日数 232 日/1790 時間) となっている。【資料 4-4-2】
- 教授、准教授、講師には個人研究室が、助教および助手には合同研究室が整備されている。非常勤講師には共用の控室を整備している。
- 学内は高速インターネットを整備するとともに、遠隔による研究や授業が必要となった際にも対応できるよう環境を整備している。
- 教員および職員には最低各 1 台の PC を手配している。
- 本学の研究事業の推進を担う「新潟食料健康研究機構:Research Institute of Niigata Food & Health」(以下「研究機構」という)を設置し、その活動を推進する「研究機構運営委員会」「食品科学研究所:Food Science Research Center」「持続型農業研究所:Sustainable Agriculture Research Center)」を構成している。なお、研究機構の組織図および活動内容は本学ホームページ【資料 4-4-3】に掲載しており、「研究機構規程」【資料 4-4-4】、「研究機構運営委員会規程」【資料 4-4-5】、「食品科学研究所規程」【資料 4-4-6】、「持続型農業研究所規程」【資料 4-4-7】をそれぞれ制定し、目的や活動内容等を定めている。
- 「研究機構運営委員会」は、文部科学省科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)への応募促進ならびに採択向上を目的とした FD・SD 委員会との連携による全教職員対象の外部・内部講師による説明会の開催、科研費対策チーム立上げによる採択された研究計画調書や各種セミナー資料等の参考情報の提供・科研費審査員経験者および採択経験者より研究計画調書作成に係るレビュー等を受けるアドバイザー制度等の取組みを実施している。その一例として、「2023 年度第 6 回研究機構運営委員会議事要旨」【資料 4-4-8】や、「2023 年度科研費申請状況について(2022 年 10 月 18 日学内連絡会資料抜粋)/【科研費対策チームより】科研費獲得対策プラン案内」【資料 4-4-9】に取組み内容が記載されている。
- 事務局組織である「経理・研究支援課」は、研究機構運営委員会との連携による科研費説明会での科研費の概要や動向、スケジュールおよび注意事項の説明、科研費以外では各種外部研究資金に係る情報提供・アドバイザー制度実施等申請支援、学内応募型研究資金に係る運営・管理を行う等、研究支援に係るさまざまな取組みを推進している。その一例として、「科研費説明会開催案内(2023 年 7 月 26 日)」【資料 4-4-10】や「科研費説明会外部講師告知チラシ(2023 年 7 月 26 日)」【資料 4-4-11】を学内に普及し、「科研費説明会アンケート結果(2023 年 7 月 26 日)」【資料 4-

4-12】により理解度の確認や今後の研修内容の向上に向けた取組み等を行っている。

- 「食品科学研究所」は食品の発酵・醸造、健康・機能、加工・利用ならびにスポーツ・栄養に関する基礎および応用研究を行うことを目的とし、フードコースの全教員が所属して外部との研究連携があった際は研究機構が主導してマッチングする等している。
- 「持続型農業研究所」は持続型農業の生産、製造、加工、流通、販売から金融に至る食料システム全般、およびこれらを取り巻く環境について、サイエンス・テクノロジー・ビジネス・カルチャーの面から、広く研究・開発を行うことを目的とし、アグリコースならびにビジネスコースの全教員が所属して外部との研究連携があった際は研究機構が主導してマッチングする等している。
- 「共同研究取扱規程」【資料 4-4-13】、「受託研究取扱規程」【資料 4-4-14】を制定し、共同・受託研究に係る体制の整備・活性化を図っている。
- 教育研究活動の内容及び方法の改善・向上及び教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図り教育・研究の発展に寄与することを目的に「FD・SD 委員会」（「新潟食料農業大学 FD・SD 委員会規程」）【資料 4-4-15】を制定)を設置し、定期的に研究力向上を目的としたランションセミナー（「研究ランションセミナー開催案内/アンケート結果(4回)」）【資料 4-4-16】、ならびに採択された学内応募型研究費の研究成果発表会（「学長裁量研究費発表会開催案内/アンケート結果(2023年5月31日)」【資料 4-4-17】）を開催し、研究シーズの発掘や異分野融合研究を進めやすい環境を整えている。
- 「社会連携推進課」は研究機構の活動や本学教員の研究領域を紹介する「研究者総覧」【資料 4-4-18】を発刊し、外部からの共同・受託研究等に向けた発信をしている。
- 「社会連携推進室」は、研究および教育分野の特色を生かし、その資源を結集し、産業界、官公庁および地域社会等と連携しさまざまな課題を解決することによって、学術研究のさらなる発展と社会貢献に寄与することを目的とし、産官学連携研究に関する相談・受付、知的財産の発掘、利用および管理に関する業務を遂行している。また、大学の教育・研究のノウハウを活かした事業や学生が地域社会で活躍する連携プロジェクトの創出などを行っており、その活動は社会連携ホームページ【資料 4-4-19】で公開している。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- 委員会組織として、「遺伝子組換え実験安全委員会」「ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会」（以下、「倫理委員会」という）を設置し、研究倫理の確立と厳正な運用を実施している。なお、「新潟食料農業大学遺伝子組換え実験安全委員会規程」【資料4-4-20】、「新潟食料農業大学ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程」【資料4-4-21】をそれぞれ制定し、目的や活動内容等を定めている。
- 「遺伝子組換え実験安全委員会」は、遺伝子組換え実験にかかる安全管理体制、安全確保・拡散防止、実験計画の申請・承認等の事項を定めた「遺伝子組換え実験安全管理規程」【資料4-4-22】を制定し、実施計画の法律、省令等および管理規程に

対する適合性等を審査することを任務とし、これに基づき厳正な運用を実施している。

- 「倫理委員会」は、委員会規程に基づき、学長が指名した教員3名以上、学外の学識経験者2名、その他委員会が必要と認めた教職員若干名で組織され、本学において学術研究に携わる者が行うヒトを直接対象とした研究について、倫理上の妥当性をヘルシンキ宣言（1964年世界医師会採択）等の趣旨に沿って検討し、審査することを目的としている。また、「ヒト以外を対象とする研究における倫理指針」【資料4-4-23】を制定している。
- 教員の研究および修士課程・博士後期課程での研究の遂行上、必要に応じて「倫理審査事前チェックシート」【資料4-4-24】を作成（修士・博士研究は指導教員に提出のうえ）し、倫理委員会に提出、承認を得るという運用としている。また、学部の卒業研究においては、「卒業研究における倫理的配慮を確認するためのリスト」【資料4-4-25】を指導教員に提出し、倫理審査の可否を判断している。
- 教職員が研究活動を適正に推進するために、「研究活動に係る不正行為の防止および対応に関する規程」【資料4-4-26】を制定し、これに基づき厳正な運用を実施している。
- 教職員の研究費不正使用を防止するために、「公的研究費の不正使用防止に関する規程」【資料4-4-27】を制定し、これに基づき厳正な運用を実施している。
- 適正な研究活動ならびに研究費使用意識を醸成するために、公的研究費の申請、使用および管理に関わる者に対し、研究倫理教育およびコンプライアンス教育のプログラム受講を義務付け、対象者全員が受講している（研究倫理教育資料・受講者リスト（2023年4月4日教職員対象オリエンテーション）【資料4-4-28】、不正使用、不正行為防止説明資料・アンケート（2023年7月26日科研費説明会）【資料4-4-29】）。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

- 本学では、専任教員に対し、研究助成として年間30万円の個人研究費を配賦し、積極的に研究支援を行っている。また、大学院生と教員との研究活動を推進するために、修士課程大学院生の指導教員に対して「大学院特別研究費」、博士後期課程大学院生の指導教員に対して「大学院特殊研究費」としてそれぞれ大学院生1人あたり15万円を配賦している。
- 研究活動の推進ならびに学内における共同研究活性化に資するため、学内応募型研究費である「学長裁量研究費」を配賦し、積極的な研究支援を行っている。なお、この研究費の配分に関しては、「学長裁量研究費規程」【資料4-4-30】、「学長裁量研究費規程に伴う審査基準と申請様式」【資料4-4-31】を定め、公平公正な審査結果に基づいた研究支援を行っている。なお、2023年度は「2023年度学長裁量研究費課題一覧・審査表（2023年7月12日学長裁量研究費選考委員会）」【資料4-4-32】のとおり配賦した。
- 外部資金獲得による研究活動をより一層推進するために、間接経費の措置された外部資金を獲得した場合、当該教員に対しては「学長特別研究費」を配賦している。

なお、配賦に際しては「学長特別研究費配賦要領」【資料4-4-33】を定め、2023年度配賦額は「2023年度学長特別研究費配賦累計表」【資料4-4-34】のとおりとなっている。

- 高額な専門実験/分析機器等については、教員および学生が使用できるようにしている。なお、使用する際は使用日程・使用者・用途(研究/卒業論文/オープンキャンパス等)等を記載する「使用簿」【資料4-4-35】により厳重に管理している。
- RAについては、将来計画の中で研究機構運営委員会および教務委員会にて必要性・効果等を整理し、2024年度導入計画を策定する予定であり、将来計画は本学ホームページに掲載されている【資料4-4-36】(担当:将来計画ドメインⅢ他)。

<エビデンス集(資料編)>

- 【資料4-4-1】 大学HP キャンパス、研究機器・設備
- 【資料4-4-2】 大学HP 図書館
- 【資料4-4-3】 大学HP 新潟食料健康研究機構組織図、活動内容
- 【資料4-4-4】 新潟食料健康研究機構規程
- 【資料4-4-5】 新潟食料健康研究機構運営委員会規程
- 【資料4-4-6】 食品科学研究所規程
- 【資料4-4-7】 持続型農業研究所規程
- 【資料4-4-8】 2023年度第6回新潟食料研究機構運営委員会議事要旨
- 【資料4-4-9】 科研費獲得対策プラン
- 【資料4-4-10】 科研費説明会開催案内(2023年7月26日)
- 【資料4-4-11】 科研費申請に関する研修(2023年7月26日)
- 【資料4-4-12】 科研費説明会アンケート結果(2023年7月26日)
- 【資料4-4-13】 新潟食料農業大学共同研究取扱規程
- 【資料4-4-14】 新潟食料農業大学受託研究取扱規程
- 【資料4-4-15】 新潟食料農業大学FD・SD委員会規程
- 【資料4-4-16】 学長裁量研究費研究発表会・アンケート結果
- 【資料4-4-17】 学長裁量研究費発表会開催案内・アンケート結果(2023年5月31日)
- 【資料4-4-18】 大学HP 研究者総覧
- 【資料4-4-19】 大学HP 社会連携推進室
- 【資料4-4-20】 新潟食料農業大学遺伝子組換え実験安全管理委員会規程
- 【資料4-4-21】 新潟食料農業大学ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程
- 【資料4-4-22】 新潟食料農業大学遺伝子組換え実験安全管理規程
- 【資料4-4-23】 新潟食料農業大学ヒト以外を対象とする研究における倫理指針
- 【資料4-4-24】 倫理審査事前チェックシート
- 【資料4-4-25】 卒業研究における倫理的配慮を確認するためのリスト
- 【資料4-4-26】 新潟食料農業大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応に関する規程
- 【資料4-4-27】 新潟食料農業大学における公的研究費不正使用防止に関する規程
- 【資料4-4-28】 研究倫理教育資料・受講者リスト
- 【資料4-4-29】 不正使用、不正行為防止説明資料・アンケート

- 【資料 4-4-30】新潟食料農業大学学長裁量研究費規程
- 【資料 4-4-31】新潟食料農業大学学長裁量研究費規程に伴う審査基準と申請様式
- 【資料 4-4-32】2023 年度学長裁量研究費審査表
- 【資料 4-4-33】新潟食料農業大学学長特別研究費配賦要領
- 【資料 4-4-34】2023 年度学長特別研究費配賦累計表
- 【資料 4-4-35】機器使用簿(サンプル抜粋)
- 【資料 4-4-36】新潟食料農業大学将来計画

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- 行政や企業等との共同・受託研究、国立研究開発法人との共同研究、内閣府および農林水産省の大型研究資金の獲得等の実績をあげており、今後も継続して支援体制を整備する。科研費についても、恒常的に採択されるよう引き続き研究機構を中心として採択に向けた対策を講じるとともに、RAの導入を進め、研究環境の更なる向上を目指す。研究倫理の確立と厳正な運用ならびに研究活動への資源の配分についても引き続き継続し、必要に応じて改善・強化していく。

### [基準 4 の自己評価]

- 学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、全学的な重要事項の審議機関である総務会、大学院総務会、副学長、学長室を学則および規程に基づき整備している。
- 教学マネジメントは、学則および規程によって位置付けと役割が規定されている教授会および研究科教授会が主体となって構築しており、その下に権限と責任が規定されている各種委員会が配置され、有効に機能している。  
なお、各種委員会には担当職員が適切に配置され、教職協働体制で運営されている。また、教育マネジメントを推進し、各種教育活動の改善ならびに質の向上を支援する教学マネジメント推進センター、担当制を敷いた副学長等により機能性を高めている。
- 教学マネジメントの遂行にあたり、規程に基づき、事務局の組織、大学事務局の職務分掌を定め、各事務局職員の役割を明確化している。
- 設置基準上の教員数ならびに教員要件等の要件を満たした上で、採用・昇任の方針に基づく規則に則り、教育目的および教育課程に即した教員の確保と適切な配置を行っている。また、教員の教務力や学生対応力の向上につながる FD 研修を組織的に計画し実施するとともに、より効果的な内容となるように毎年見直しを行っている。
- 学内外講習会、SD 推進部会による研修やセミナー、各種勉強会による学びの機会の提供等を通じて、教職協働の体制や大学運営に関わる職員の資質・能力開発の仕組みを整えるとともに、より効果的な内容となるように毎年見直しを行っている。
- 施設・設備、図書館、研究室、学内通信環境、PC の配置等研究環境の整備を行うとともに、研究機構の活動をはじめ、経理・研究支援課、FD・SD 委員会、社会連携推進室を組織して研究活動・支援に関する情報を全学で共有し、多様な研究課題に取り組んでいる。その結果、科研費の採択件数／配分額増加、企業等との共同・受託

研究、国立研究開発法人等との共同研究、内閣府、農林水産省ならびに国立研究開発法人の大型委託研究資金の獲得等多くの実績をあげ、社会連携活動も活発に推進している。このことから、研究環境の整備と適切な運営・管理を行っている。

- 研究関連諸規程を整え、遺伝子組換え実験およびヒトを対象とした実験に対して、厳正な運用を実施している。また、教員、修士課程・博士後期課程ならびに学部生の研究の遂行上、必要に応じて「倫理審査事前チェックシート」、「卒業研究における倫理的配慮を確認するためのリスト」を用いて倫理委員会に提出、承認を得るという運用を徹底している。更に、研究活動に関わる不正行為、研究費の不正使用を防止するために、研究倫理教育およびコンプライアンス教育のプログラムの受講を義務付けており、これらを厳正に運用している。以上のことから、研究倫理の確立と厳正な運用が行われている。
- 本学では、教員および大学院生の研究推進、科研費およびその他の大型研究費などを含む外部資金獲得に向けて、専任教員に配賦される個人研究費や大学院指導教員に配賦される大学院特別／特殊研究費に加えて、複数の研究助成金（学長裁量研究費／学長特別研究費）配賦や、高額研究機器の教員や学生への開放を行う等、様々な研究推進に係る支援を実施していることから、研究活動への資源配分を適正に行っている。
- 以上のことから、「基準4 教員・職員」を満たしていると判断する。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- 本学の設置者である学校法人新潟総合学園は、学校法人新潟総合学園寄附行為【資料 5-1-1】において「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」としており、教育基本法および学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従って経営の規律と誠実性の維持に努めている。
- 本法人の運営は、私立学校法および関係法令、当法人寄附行為の定めるところにより、最高意思決定機関として「理事会」を、そして諮問機関として「評議員会」を設置している。会は定期的開催され、経営に関する事項を中心に審議している。【資料 5-1-1（再掲）】理事会での決議事項に関して、本法人寄附行為第 20 条に掲げる事項に関しては必ず評議員会で諮問を行っている。合わせて理事会・評議員会ともに毎回、監事が出席【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】し、会の適正な運営に寄与している。
- 学校法人新潟総合学園情報公開規程【資料 5-1-4】を制定するとともに、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している教育情報の 9 項目、財務情報【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】について、ホームページ上で公表している。また、修学支援機関要件確認書など諸制度や関連法案の必要に応じて情報公開【資料 5-1-7（再掲）】を行い、経営の透明性の確保を行っている。
- 本法人は、コンプライアンス遵守を掲げるとともに、社会から信頼される機関として、新潟総合学園公益通報に関する規程【資料 5-1-8】を制定し、組織の健全性を維持し、法令遵守の推進を行っている。
- 本法人では、各大学にガバナンス・コードの制定を義務付け、各大学ホームページにて公表している。本学でも「建学の精神」や「使命・目的」に則り、令和 4（2022）年 9 月 13 日に新潟食料農業大学ガバナンス・コード＜第 1 版＞【資料 5-1-5（再掲）】を制定している。私立学校としての自主性を発揮するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規制を整備して、高等教育機関として社会の要請に応え得る誠実な経営を行い、時代の変化に対応した大学づくりをしていくことを表明している。

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- 令和 4（2022）年度に策定した令和 12 年（2030）年度までの将来計画【資料 5-1-9】の達成を目指すべく、第 1 期中期目標・中期計画（2022 年度～2026 年度）【資料



5-1-9 (再掲)】に基づいた年度毎の事業計画【資料 5-1-10】を策定している。この計画を基にして、理事会と法人事務局と本学が密接に連携しながら、使命・目的の実現への継続的な努力と単年度毎の業務を遂行している。

- 年度毎の予算・事業計画【資料 5-1-10 (再掲)】は、理事会において決議し、策定している。決議においては、理事として本学の学長が参加している。また、理事会での決議をスムーズに学内へ伝達することができている。また、理事会のもとに管理運営する組織として法人事務局等を置いて、使命・目的を達成するための運営体制【資料 5-1-11】を整えている。
- さらに理事長、副理事長、法人事務局長、学長、大学事務局長を構成員とする「学内連絡会」【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】を毎月開催し、法人経営部門と本学教学部門の円滑な意思疎通を図り、使命・目的の実現に向けた調整を行っている。
- 本法人では、常に世の中の変化に対応できるように組織体制を整備し、情報共有を適切に行っている。

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- 本学では、環境保全の一環として、LED 照明の導入やクールビズの実施、各種会議においてオンラインによるペーパーレス化等を推進し、節電等の環境保全を教職協働で努めている。
- 人権への配慮として、「ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」や「ハラスメントの防止及び対策等に関するガイドライン」を定めている。こうした方針に基づき、本学では人権委員会を設置し、ハラスメント相談窓口の設置や相談への対応マニュアルの作成、外部講師を招聘してのハラスメント防止研修などを実施し、ハラスメント防止に関する啓発を行っている。また、ハラスメントに関する規程等は、大学ホームページ上に掲載すると共に、リーフレットの配布を行うなど対策、周知、啓発に努めている。併せて、同和問題に関する研修も毎年新入生に対し実施し、人権問題に対する啓発を行っている。【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】
- 安全面への配慮として、「危機管理規則」「危機管理委員会規程」等を定めるとともに、【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】 防災避難訓練の実施や外部会社による学内警備（夜間常駐警備、機械警備）、AED の適所設置、救急蘇生講習会の実施等を行い、平時より危機への備えを講じている。また、校地、校舎内の全面禁煙や学生委員会による学内危険個所のチェックと改善が毎年行われ、学生と教職員の安全確保に向けた取組みを実施している。【資料 5-1-18】 個人情報保護や情報の漏洩対策については、個人情報等保護委員会における審議、毎年4月に全教員を対象としたコンプライアンス研修の実施等、教職員一人ひとりに高い倫理性と責任ある行動を促している。【資料 5-1-19】

#### <エビデンス集 (資料編) >

【資料 5-1-1】 学校法人新潟総合学園寄附行為

【資料 5-1-2】 学校法人新潟総合学園理事会出席状況

- 【資料 5-1-3】 学校法人新潟総合学園評議員会出席状況
- 【資料 5-1-4】 新潟総合学園情報公開規程
- 【資料 5-1-5】 大学 HP 教育情報
- 【資料 5-1-6】 大学 HP 食料産業学科教員紹介
- 【資料 5-1-7】 大学 HP 財務情報、修学支援機関要件確認書
- 【資料 5-1-8】 学校法人新潟総合学園公益通報等に関する規程
- 【資料 5-1-9】 新潟食料農業大学将来計画
- 【資料 5-1-10】 学校法人新潟総合学園 2024 年度事業計画書
- 【資料 5-1-11】 学校法人新潟総合学園 2024 年度組織図
- 【資料 5-1-12】 学校法人新潟総合学園学内連絡会運営規則
- 【資料 5-1-13】 学内連絡会議構成員一覧
- 【資料 5-1-14】 新潟食料農業大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程
- 【資料 5-1-15】 新潟食料農業大学ハラスメントの防止及び対策等に関するガイドライン
- 【資料 5-1-16】 新潟食料農業大学危機管理規則
- 【資料 5-1-17】 新潟食料農業大学危機管理委員会規程
- 【資料 5-1-18】 学内巡視実施資料
- 【資料 5-1-19】 2024 年度教職員対象オリエンテーション次第

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 経営の規律と誠実性については、寄附行為に基づき、最高意思決定機関としての理事会や諮問機関としての評議員会を設置すると共に、管理運営組織体制の構築と諸規程の整備を行い、適正に担保・運用されている。今後も、環境保全や人権、安全に対する配慮を重視しながら、法令等の改変への適確な対応や情報開示の拡充等に努め、経営にあたっていく。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 学校法人新潟総合学園の最高意思決定機関である「理事会」は、年 7 回（5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月に 2 回）の定例会および必要に応じて都度、開催しており、事業計画、予算、決算、財産管理、寄附行為や重要な規程の改廃、設置している大学等の企画運営等の重要事項についての審議・決定【資料 5-2-1】を行っている。
- 理事会は、寄附行為の定めるところにより理事 9 名と監事 2 名で構成【資料 5-2-2】されており、理事総数の過半数以上の出席により成立する。理事会の構成員は、学校法人 3 大学の学長 3 名、評議員のうちから 3 名、学識経験者から 3 名が選任されている。各教育機関の長の意見の反映、評議員としての意見の反映や学識経験者と

しての知見を反映できる体制となっている。現体制の理事会は、社会経験が豊富で本法人の運営に資する意見と見識を持つ者で構成され、適正に運営され機能している。その上で、評議員から選任された3名と学識経験者1名については、当法人に所属しない外部理事であり、適切な意思決定に寄与している。

- 令和5（2023）年度には年間7回の理事会が開催されており、各回の理事会の出席率は概ね100%で、欠席理事からは書面表決書が提出されており、定足数を満たし、理事会が適法に成立した状態【資料5-2-3】で適切な意思決定がなされている。
- 本法人寄附行為により評議員会を設置し、理事会の諮問機関として位置付けている。諮問事項は、寄附行為第20条【資料5-2-1（再掲）】に規定されている。また諮問事項だけでなく、学校法人の設置する大学の運営状況、審議内容について報告を受け、適切な意見を述べることができている。

#### <エビデンス集（資料編）>

【資料5-2-1】学校法人新潟総合学園寄附行為

【資料5-2-2】学校法人新潟総合学園理事・評議員・監事名簿

【資料5-2-3】学校法人新潟総合学園理事会出席状況

#### (3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

- 今後も理事会は、学校法人の運営する大学の出身者や教職員だけでなく、社会経験が豊富で、本法人の運営に資する意見と見識を持つ者で構成し、高等教育機関としての公共性と社会の要請に応え得るように誠実に機能するよう努めていく。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### (1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

#### (2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-3-① 法人および大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- 理事会には、本学の代表として学長が理事として出席している。理事会では、本学の重要事項を審議する機関である「総務会」で審議し、学長が決定した事項を上申しており、法人と本学との緊密な連携、情報の共有化が図られている。【資料5-3-1】
- また、法人経営部門と本学教学部門との意思疎通を図る目的で、毎月「学内連絡会」を開催している。学内連絡会は、理事長、副理事長、法人事務局長、学長、副学長、大学事務局長で構成され、本学の計画の進捗状況や月次の運営状況および重要課題について情報共有を行い、理事会での意思決定を円滑に行う上で大きな役割を果たしている。
- 理事長は、5-2-①で示したように、理事会において本法人の総理を行い、また、5-1-①のガバナンス・コードに示すように法人全体の運営ができるように整備されていることから、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

- 総務会は大学学則第9条において構成員や審議事項が規定されており、理事会での決定事項の報告や大学運営全般に関する重要事項、大学院総務会・教授会・研究科教授会・各種委員会などで審議された教育・研究などの重要事項について最終審議や報告を行っている。審議事項は学長が決定している。
- 総務会には学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、コース長、大学事務局長の他、法人からも法人事務局長が構成員として参加しており、大学全体の意見は勿論のこと、法人の意見も反映でき、かつ迅速・的確に意思決定ができるよう組織されている。審議の結果は教授会にも報告し総務会・教授会の連携が図られている【資料5-3-2】。
- 大学院総務会は大学院学則第8条において構成員や審議事項が規定されており、理事会での決定事項の報告や大学院運営全般に関する重要事項、研究科教授会や大学院関連委員会などで審議された教育・研究などの重要事項について審議や報告を行っている。審議の結果は総務会へ提案・報告すると共に、研究科教授会にも報告している。
- 大学院総務会には、学長、研究科長、専攻長、領域長、大学事務局長の他、法人からも法人事務局長が構成員として参加しており、大学全体の意見は勿論のこと、法人の意見も反映でき、かつ迅速・的確に意思決定ができるよう組織されている。【資料5-3-2（再掲）】
- 教授会や研究科教授会は、主に各種委員会から上申された検討事項や教育・研究活動に関する重要事項の審議・報告を行っている。また、教授会や研究科教授会で審議・報告された事項を総務会や大学院総務会で審議・報告をする手続きを経ることによって、教授会・研究科教授会と総務会・大学院総務会との連携が図られている。【資料5-3-3】【資料5-3-4】【資料5-3-5】
- 教授会および研究科教授会のもとには各種委員会が構成され、事務局職員が構成員として参加し、各種委員会で審議・報告された内容は教授会および研究科教授会において報告等がなされる。また、教授会および研究科教授会には大学事務局長や部長等が陪席し、教学部門の運営状況を共有している。これにより、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。【資料5-3-6】

#### 5-3-② 法人および大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの体制は、理事会、評議員会、総務会にて行われている。総務会で審議され学長が決定した重要な事案については、理事会へ上程され、審議が行われており、さらに諮問が必要な事項に関しては評議員会にて諮問を行っている。【資料5-3-7】理事会の審議においても、総務会メンバーである本学学長が理事会の理事として参加し、本学事務局より説明を行い、必要に応じて学長が補足している。総務会【資料5-3-8】においても理事会で付託された事項および大学運営に関する重要な事項について報告されており、相互にチェック機能を有している。
- 理事会は法人経営における最高意思決定機関として「学校法人新潟総合学園寄附行為」に則り開催している。理事会では毎回、本学事務局より運営状況を報告し

ており、その内容についても理事、監事より適宜チェックを受けている。

- 評議員会は、本法人寄附行為第 18 条により設置され、同第 22 条【資料 5-3-7 (再掲)】により適切に評議員が選任されている。評議員は 19 人で構成され、同第 20 条に記す予算や事業計画等に関する事項については、あらかじめ評議員の意見を聞くこととなっている。また評議員会においても、本学事務局より運営状況を報告しており、その内容についても評議員会、監事より適宜チェックを受けている。
- 令和 5 (2023) 年度は年間 5 回の評議員会が開催され、各回の評議員の出席は良好で、欠席する場合は書面表決書が提出されており、適切に運営されている。【資料 5-3-9】また、評議員会には監事 2 人が出席しており、評議員と共に本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べる機会が設けられており、チェック機能は果たされている。
- 監事は、本法人寄附行為第 7 条【資料 5-3-7 (再掲)】により適切に選任されており、監事の理事会及び評議員会への出席は、ほぼ 100%であり、出席できないときには、監事意見書【資料 5-3-10】にて意見を述べている。
- 監事は、本法人監事監査規程【資料 5-3-11】の下、監査を行っており、適切に職務が遂行出来ている。また監事監査規程には、監事の職務執行の支援も記載されており、監事の職務遂行に関しては重要な案件として取り扱っている。さらに各年度に監事監査計画【資料 5-3-12】が作成され、漏れがないように連携を図りながら業務を行った上で監査報告書【資料 5-3-13】を理事会にて報告している。

<エビデンス集 (資料編) >

- 【資料 5-3-1】 学校法人新潟総合学園理事会構成員一覧
- 【資料 5-3-2】 新潟食料農業大学学則、大学院学則
- 【資料 5-3-3】 第 24 回新潟食料農業大学大学院総務会議事要旨
- 【資料 5-3-4】 第 23 回新潟食料農業大学研究科教授会議事要旨
- 【資料 5-3-5】 新潟食料農業大学教授会規程、研究科教授会規程
- 【資料 5-3-6】 新潟食料農業大学委員会規程
- 【資料 5-3-7】 学校法人新潟総合学園寄附行為
- 【資料 5-3-8】 新潟食料農業大学総務会規程
- 【資料 5-3-9】 学校法人新潟総合学園評議員会出席状況
- 【資料 5-3-10】 監事意見書
- 【資料 5-3-11】 学校法人新潟総合学園監事監査規程
- 【資料 5-3-12】 2023 年度学校法人新潟総合学園監事監査計画書
- 【資料 5-3-13】 監査報告書

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

- 法人と本学とは良好なコミュニケーションの下、円滑な意思決定が行われ、相互チェックの体制も整備され適正に機能している。今後もこの体制を維持し、教職員一人ひとりが本学の使命・目的と法令や規程の趣旨の更なる理解を深めるべく教育及び啓発活動を行い、より一層ガバナンスの強化を図っていく。(担当: 理事

会)

#### 5-4. 財務基盤と収支

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

###### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- 本法人は3大学（新潟医療福祉大学(平成13(2001)年度開学)、事業創造大学院大学(平成18(2006)年度開学)、本学(平成30(2018)年度開学))を運営しており事業計画や財務計画(予算編成)【資料5-4-1】に基づき、法人全体の財務や経理を統括する法人経理部と各大学における経理担当部署が連携のうえ各大学の予算案を策定するとともに法人全体の予算を編成して、理事会で審議・承認を得ること【資料5-4-2】となっており、経営環境の変化等に応じて適宜補正がなされ【資料5-4-3】【資料5-4-4】、安定的な経営状態の継続を図っている。本学では将来計画として長期目標(令和4(2022)年度-令和12(2030)年度)、第1期中期目標/計画(令和4(2022)年度-令和8(2026)年度)【資料5-4-5】を策定しており、中期計画に応じた予算計画を策定している。
- 各大学の経理担当部署ならびに法人経理部にて予算に対する実績のモニタリング・分析を実施し、毎月の学内連絡会の中で法人経理部等に共有のうえ理事長に報告している。
- 平成30(2018)年度本学の開学ならびに同法人が運営する新潟医療福祉大学の学部学科の新設や既存学科の定員増あるいは教育施設の拡充を目的とした施設設備の取得にあたり、過度な負担とならないように借り入れを行っている。日常の大学運営に影響は生じておらず、償還を進めながらも令和5(2023)年度末の資金は開学年度である平成30(2018)年度末と比較して約24億円増加(167.6%)、借入金11億円減少(83.4%)しており、過去の計算書類は本学ホームページで公開している。

###### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保の前提は、安定した学生数の確保である【資料5-4-5】。法人全体(3大学)では、過去5年の財務比率で令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までに事業活動収支差額比率(1.9%から8.8%)、人件費比率(45.3%から41.4%)、教育研究経費比率(37.9%から37.7%)、管理経費比率(14.7%から12.1%)【資料5-4-6】【資料5-4-7】で推移しており、良好な状態を維持している。なお、本法人の財産は財産目録(令和6(2024)年3月31日)【資料5-4-8】のとおり、安定した財産を所有している。

- 本学は平成 30（2018）年度、1 学部 1 学科、入学定員 180 人にて開学して以来、令和 4（2022）年度新たに大学院修士課程を、令和 6（2024）年度大学院博士後期課程を設置した。令和 6（2024）年 5 月 1 日現在 589 名（食料産業学部 580 名、大学院修士課程 8 名、大学院博士後期課程 1 名）が在籍している【資料 5-4-9】。入学者数は平成 30（2018）年度 99 名、平成 31（2019）年度 149 名、令和 2（2020）年度 156 名、令和 3（2021）年度 166 名、令和 4（2022）年度 171 名、令和 5（2022）年度 157 名、令和 6（2024）年度 111 名と学生募集で苦戦しており、定員充足が最大の課題でありながらも、毎年度策定された予算計画に基づき運営を行い、各部署での支出削減や外部資金の獲得等によって、過去 5 年間の財務比率では令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度までに事業活動収支差額比率（▲132.3%から▲16.0%）、人件費比率（84.7%から 45.1%）、教育研究経費比率（105.4%から 57.0%）、管理経費比率（44.3%から 13.8%）【資料 5-4-10】ともに良好とは言えないまでも毎年度良化しており、今後広報活動を更に強化して食料産業学部の入学定員充足を達成するとともに、教育・研究の質を確保しつつ、継続して支出の見直しを行うことで財務比率を更に改善し、令和 10（2028）年度に黒字となる事業計画を策定した。また、新潟食料健康研究機構を核として外部研究資金の導入を積極的に推進するとともに、令和 4（2022）年度より交付を受けている私立大学等経常費補助金の交付額増加や改革総合支援事業の採択に向けた学内での協議を重ねている。
- 令和 5（2023）年度本学が受入れた外部資金は以下の通りである。

**【外部研究資金】 合計 28 件／199,848 千円**

**[科研費] 11 件／21,684 千円**

- ・代表 7 件／21,060 千円（基盤研究 A:1 件/10,400 千円、基盤 C:6 件/10,660 千円）
- ・分担 4 件／ 624 千円（基盤研究 C:4 件/624 千円）

**[受託・共同研究費] 16 件／177,164 千円**

- ・内閣府・農林水産省・国立研究開発法人 7 件／164,563 千円
- ・地方公共団体 1 件／ 310 千円
- ・公益法人等 5 件／3,400 千円
- ・民間企業 3 件／8,890 千円

**[研究助成寄附] 1 件／1,000 千円**

- ・公益法人等 1 件／1,000 千円

**【公募型補助事業等】 合計 3 件／9,975 千円**

- ・新潟県補助事業 1 件／9,500 千円
- ・新潟県委託事業 2 件／ 475 千円

**【私立大学等経常費補助金】 合計 1 件／95,387 千円**

- ・私立大学等経常費補助金 95,387 千円

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-1】 大学 HP 令和 6（2024）年度事業計画書

- 【資料 5-4-2】 学校法人新潟総合学園寄附行為
- 【資料 5-4-3】 2024 年度予算書
- 【資料 5-4-4】 2024 年度予算書(第 1 回補正)
- 【資料 5-4-5】 大学 HP 将来計画
- 【資料 5-4-6】 大学 HP 計算書類
- 【資料 5-4-7】 事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)
- 【資料 5-4-8】 財産目録(令和 6(2024)年 3 月 31 日)
- 【資料 5-4-9】 学部・学科別/研究科、専攻別在籍学生数
- 【資料 5-4-10】 事業活動収支計算書関係比率(大学単独)

### (3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

- 入学者数増加による学生生徒等納付金の増加を図ることはもとより、実社会に直結する研究開発を通じて地域と国際社会の発展に貢献するという目的の元、様々な取組みを更に進めるとともに産業界や行政に対して情報をより積極的に発信することで、大学としての信頼を深めながら順調に獲得できている受託研究事業や寄付金ならびに補助金の受入れを継続、増加し、堅固な財務基盤となるよう努める。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

- 本学校法人は、学校法人会計基準及び本法人諸規程(学校法人新潟総合学園経理規程【資料5-5-1】、経理規程施行細則【資料5-5-2】)等に基づいて会計処理を行っている。法人全体の財務・経理を統括する法人経理部があり、各大学(3大学)の経理担当部署を配置している。
- 学校法人全体で共通の経費に係る電子申請システム・会計システムを使用し、大学ごとに決裁(会計処理・収納や支払い、記帳等)を行うことで迅速な処理を可能にしている。なお、大部分の資金管理および運用は、法人経理部において一元的に行っている。資金運用に当たっては、運用リスクの最小化を原則としている(学校法人新潟総合学園資金運用規程【資料5-5-3】)。毎月、会計システムにより会計データを集約し、法人経理部および各大学経理担当部署にて月次決算、予算実績分析を行っている。また、必要に応じて監査法人や税理士等の指導・助言を受けながら適正な処理が行われるよう進めており、毎年度監査法人による監査を受けている(監査報告書【資料5-5-4】)。



5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- 私立学校振興助成法第14 条第3 項に基づく監査法人による会計監査、私立学校法第37 条第3 項に基づく監事による監査および内部監査室が実施する内部監査が実施されている。監査法人による監査は、令和5（2023）年度は5人の担当者が12日間にわたって監査を実施した。監事は、理事会に出席するとともに学内連絡会や総務会議事要旨を閲覧して、学校運営の全般、業務遂行状況を把握し、監査法人ならびに内部監査室と連携した監査を行うことで監査報告書を作成、理事会・評議員会へ報告を行っている（理事会議事録・評議員会議事録（決算承認時）【資料5-5-5】）。内部監査室は、毎月会計書類の確認ならびに担当職員の聴取を行うとともに理事会に出席することで、会計と業務の適正性を担保・確保している。監事は弁護士1人と公認会計士（税理士）1人で構成され、内部監査室は学校法人や一般企業で長年会計ならびに運営に携わった者で構成されている。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料5-5-1】 学校法人新潟総合学園経理規程
- 【資料5-5-2】 学校法人新潟総合学園経理規程施行細則
- 【資料5-5-3】 学校法人新潟総合学園資金運用規程
- 【資料5-5-4】 監査報告書
- 【資料5-5-5】 理事会議事録・評議員会議事録（決算承認時）

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

今後も学校法人会計基準、法人の経理規程等の遵守に努め、適正な会計処理に努める。また、経理担当職員が学校法人会計基準を含む関連法令の知識や理解を深めることで、適正な会計処理の継続を担保し、監査法人、監事および内部監査室による三様監査を充実させることで効果的な監査の実施に繋げていく。

[基準5の自己評価]

- 本法人は関係法令を遵守し、寄附行為や諸規則に基づき適切な運営が行われている。
- 使命および目的の実現に向けて意思決定ができるよう適切な組織体制を整備し、事業計画に基づいた継続的な努力が行われている。
- 環境保全、人権、安全に配慮した各種取り組みを行っていることや危機管理体制が整備されていることから、適切な管理運営が行われている。
- 使命・目的の達成に向けて、意思決定ができる体制を整備し適切に機能している。また、理事の選任および事業計画の確実な執行など理事会・評議員会の運営は適切に行われている。
- 理事会がリーダーシップを発揮できる体制と教職員の提案をくみ上げる仕組みが整備され、意思決定における法人および大学の各管理運営機関の連携は適切に行われている。
- 法人および大学の管理運営機関の相互チェックの機能性は、理事会、評議員会、

総務会がそれぞれの役割を果たしていることから、適切に行われている。

- 評議員、監事に関しても適切に選任され、業務を遂行していると判断した。
- 借入金が多く、各種財務比率に影響がみられるが、それら借入金の全てが日常的資金需要によるものではなく施設設備取得を目的としたものである。また、事業活動収支差額比率においては開学にかかる投資支出が多額であったこと等により悪化しているが、年度の進行とともに毎年度良化しており、法人全体の流動比率においては開学から令和5（2023）年度まで全ての年度において良好な状態となっている。広報活動の更なる強化により入学者数および在籍者数を増加させ、収入増を図るとともに支出の見直しを行うことで収支改善に繋げていく。また、借入金の償還が進むことで各比率への影響も解消されることが見込まれることから、適切な財務運営が確立されている。
- 法人全体(3大学)では良好な財務状態を維持し、本学でも年度進行とともに良化していることから、財務基盤は確立されている。
- 本学では開学直後の多額の投資支出や学生募集の苦戦により各財務比率が悪化しながらも、年度進行とともに良化しており、完成年度である令和3（2021）年度以降の順調な就職率、教育内容の特色、研究環境の整備ならびに外部資金の順調な獲得等本学の魅力の発信強化により入学意識醸成を図ることで入学者数の増加に結び付けるとともに教育・研究経費を確保しながら各支出を節減し、更に外部資金の導入努力による受入れにより、収支のバランスは好ましい状態が確保されつつあると判断している。
- 学校法人会計基準および法人諸規程等に基づいて適正な処理を行われるようOJTの体制が整えられており、必要に応じて、監査法人や税理士等の指導・助言を受けていることから、会計処理は適正に行われている。
- 会計監査については十分な知識と経験を有する内部監査室、弁護士・公認会計士（税理士）としての専門性を有する監事および監査法人がそれぞれの立場から適切に監査を実施するとともに必要に応じた連携を行う体制が整備されており、厳正な監査が行われている。
- 以上のことから、「基準5 経営・管理と財務」を満たしていると判断する。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 本学では、教育・研究・社会連携活動等の諸活動を恒常的に点検・評価し、質の向上に向けた改善・改革を持続的に推進することを目的に、「新潟食料農業大学内部質保証方針」を策定している。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】
- 内部質保証方針に則り、教育研究に関する内部質保証のための主要組織として、下記の 4 組織を設置している。
  - ① 将来計画機構
  - ② 自己点検・評価委員会
  - ③ 将来計画実行に関わる部署（将来計画ドメイン責任者、教授会、各委員会、教学マネジメント推進センター、キャリアセンター、IR 推進センター、将来計画機構、新潟食料健康研究機構、強化部会議、大学事務局、法人事務局等）
  - ④ IR 推進センター
- 自己点検・評価委員会が全学的な内部質保証の検証を行っている。
- 将来計画機構は、新潟食料農業大学の将来像と年次計画を策定・審議検討する。【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】自己点検・評価委員会は、将来計画が適切に遂行されているか否かを点検・評価する。【資料 6-1-5】自己点検・評価委員会で点検・評価した結果や改善内容は学長に報告され、学長により決定や改善指示等がなされる。将来計画機構が策定した計画は、総務会で検討し、学長が決定した後、各関連分野を所掌する部署が実行する。特に教学マネジメントに係る重要事項の実行責任は教学マネジメント推進センターが担う。【資料 6-1-6】【資料 6-1-7】IR 推進センターは内部質保証の実行性および各種活動の有効性ならびに評価の客観性を高め、戦略的な大学運営の意思決定、推進および改善につなげるために必要な情報の集約・分析・提供を行っている。【資料 6-1-8】【資料 6-1-9】
- 将来計画機構を、令和元（2019）年度に副学長を機構長として設置し、直下に将来計画機構運営委員会を置いて将来計画の策定に取り組んだ。将来計画機構運営委員会は、機構長、研究科長、自己点検評価委員長、学部長、学科長、専攻長、大学事務局長、コース長、領域長をメンバーとして構成し、令和 4（2022）年度から令和 12（2030）年度までの長期目標、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までの第 1 期中期目標および中期計画（5 年間）、令和 9（2027）年度から令和 12（2030）年度までの第 2 期中期目標および中期計画（4 年間）とし、第 1 期については 5 年間の中期計画に対するアクションプランを策定した。中期計画に対するアクションプランは毎年実施する自己点検・評価を踏まえて必要に応じて見直しをしている。【資料 6-1-10】【資料 6-1-11】
- 将来計画の遂行状況を検証するため、毎年度、自己点検・評価委員会が、中期計画

アクションプランを用いて自己点検評価を実施している。【資料 6-1-12】【資料 6-1-13】

- 自己点検・評価委員会構成員は、副学長を委員長とし、将来計画機構長、学部長、学科長、研究科長、専攻長、コース長、領域長、大学事務局長となっている。
- 将来計画実行部署は、新潟食料農業大学将来計画各ドメイン責任者（将来計画9つのドメインにおける中期目標、中期計画、中期計画に対するアクションプランの実行に責任を持つ者）、教授会、各委員会（教務委員会、FD・SD委員会、図書・情報委員会、社会連携推進委員会、入試広報委員会、学生委員会、国際交流委員会、危機管理委員会、人権委員会、自己点検・評価委員会、個人情報等保護委員会）、センター（教学マネジメント推進センター、キャリアセンター、IR推進センター）、将来計画機構、食料健康研究機構、強化部会議、法人事務局、大学事務局であり、将来計画の実行を担っている。
- IR推進センターのもとにIR推進センター運営委員会を設置し、以下を所掌事項とし、内部質保証の実行性、有効性、客観性を高める活動をしている。なお、IR推進センター運営委員会は、IR推進センター長、IR推進センター副センター長、IR推進課長とし、教職一体で構成されている。
  - (1) 学内外の教育、研究、社会連携等に関連する各種情報の集約・分析に関する事項
  - (2) 学内外の諸活動の成果等を可視化し情報提供することを通じた、改革・改善策の検討の支援に関する事項
  - (3) その他、大学運営の意思決定および推進に資する各種情報の集約・分析に関する事項

#### <エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-1-1】 新潟食料農業大学内部質保証方針
- 【資料 6-1-2】 大学 HP 大学評価 内部質保証システム
- 【資料 6-1-3】 新潟食料農業大学将来計画機構規程
- 【資料 6-1-4】 新潟食料農業大学将来計画機構運営委員会規程
- 【資料 6-1-5】 新潟食料農業大学自己点検・評価委員会規程
- 【資料 6-1-6】 新潟食料農業大学教学マネジメント推進センター規程
- 【資料 6-1-7】 新潟食料農業大学教学マネジメント推進センター運営委員会規程
- 【資料 6-1-8】 新潟食料農業大学 IR 推進センター規程
- 【資料 6-1-9】 新潟食料農業大学 IR 推進センター運営委員会規程
- 【資料 6-1-10】 新潟食料農業大学将来計画
- 【資料 6-1-11】 大学 HP 新潟食料農業大学 将来計画
- 【資料 6-1-12】 将来計画（2022～2030年度）に対する自己点検評価報告書
- 【資料 6-1-13】 アクションプラン自己点検・評価シート

#### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 今後も内部質保証方針に則り、内部質保証に関わる主要4組織の責任体制を明確にし、将来計画の目標達成に向けて取り組む。また、内部質保証の強化のために必要

に応じて組織整備にも努める。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- 本学では、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの長期目標、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの第1期中期目標および中期計画（5年間）、令和9（2027）年度から令和12（2030）年度までの第2中期目標および中期計画（4年間）の将来計画を作成し、将来計画の実行を通じて内部質保証を実現している。内部質保証のための指標として、第1期中期計画に基づき、5年間の年度毎に中期計画に対するアクションプランを作成し、毎年中期計画に対するアクションプランの実施内容について自己点検評価をしている。そして、自己点検・評価の結果を受けて、毎年中期計画に対するアクションプランの見直しをしている。また、中期計画の中間にあたる年度には中間評価を実施し、中期計画の進捗度合いについて検証することとしている。【資料6-1-10】【資料6-2-1】
- 将来計画機構が将来計画を策定した。将来計画は以下の9つのドメインに分け、各ドメインに責任者を置いている。
  - I. 大学拡充計画の推進
  - II. 教育の質保証
  - III. 研究力の向上
  - IV. 社会連携の拡充
  - V. 国際交流活動の推進
  - VI. 学生支援の充実
  - VII. 大学スポーツ振興の推進
  - VIII. 学生募集活動の強化
  - IX. 内部質保証システムおよび大学ガバナンスの強化
- 将来計画機構が策定した中期計画に対するアクションプランに対する自己点検・評価は、実行に関わる部署である各担当委員会およびドメイン責任者等が毎年度実施し、自己点検・評価委員会に報告することとなっている。【資料6-1-13】
- 自己点検・評価委員会は報告された中期計画に対するアクションプランの自己点検評価をエビデンスに基づき、S・A・B・C・Dの5段階の基準にて評価し、評価結果を自己点検評価報告書にまとめる。その後、大学の最高意思決定機関である総務会において自己点検評価結果が審議され学長により決定し、教授会にて学内全体に共有される。自己点検評価報告書に記載されているアクションプランの改善方策については、実行に関わる部署にて改善検討がなされることとしている。【資

料 6-1-12】【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】

- 中期計画に対するアクションプランは自己点検評価の結果を踏まえて、毎年度見直しされる。【資料 6-2-2（再掲）】
- 本学ホームページに自己点検評価報告書を掲載し、自己点検評価の対象、アクションプランの達成状況および評価、未達成アクションプランの状況と改善方策を公開している。【資料 6-2-4】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- 本学では開学後から、内部質保証に必要な IR 活動については、教務委員会や学生委員会等の各委員会が、学生生活、教育、入試、就職などについての調査をし、得られた情報を教授会で報告し、教育・研究環境の改善に活用している。  
【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】【資料 6-2-9】  
【資料 6-2-10】【資料 6-2-11】
- 開学から各委員会や各部署に保管され点在していた調査結果等を取りまとめるために、令和 3（2021 年）年度より事務局組織に IR 室を設置し、令和 4（2022）年度には「新潟食料農業大学 IR 方針」を策定し、本学における IR の基本方針を整備した。【資料 6-2-12】令和 5（2023）年度に事務局組織を IR 推進課に改組し、学長直下に IR 推進センターを設置することによって、教職協働にて全学的な IR 情報を収集・分析し、更に内部質保証を推進強化する体制としている。【資料 6-1-8】【資料 6-1-9】
- 令和 5（2023 年）年度には、各種調査、アンケート実施の他に退学に係る分析結果を学生委員会に報告し、退学抑止検討のための情報提供を実施している。【資料 6-2-13】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-2-1】 新潟食料農業大学将来計画における PDCA サイクル
- 【資料 6-2-2】 第 65 回、78 回臨時新潟食料農業大学総務会議事要旨
- 【資料 6-2-3】 第 63 回新潟食料農業大学教授会議事要旨
- 【資料 6-2-4】 大学 HP 自己点検評価報告書
- 【資料 6-2-5】 2023 年度学生満足度アンケート結果
- 【資料 6-2-6】 2023 年度後期授業評価アンケート結果
- 【資料 6-2-7】 2023 年度卒業生アンケート結果
- 【資料 6-2-8】 2023 年度卒業後アンケート結果
- 【資料 6-2-9】 2022 年 3 月卒（第 1 期生）企業定着度調査 回答集計報告
- 【資料 6-2-10】 2023 年度大学院生在学生調査結果
- 【資料 6-2-11】 2023 年度大学院修了生調査結果
- 【資料 6-2-12】 新潟食料農業大学 IR 方針
- 【資料 6-2-13】 2020 年度-2022 年度入学者の希望コース別退学分析について

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 本学では、大学の持続的な発展を意識した独自の将来計画を策定し、その中期計画に対するアクションプランに対して毎年自己点検評価を実施し、その結果は教職員に共有されている。今後は、教育研究および学生支援の充実と安定的な大学運営に資する重要データを常に集約・分析し、IR 機能を充実させることにより、分析結果を自己点検評価に生かし、将来計画を実行すると共に、新たな将来計画の策定に生かす。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

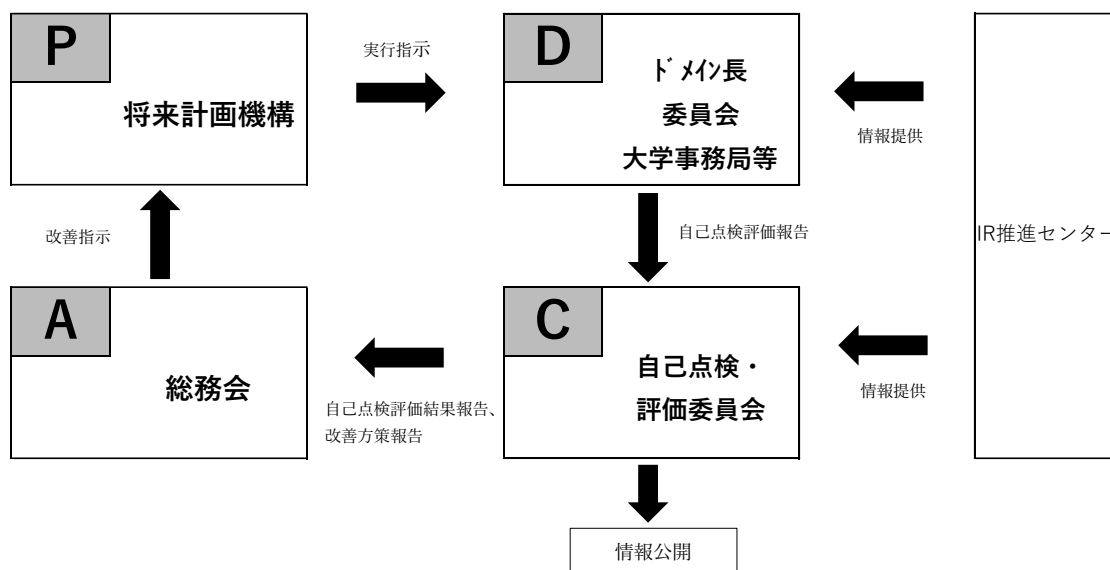
基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- 開学から完成年度の令和 3（2021）年度までの 4 年間は設置計画の履行を通じて内部質保証に努めた。これと並行して、開学時から実施した教育についての調査内容を評価した結果、カリキュラム改定が必要と判断されたため、2020 年度に将来計画機構のもとにカリキュラム改定ワーキンググループを設置し、教育内容や方法、学修指導の改定に向けた点検・評価を始めた。点検・評価において、学生や教員等からの要望を加え、令和 4（2022）年度にはカリキュラムの部分改定を行い、令和 5（2023）年度には新カリキュラムの運用を開始した。本学の特色のひとつである「4 年間を通じたコース横断型教育」の更なる充実化を図るべく 1 年次におけるコース横断教育科目の新規配置、学生ニーズに応じたカスタマイズ型科目編成（選択科目の増設）、資格取得に向けた新規科目の配置等を行い、教育の質保証の改善につなげている。【資料 6-3-1】
- 完成年度を迎えた令和 4（2022）年度以降は、大学独自の将来計画に基づく自己点検評価を以下の大学全体における内部質保証に係る PDCA サイクルにて実施している。

【図 6-3-1 内部質保証 PDCA サイクル】



- 《Plan・計画》：新潟食料農業大学将来計画機構  
 将来計画の策定および実行指示。副学長を将来計画機構運営委員会の委員長とし、研究科長、自己点検評価委員長、学部長、学科長、専攻長、大学事務局長、コース長、領域長で組織。将来計画は総務会に諮り、学長が決定。
- 《Do・実行》：新潟食料農業大学将来計画各ドメイン責任者、教授会、各委員会、センター、機構、法人事務局、大学事務局等の将来計画実行に関わる部署にて実行。教学マネジメントに係る重要事項については教学マネジメント推進センターで審議。また、評価の客観性を高めるためにIR推進センターが必要に応じて情報提供。
- 《Check・評価》：自己点検・評価委員会  
 実行に関わる部署による自己点検・評価報告を全学的な観点から評価・検証し、改善方策を策定する。
- 《Act・改善》：総務会  
 改善方策は総務会に諮り、学長が決定。総務会からの改善指示を受けて、将来計画機構が改善計画を将来計画に反映させ、実行に関わる部署に実行を促す。

- 内部質保証方針に基づき上記の通り、将来計画を実行し、評価、改善のPDCAサイクルを廻すことで、三つのポリシーを起点とした教育の質保証を行っている。
- また、中期計画に対するアクションプランにおける教学マネジメントに係る重要事項については、教学マネジメント推進センターにおいて審議し、三つのポリシーを起点とした教育の質保証の改善・向上の支援につなげている。【資料 6-3-2】
- 加えて、卒業生には毎年全員のアンケートを行い、①カリキュラムおよびカリキ



ュラム・ポリシーについて、②ディプロマ・ポリシーについて、③学生生活について、④課外活動について、⑤施設・学習環境についての学生満足度を調査している。その結果を教授会で報告の上、全教職員が共有し、その都度、各委員会等にて審議し必要に応じて改善する仕組みを構築している。また、卒業生が就職した企業等に対して、本学の卒業生に対する満足度調査を実施している。これにより、本学ディプロマ・ポリシーの達成状況について、就職先の評価が明確になるシステムを構築している。

- 中期計画に対するアクションプランについて毎年自己点検・評価を実施している。S、A、B、C、Dと5段階で評価し、A評価を達成／ほぼ計画どおり（達成度90%以上）とし、B評価以下の中期計画アクションプランについては、改善方策を学長が決定し、将来計画機構は改善方策を中期計画アクションプランに反映させ、各実行部署が改善・向上に取り組んでいる。なお、令和4（2022）年度将来計画アクションプランの達成状況についてA評価（達成度90%以上）以上が91.0%であり、令和5（2023）年度については83.4%でいずれの年度も高い達成率だった。【資料6-1-12】【資料6-1-13】
- 大学設置時および大学院修士課程設置時に指摘事項と遵守事項を受けたが、指摘事項の改善に取り組み、大学設置完成年度におけるAC面接調査にて指摘事項なしとの結果を受審し、大学院修士課程においても令和5（2023）年度で完成年度を迎え1件の指摘事項（改善）が付されているが、改善に向けた対応を継続的に検討している。また、令和6（2024）年度より博士後期課程を設置し、いくつかの遵守事項を受けているが、「履行中」であり、文部科学省にその都度報告している。【資料6-3-3】

<エビデンス集（資料編）>

【資料6-3-1】カリキュラム改定に係る資料

【資料6-3-2】2023年度第3回、4回教学マネジメント推進センター運営委員会  
議事要旨

【資料6-3-3】設置計画履行状況等調査結果

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

- 今後も中期計画アクションプランに対する自己点検評価を毎年実施し、特に教学マネジメントに関する重要事項については教学マネジメント推進センターでのチェック機能を有効に活用し将来計画へ反映させ、更に教育の質保証の向上に努める。

**[基準6の自己評価]**

- 内部質保証を目的として「内部質保証方針」を設定し、全学的な内部質保証に責任を持つ自己点検・評価委員会を中心とした主要4組織（将来計画機構、将来計画実行に関わる部署、自己点検・評価委員会、IR推進センター）の設置により、内部質保証のための組織の整備、責任体制が確立されている。

- 大学独自の将来計画を策定し、中期計画に対するアクションプランを実行し、自己点検評価を毎年度実施している。そして、中期計画に対するアクションプランを毎年度見直している。自己点検評価の結果は大学の最高意思決定機関である総務会に諮り、学長により決定し、結果を教授会で共有した上で、社会に公表している。このことから内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価が実施できている。
- 開学から学内外における学生生活、教育、就職等各種調査を行い、その結果を教授会で報告している。その報告は各種委員会等にフィードバックされ各種教育・研究環境の改善に生かされている。令和5（2023）年度に IR 推進センターを学長の下に設置したことにより、全学的な IR 活動を推進する体制を整えた。以上のことから、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行い、そのため体制を整備している。
- 大学独自の全学的な将来計画は、将来計画機構による策定および実行指示、将来計画の実行に関わる部署による実行、自己点検・評価委員会による評価、そして総務会による改善指示によって PDCA が廻っている。三つのポリシーを起点とした教育の質保証も含めて内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルの仕組みが確立されており、有効に機能している。
- 以上のことから、「基準6 内部質保証」を満たしていると判断する。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 研究活動

##### A-1 食料産業学領域における研究拠点の基盤形成

##### A-1-① 食料産業学領域における外部資金獲得推進

##### A-1-② 食料産業学領域における実用化研究の推進

##### A-1-③ 食料産業学領域における研究を通じた社会貢献の推進

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 食料産業学領域における外部資金獲得推進

##### 新潟食料健康研究機構および研究支援課を配置した教職協働体制での外部資金獲得推進

- 新潟食料健康研究機構(以下、「研究機構」という)を学長直轄の機構として 2020 年度に設置し、同年、同研究機構内に食品科学研究所、令和 4 (2022)年度に持続型農業研究所を設置した。研究機構は教員の専門分野や研究シーズを発信するとともに、研究相談や共同研究の求めに応じて外部機関と教員の連携を図った。外部機関との研究に関する連携件数は 2020 年度 8 件、令和 3 (2021)年度 6 件、令和 4 (2022)年度 25 件、令和 5 (2023)年度 12 件であった。
- また、令和 3 (2021)年度に研究支援課を設置し、外部の競争的資金の紹介、申請書類作成の補助、経験を持つ教員による申請内容指導の仲介を行っている。特に、科学研究費助成事業(以下、「科研費」という)申請に当たって、若手教員に対して、研究立案および申請書作成に関する指導に重点を置いた。指導件数は、令和 3 (2021)年度は 11 件、令和 4 (2022)年度は 18 件、令和 5 (2023)年度は 9 件であった。

##### 学長裁量研究費による学内研究連携体制の推進

- グループによる研究計画に対して学長の裁量により研究費を配分し、分野を超えた教員間の新規のグループ研究を推進した。平成 30 (2018)年度 5 件/106 万円、令和元(2019)年度 5 件/100 万円、2020 年度 8 件/70 万円、令和 3 (2021)年度 8 件/100 万円、令和 4 (2022)年度 8 件/100 万円、令和 5 (2023)年度 4 件/100 万円であった。これらのグループ研究が、科研費や農林水産省などの大型研究資金の獲得に繋がった。

##### 科研費の獲得推進

- 科研費は比較的安定して獲得しており、特に、令和元(2019)年度には、教員一人あたりの科研費獲得金額は、新潟県内の私立大学の 1 位となった。また、教員数 30 名前後の小規模大学にもかかわらず、平成 30 (2018)年度から令和 5 (2023)年度の期間において、基盤研究 (A) を 2 件獲得している。

科研費獲得件数/直接・間接合計金額(継続中の研究課題・分担金を含む)は、平成 30 (2018)年度 7 件/21,580 千円、令和元(2019)年度 11 件/22,555 千円、2020 年度

7件/17,420千円、令和3(2021)年度9件/19,955千円、令和4(2022)年度/6件14,066千円、令和5(2023)年度12件/21,684千円であった。

#### 受託研究費等の獲得推進

- 受託・共同研究費、各種研究助成金および研究寄附金の獲得件数および獲得金額は増加傾向にあり、令和5(2023)年度は農林水産省、内閣府などの大型研究資金4件を獲得するなど大幅に増加した。
- 受託・共同研究費、各種研究助成金および研究寄附金の獲得件数/直接・間接合計金額(継続中の研究課題を含む)は、平成30(2018)年度8件/19,832千円、令和元(2019)年度9件/11,276千円、2020年度10件/11,708千円、令和3(2021)年度13件/15,512千円、令和4(2022)年度24件/30,544千円、令和5(2023)年度17件/177,470千円であった。

#### A-1-② 食料産業学領域における実用化研究の推進

##### 実用化に向けた研究例

- 1) ウシルーメン(第一胃)液を用いたセルロース系廃棄物のメタン発酵効率向上  
科研費基盤研究(A)を獲得して、基礎研究を展開し、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「JST」という)および企業からの受託を受けて実用化に向けた研究開発を実施した。
- 2) 地場農産物の加工  
受託事業等により新潟市の有色大豆および佐渡市の柿の加工に関する研究開発を実施した。
- 3) 醸造用酵母の開発と日本酒の製造・販売  
科研費および企業受託を受けて、ブナの森、ハマナスの丘、桜の花から酵母を分離・育種した。さらに、これらを使用して、企業において日本酒を醸造して販売した。これらの研究を推進するために、大学が支援して試験醸造免許を取得した。
- 4) 食品・農業残渣を利用したメタン発酵システムの開発  
国内外の農村の家庭用ガスコンロに使用する小型のメタン発酵システムの開発研究を行った。その利用可能性についてフィリピンの農村調査を実施した。

#### 令和5(2023)年度に採択された農林水産省および内閣府の大型研究事業

日本の持続可能な食料生産を支える技術開発研究として4件が採択された。

- 1) ペレット堆肥の広域流通促進モデル実証事業(農林水産省)3年合計1.5億円
- 2) 豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築(内閣府)5年合計1.5億円
- 3) 戦略的スマート農業技術の開発・改良事業(農林水産省)2件。それぞれ3年合計1.2億円、2年合計3,800万円。

#### A-1-③ 食料産業学領域における研究を通じた社会貢献の推進

##### 地域農産物の生産・加工に関する研究による社会貢献

- 胎内市におけるマコモタケの栽培・加工、ベトナム野菜の栽培、砂丘地栽培サツマイモベにはるか「はるかなた」のブランディング、新発田市におけるサトイモ

在来種の遺伝子解析、佐渡市における柿の加工品製造、村上市の北限のお茶を使用したハーブティーの開発・ブランディング・販売などの研究がおこなわれ、地域貢献に繋がった。

#### 堆肥に関する研究による地域企業支援

- 堆肥化に関する研究基盤を用いて、地域の養豚場およびきのこ栽培企業の廃棄物の堆肥化を指導した。これにより、地域の有機性廃棄物の有効利用が促進された。

#### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 外部資金獲得のためには、上質な研究の継続と研究支援体制の確立が重要である。そのために、リサーチ・アドミニストレーター(URA)やリサーチ・アシスタント(RA)制度の整備、知的財産管理体制の整備、研究支援体制の構築に努める（担当：将来計画ドメインⅢ）。
- 新潟食料健康研究機構と社会連携推進室がより密な連携を行って、地域密着型の実用化研究を進める（担当：将来計画ドメインⅢ）。
- 胎内市、村上市、新発田市、佐渡市、JA 胎内市などとの連携協定を生かして、地域課題を拾い上げて、社会貢献を進める（担当：将来計画ドメインⅣ）。

#### 【基準 A の自己評価】

- 新潟食料健康研究機構設置、学長裁量研究費などによって、学内研究連携体制および資金獲得支援体制が構築され、食料産業学領域における外部資金獲得が推進されている。
- 科研費基盤研究(A)、JST や農林水産省および内閣府の大型研究費を獲得して研究開発を行うとともに、地場農産物の加工、醸造用酵母の開発と日本酒の製造、食品・農業残渣を利用したメタン発酵システムの開発など地域密着型で実用化研究が推進されている。
- 地域農産物の生産・加工および堆肥製造などを通して、研究によって得た知見を地域に還元して、社会貢献が推進されている。
- 以上のことから、「基準 A 食料産業学領域における研究拠点としての基盤生成」を満たしていると判断する。

## 基準 B. 地域連携

### B-1 本学の独自性を活かした産官学連携

#### B-1-① 産官学連携の状況

#### B-1-② 産官学連携に基づく取り組み

#### B-1-③ 学生教育活動への還元

##### (1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

##### (2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### B-1-① 産官学連携の状況

- 本学は開学当初より、地域・産業の振興、教育・学術・研究活動を共同して推進する業務を統括するため社会連携推進室を設置している。また、推進室の下に学術研究のさらなる発展と社会貢献に寄与するとの目的を達成するため社会連携推進委員会を設置している。社会連携推進委員会は、推進室が主導して行う連携協定締結および締結先との連携推進、公開セミナーの企画・運営の他、様々な自治体、企業・団体等と連携し、学生および教職員が参加する社会連携活動のサポートや企画・運営に関し、推進室から付議された事項の審議を行っている。このような推進室および推進委員会からなる推進体制をサポートする事務局として社会連携推進部を設置している。現時点での連携協定締結先は以下の通り、自治体ではキャンパスの所在地である胎内市をはじめ5市、企業では5社と連携協定を締結している。

#### <連携協定締結実績>

##### 《自治体》

- ・胎内市（締結日；平成30(2018)年10月）
- ・糸魚川市（締結日；令和元(2019)年4月）
- ・新発田市（締結日；令和元(2019)年7月）
- ・村上市（締結日；令和2(2020)年12月）
- ・佐渡市（締結日；令和5(2023)年5月）

##### 《企業》

- ・株式会社日本政策金融公庫新潟支店（締結日；平成30(2018)年3月）
- ・胎内市農業協同組合（締結日；平成30(2018)年10月）
- ・株式会社当間高原リゾート（締結日；令和4(2022)年5月）
- ・住商フーズ株式会社（締結日；令和4(2022)年6月）
- ・アグリライフ株式会社（締結日；令和5(2023)年5月）

#### B-1-② 産官学連携に基づく取り組み

- 連携協定先を中心に、地域の課題可決や活力ある豊かな地域社会の形成および発展を目的に連携活動を推進している。特に、キャンパスの所在地である胎内市およびJA北新潟との連携については、「たいない特産品研究会」を設立し、新たな胎内市の特産品として、イタリア野菜の栽培をメインに地元生産者と学生・教職

員が連携し、加工品開発、地元直売所での販売、イベント出店などを行っている。また、学生が中心となって、地元飲食店に収穫したイタリア野菜をサンプルとして提供し、メニュー化に向けたPR活動を推進しているほか、SNSで試作メニューの紹介を行い、直売所での購買に繋げる活動を行うことで、地産地消の促進および胎内市の特産品化に向け「たいない特産品研究会」の活動に参加・協力する生産者を増やす活動にも取り組んでいる。その他、胎内市内の小中学校の学校給食へイタリア野菜を使用したメニューの提供、集落の草刈りやワイン用ブドウ収穫などのボランティア活動にも学生が中心となって積極的に参加している。

### B-1-③ 学生教育活動への還元

- 活動を通じて地域社会や企業・団体が抱える食や農に関わる様々な課題に対して考え、行動することで、学生が自身の成長につながる機会としている。6次産業化クラブでは、胎内市に伝わる幻の枝豆「ろくすけ豆」を栽培し、福祉施設の協力のもと納豆の商品化を目指している。その他、耕作放棄地を活用した無農薬米の栽培活動、マコモタケの生産から今後の商品化に向けた地元活性化の推進、胎内市産のさつまいものブランディング化など、学生主体でカリキュラム以外の活動を実施している。主な学生プロジェクトは以下の通りで、地域の方々との交流を通じて多くのこと経験し学んでいる。

<主な学生プロジェクト>

- ・農福連携による納豆製造プロジェクト（ろくすけ豆の栽培から納豆製造）
- ・たいない里山ウェルカムMAPプロジェクト（集落の魅力発信）
- ・マコモタケプロジェクト（マコモタケの栽培から商品開発）
- ・神楽米プロジェクト（耕作放棄地での昔ながらの米栽培）
- ・さつまいもブランド化プロジェクト（胎内市産さつまいものブランド化）
- ・ベルナティオとの連携プロジェクト（SDGsをテーマとした食のイベント）

### (3) B-1の改善・向上方策（将来計画）

- 教育研究資源を最大限に活用し、食料産業分野および地域社会の発展に向けた、取り組みを継続する。特に、連携協定先との協定に基づく事業を更に活性化するとともに、新たな連携協定締結に向け連携先の開拓を行う。また、各種事業はSDGsにおける17のゴールとの関連性を踏まえて計画立案し、SDGsへの貢献に向けた取り組みとしても積極的に推進する。

### 【基準Bの自己評価】

- 産官学連携について、順調に連携協定先を開拓し社会連携活動を推進している。
- 活動実績を踏まえ、産官学連携に基づく取り組みを実行している。
- 活動実績を踏まえ、社会連携活動が学生教育活動へ還元されている。
- 以上のことから、「基準B 地域連携」を満たしていると判断する。

## V. 特記事項

### 1. 学生が主体となった地域テーマの掘り起こしと卒論研究による商品化

- 本学では地域に根ざした教育・研究を重視しており、学生に対する柔軟な支援体制を整えている。学生が自らの発想を原点とし、教員の科学的な視点からの指導を得て、商品化・販売を短期間で実現している。
- 学生のグループがサツマイモ品種「べにはるか」のブランディングを地域の農家と市民とともにを行い、この品種の栽培特性、加工特性、流通方法などに関して、複数の卒論としてとりまとめるとともに、地域の菓子店等と連携してスイーツ開発を行っている。
- 学生が日本最北端のお茶である村上茶に注目してハーブティーの開発に取り組み、教員の指導のもと、2期の卒論研究を通して、地域の製茶業者の協力を得てペットボトル化に成功した。地域の航空会社であるトキエアの機内飲料として活用されている。
- ブナの森など地域の自然環境から本学が分離した酵母について、卒論研究で育種、醸造特性解析を行い、地域の酒造メーカーの協力を得て、小規模ロットの日本酒の商品化に成功した。次年度以降は仕込み規模を拡大し、一般販売されると共に胎内市のふるさと納税返礼品に活用されている。

### 2. 留学生の支援

- 平成6(2024)年5月現在、本学には9か国から44名の留学生が在籍している。その支援体制として、2名の職員が配置されており、そのうち1名は外国人職員である。また、外国人の教員も2名在籍しており、留学生が相談しやすい体制を整えている。レポートなどの課題支援および日本語能力試験(JLPT)N1取得支援として、日本語教室を開講し、日本語能力向上を主眼とする学びの場を提供している。
- 留学生と日本人学生の交流会を年に2回開催し、日本人学生と交流する機会を提供している。また、新潟県国際交流協会からの委託を受けて、毎年「国際理解セミナー」を開催しており、留学生が母国や文化の紹介をすることで、留学生と地域の方々との交流を促進している。
- さらに、早期の段階から日本の就職活動事情や就労ビザ等に関する説明会を実施し、就職活動において個別に対応するなどの支援を行っている。

### 3. 本学で学んだ専門知識・経験を活かす分野への就職

- 本学ではこれまでに卒業生を3カ年にわたって送り出したが、多くが食料産業の広範な分野に就職している。学則第1条で大学の目的を「食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につける」と定めているが、これに則った教育の成果と考えられる。
- 令和5(2023)年度を例に挙げると、全就職者の内、食料産業関連企業への就職者率は82%であり、業種としては、食品製造業28%、食品小売・卸売業25%、農業12% JA等農業支援・農業機械等関連企業7%である。このように、卒業生は、食の専門知識・技術を持ったジェネラリストとして広範な分野の企業に就職しており、社会貢献に繋がっていると判断できる。



## VI. 法令等の遵守状況一覧

## 学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条（目的）に定め、遵守している。	1-1
第 85 条	○	学則第 6 条（学部）に定め、遵守している。	1-2
第 87 条	○	学則第 14 条（修業年限）及び第 15 条（最長在学年限）に定め、遵守している。	3-1
第 88 条	○	学則第 21 条（編入学・転入学・再入学）に定め、遵守している。	3-1
第 89 条	—	該当しない。	3-1
第 90 条	○	学則第 17 条（入学資格）に定め、遵守している。	2-1
第 92 条	○	学則第 7 条（職員）及び「新潟食料農業大学教育職員選考の基準に関する規程」に定め、遵守している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 10 条（教授会）に定め、遵守している。	4-1
第 104 条	○	学則第 42 条（学位）及び大学院学則第 23 条（学位の授与）に定め、遵守している。	3-1
第 105 条	—	該当しない。	3-1
第 108 条	—	該当しない。	2-1
第 109 条	○	学則第 4 条（自己点検・評価）、新潟食料農業大学自己点検・評価委員会規程で定めており、法令で定める 7 年以内の受審をしている。	6-2
第 113 条	○	学則第 5 条（情報の積極的な提供）に定め、「刊行物及びホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 8 条（事務局）に定め、事務職員は事務に従事している。技術職員も配置している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 21 条（編入学、転入学、再入学）に定め、遵守している。	2-1
第 132 条	○	学則第 21 条（編入学、転入学、再入学）に定め、遵守している。	2-1

## 学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項について、学則第 11 条（学年）、第 12 条（学期）、第 13 条（休業日）、第 14 条（修業年限）、第 15 条（最長在学年限）に定め、遵守している。 二 部科及び課程の組織に関する事項について、学則第 6 条（学	3-1 3-2

新潟食料農業大学

		<p>部) に定め、遵守している。</p> <p>三 教育課程及び授業日時数に関する事項について、学則第 6 条 (学部)、第 12 条 (学期)、第 34 条 (その他) 別表に定め、遵守している。</p> <p>四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項について、学則第 33 条 (成績)、第 34 条 (その他)、第 41 条 (卒業) に定め、遵守している。</p> <p>五 収容定員及び職員組織に関する事項について、学則第 6 条 (学部)、第 7 条 (職員) に定め、遵守している。</p> <p>六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項について、学則第 16 条 (入学の時期)、第 17 条 (入学資格)、第 19 条 (入学者の選考)、第 20 条 (入学手続きおよび入学許可)、第 21 条 (編入学・転入学・再入学)、第 31 条 (本学以外での履修の許可)、第 32 条 (本学以外で履修した科目および単位の取り扱い)、第 35 条 (休学)、第 36 条 (休学期間)、第 37 条 (転学)、第 39 条 (退学)、第 41 条 (卒業) に定め、遵守している。</p> <p>七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項について、学則第 52 条 (検定料、入学金、授業料他)、第 53 条 (授業料の納付)、第 54 条 (復学等の場合の授業料)、第 55 条 (学年の途中で卒業する場合の授業料)、第 56 条 (退学および停学の場合の授業料)、第 57 条 (休学の場合の授業料)、第 58 条 (授業料の免除および徴収の猶予)、第 59 条 (研究生および科目履修生等の授業料等)、第 60 条 (納付した授業料等) に定め、遵守している。</p> <p>八 賞罰に関する事項について、学則第 44 条 (表彰)、第 45 条 (懲戒) に定め、遵守している。</p> <p>九 寄宿舎は設置していないために記載していない。</p>	
第 24 条	○	大学の事務基幹システム・教務システム (GAKUEN) で学籍、成績等を管理し、必要な証明書等を発行できており、遵守している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 45 条 (懲戒) 及び「新潟食料農業大学学生の懲戒手続に関する規則」に定め、遵守している。	4-1
第 28 条	○	学校に備えなければならない表簿については、適切に備え付け、遵守している	3-2
第 143 条	○	学則第 9 条 (総務会)、第 10 条 (教授会) に定め、遵守している。	4-1
第 146 条	○	修業年限の通算は実施していないが、科目等履修制度について、学則第 48 条 (科目等履修生) 及び「新潟食料農業大学科目等履修生規程」に定め、遵守している。	3-1
第 147 条	—	早期卒業制度を設けていないため、該当しない。	3-1
第 148 条	—	該当しない。修業年限四年を超える学部はない。	3-1
第 149 条	—	該当しない。三年以上在学での卒業を認めていない。	3-1

新潟食料農業大学

第 150 条	○	学則第 17 条（入学資格）に定め、遵守している。	2-1
第 151 条	—	該当しない。高等学校等を二年以上で卒業する優秀な者の入学を認めていない。	2-1
第 152 条	—	該当しない。上記に関連する。	2-1
第 153 条	—	該当しない。上記に関連する。	2-1
第 154 条	—	該当しない。上記に関連する。	2-1
第 161 条	○	学則第 21 条（編入学・転入学・再入学）に定め、遵守している。	2-1
第 162 条	○	学則第 21 条（編入学・転入学・再入学）、第 50 条（外国人留学生）、「新潟食料農業大学編入学、転入学及び再入学の取扱いに関する規程」に定め、遵守している。	2-1
第 163 条	○	学則第 11 条（学年）、第 12 条（学期）に定め、遵守している。	3-2
第 163 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 164 条	—	該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	学部及び大学院研究科にアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを定め、遵守している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 4 条（自己点検評価）、「新潟食料農業大学自己点検・評価委員会規程」に定め、遵守している。	6-2
第 172 条の 2	○	学則第 5 条（情報の積極的な提供）に定め、教育研究上の目的や三つの方針をはじめ、教育研究活動等の状況についてホームページに掲載し学外に周知している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 42 条（学位）に定め、遵守している。	3-1
第 178 条	○	学則第 21 条（編入学・転入学・再入学）に定め、遵守している。	2-1
第 186 条	○	学則第 21 条（編入学・転入学・再入学）に定め、遵守している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準の趣旨に基づき適正に運営している。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 6 条（学部）別表に定め、遵守している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 19 条（入学者の選考）、「新潟食料農業大学入学者選抜方法等に関する規程」に定め、遵守している。	2-1

新潟食料農業大学

第3条	○	大学設置基準の趣旨に基づき適正に運営している。	1-2
第4条	○	学則第6条(学部)に定め、遵守している。	1-2
第5条	—	該当しない。	1-2
第6条	—	学部以外の基本組織を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教育研究上の目的を達成するため適切に配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	適正に配置している。	3-2 4-2
第9条	○	基幹教員が全て授業を担当している。	3-2 4-2
第10条 ※旧13条	○	大学設置基準に則り遵守している。	3-2 4-2
第11条	○	学則23条(教育内容等の改善のための組織的な研修等)に定め、遵守している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	「新潟食料農業大学学長選考規程」において、「学長候補者は、人格高潔で学識に優れ、教育行政に関し識見を有し、かつ、建学の理念に深い理解を有する者でなければならない。」と定め、遵守している。	4-1
第13条	○	「新潟食料農業大学における教員選考の基準に関する規程」(教授の資格)に定め、遵守している。	3-2 4-2
第14条	○	「新潟食料農業大学における教員選考の基準に関する規程」(准教授の資格)に定め、遵守している。	3-2 4-2
第15条	○	「新潟食料農業大学における教員選考の基準に関する規程」(講師の資格)に定め、遵守している。	3-2 4-2
第16条	○	「新潟食料農業大学における教員選考の基準に関する規程」(助教の資格)に定め、遵守している。	3-2 4-2
第17条	○	「新潟食料農業大学における教員選考の基準に関する規程」(助手の資格)に定め、遵守している。	3-2 4-2

新潟食料農業大学

第 18 条	○	学則第 6 条（学部）に定め、適切に管理している。	2-1
第 19 条	○	カリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに沿って学則第 34 条（その他）別表に授業科目を設けている。	3-2
第 19 条の 2	—	該当しない	3-2
第 20 条	○	学則第 34 条（その他）別表に授業科目を設けている。	3-2
第 21 条	○	学則第 25 条（単位計算方法）に定め、遵守している。	3-1
第 22 条	○	学事暦を作成し、年間 35 週以上を確保しており、遵守している。	3-2
第 23 条	○	学事暦を作成し、前・後期共に 15 週を確保しており、遵守している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を考慮し適正な学生数で授業を行っている。	2-5
第 25 条	○	学則第 25 条（単位計算方法）に定め、遵守している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 33 条（成績）、「新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科履修規程」に定め、各科目のシラバスにおいて評価基準をポータルサイトに明示している。	3-1
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	○	学則第 26 条（単位の授与）、「新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科履修規程」に定め、遵守している。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 27 条（履修科目の登録の上限）を定め、遵守している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当しない。	3-1
第 28 条	○	学則第 28 条（他大学等における授業科目の履修等）に定め、遵守している。	3-1
第 29 条	○	学則第 29 条（大学等以外の教育施設における学修）に定め、遵守している。	3-1
第 30 条	○	学則第 30 条（入学前の既修得単位等の認定）に定め、遵守している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	○	学則第 48 条（科目等履修生）、「新潟食料農業大学科目等履修生規程」に定め、遵守している。	3-1 3-2

新潟食料農業大学

第 32 条	○	学則第 41 条（卒業）に定め、遵守している。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	運動場は校舎と同一の敷地内に設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は設置基準に準じ、設置している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	「新潟食料農業大学図書館規程」により、図書等の資料及び図書館を備えている。	2-5
第 39 条	○	設置基準に準じ、圃場を設けている。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	○	設置基準に基づき整備している。	2-5
第 40 条の 2	○	設置基準に準じ設けている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部、学科の名称は教育研究上の目的に沿っており、ふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	—	学部等連携課程実施基本組織を設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条	—	該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	該当しない。	3-2

## 新潟食料農業大学

第 42 条の 5	—	該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	該当しない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程は編成していないため、該当しない。	3-2
第 44 条	—	該当しない。	3-1
第 45 条	—	該当しない。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない。	2-5
第 48 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない。	4-2

## 学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 43 条(学位)及び「新潟食料農業大学学位規程」第 3 条(学士の学位授与の要件)に定め、遵守している。	3-1
第 10 条	○	学則第 43 条(学位)及び「新潟食料農業大学学位規程」第 14 条(学士の授与)に定め、遵守している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を編成していないため該当しない	3-1

新潟食料農業大学

第 13 条	○	学則第 41 条（卒業）、42 条（学位）、「新潟食料農業大学学位規程」に定め、学則は改正があれば文部科学大臣に報告している。	3-1
--------	---	---	-----

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	運営基盤の強化、運営の透明性の確保を図るため、寄附行為第 5 章（資産及び会計）で各種条文を定めているほか、教育の質の向上を図るため、寄附行為第 3 条（目的）で教育基本法及び学校教育法に従うことを定めており、遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止は法律が直接適用されるため寄附行為で定めていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 34 条第 2 項（財産目録等の備付け及び閲覧）に定め、遵守している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条（役員）に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員の関係は法律が直接適用されるため寄附行為で定めていない。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条（理事会）に定め、遵守している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条（理事長の職務）、第 11 条の 3（副理事長の職務）、第 11 条の 4（常務理事の職務）、第 13 条（理事長職務の代理等）、第 14 条（監事の職務）に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選任）、第 10 条（役員解任及び退任）に定め、遵守している	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条（監事の選任）に定め、遵守している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条（役員補充）に定め、遵守している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 18 条（評議員会）に定め、遵守している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 20 条（諮問事項）に定め、遵守している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条（評議員の意見具申等）に定め、遵守している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 22 条（評議員の選任）に定め、遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	学校法人に対する損害賠償責任は法律が直接適用されるため寄附行為で定めていないが、寄附行為第 46 条（責任の免除）、第 47 条（責任限定契約）で、責任の免除や責任限定契約を定め、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	第三者に対する損害賠償責任は法律が直接適用されるため寄附行為で定めていない。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員連帯責任は法律が直接適用されるため寄附行為で定めていない。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 46 条、47 条	5-2



新潟食料農業大学

			5-3
第 45 条	○	寄附行為第 42 条（寄附行為の変更）に定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 31 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に定め、遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 33 条（決算及び実績の報告）に定め、遵守している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 34 条（財産目録等の備付け及び閲覧）に定め、遵守している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 36 条（役員の報酬）に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 38 条（会計年度）に定め、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 35 条（情報の公表）に定め、遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条（目的）に定め、遵守している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 4 条（研究科）に定め、遵守している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 25 条（入学資格）に定め、遵守している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 25 条（入学資格）に定め、遵守している。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 25 条（入学資格）に定め、遵守している。	2-1
第 157 条	—	大学院学則第 25 条（入学資格）に定めている。	2-1
第 158 条	○	大学院学則第 2 条（自己評価等）に定め、遵守している。	2-1
第 159 条	—	大学院学則第 25 条（入学資格）に定めている。	2-1
第 160 条	—	大学院の早期入学は学校教育法第 83 条に定める大学を対象とするために、該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準の趣旨に基づき適正に運営している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 4 条（研究科）に定め、遵守している。	1-1 1-2

## 新潟食料農業大学

第1条の3	○	大学院学則第27条(入学者の選考)及び「新潟食料農業大学大学院入試広報委員会規程」に定め、遵守している。	2-1
第1条の4	○	大学院学則第4条(研究科)に定め、遵守している。	2-2
第2条	—	該当しない。	1-2
第2条の2	○	大学院学則第4条(研究科)、第6条(標準修業年限)に定め、遵守している。	1-2
第3条	○	大学院学則第4条(研究科)、第6条(標準修業年限)に定め、遵守している。	1-2
第4条	○	大学院学則第4条(研究科)に定め、遵守している。	1-2
第5条	○	大学院学則第4条(研究科)に定め、遵守している。	1-2
第6条	○	研究科と学部等の関係は、学部教員が大学院教員を兼任するなど、適切に連携している。	1-2
第7条	—	該当しない。	1-2
第7条の2	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	○	設置基準に準じて遵守している。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	必要な教員及び事務職員等を置いている。	3-2 4-2
第9条	○	大学院学則第24条(教育内容等の改善のための組織的な研修等)に定め、遵守している。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第4条(研究科)に定め、遵守している。	2-1
第11条	○	カリキュラム・ポリシーに沿って大学院学則第15条(授業科目等)、同条別表に規程のうえ、遵守している。	3-2
第12条	○	大学院学則第14条(教育方法)に定め、遵守している。	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第7条(教員組織)、第18条(履修方法)に定め、遵守している。	2-2 3-2
第14条	○	本条の特例を利用し、必要に応じて平日夜間及び休業日に授業を実施している。	3-2
第14条の2	○	ポータルサイトにてシラバス、履修の手引きにて成績評価を明示している。学位論文の評価・修了の認定に当たっては、大学院学則第21条(論文審査)及び「新潟食料農業大学学位規程」に定め、適切に行っている	3-1
第14条の3	○	大学院学則第4条(研究科)、第6条(在学期間)、第11条(学年)、第12条(学期)、第13条(休業日)、第15条(授業科目)	3-2 3-3

## 新潟食料農業大学

		等)、同条別表、第 16 条 (単位の計算基準・メディアを利用した授業)、第 18 条 (履修方法)、第 19 条 (単位の授与)、第 22 条 (修了要件)、第 40 条 (科目等履修生) に定め、遵守している。	4-2
第 15 条	○	大学院学則第 22 条 (修了要件) に定め、遵守している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 22 条 (修了要件) に定め、遵守している。	3-1
第 17 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	3-1
第 19 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 20 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 21 条	○	施設及び設備については、大学と大学院で共有している。	2-5
第 22 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 22 条の 2	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 22 条の 3	○	大学院学則第 4 条 (研究科) に定め、遵守している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	—	該当しない。	1-1
第 23 条	—	該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当しない。	2-5
第 25 条	—	該当しない。	3-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当しない。	2-5
第 30 条	—	該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	—	該当しない。	3-2
第 32 条	—	該当しない。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	—	該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 42 条	○	学費等、特待生について HP 上で公開中	4-1 4-3

## 新潟食料農業大学

第 42 条の 2	—	該当しない。	2-3
第 42 条の 3	—	該当しない。	2-4
第 43 条	○	大学院設置基準の趣旨に基づき適正に運営している。	4-3
第 45 条	○	大学院学則第 4 条（研究科）に定め、遵守している。	1-2
第 46 条	○	大学院学則第 27 条（入学者の選考）及び「新潟食料農業大学大学院入試広報委員会規程」に定め、遵守している。	2-5 4-2

## 専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5

新潟食料農業大学

			3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 23 条（学位の授与）及び「新潟食料農業大学学位規程」に定め、遵守している。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 23 条（学位の授与）及び「新潟食料農業大学学位規程」に定め、遵守している。	3-1
第 5 条	○	「新潟食料農業大学学位規程」に定め、遵守している。	3-1
第 12 条	○	「新潟食料農業大学学位規程」に定め、遵守している。	3-1

## 大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VII. エビデンス集一覧

## エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	該当なし
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

## エビデンス集（資料編）一覧

## 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人新潟総合学園寄付行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	キャンパスガイド 2024【大学案内】（パンフレット）	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	新潟食料農業大学学則、新潟食料農業大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024 年度 新潟食料農業大学 学生募集要項 2024 年度 新潟食料農業大学大学院 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	『NAFU 学生便覧 2024』 『NAFU graduate school Campus Guide 2024』	
【資料 F-6】	事業計画書	

新潟食料農業大学

	2024 年度 学校法人新潟総合学園 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2023 年度 学校法人新潟総合学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ/キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人新潟総合学園規程集目次・新潟食料農業大学規程集目次・規程集（電子データ）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	2023 年度 学校法人新潟総合学園理事・評議員・幹事名簿 2023 年度 学校法人新潟総合学園理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	学校法人新潟総合学園 計算書類（令和元年度から令和 5 年度） 学校法人新潟総合学園 監査報告書（令和元年度から令和 5 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2024 年度 履修の手引き（学部・大学院）、シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	新潟食料農業大学 D・P、C・P、A・P	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（付帯事項）	



## 基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	新潟食料農業大学学則 別表 1 (第 6 条関係)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	新潟食料農業大学院学則 別表 1 (第 4 条関係)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	大学パンフレット「学びの特色」8-13 ページ	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-4】	大学院パンフレット「大学院の特色」4-5 ページ	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	大学 HP 学部の特色 <a href="https://nafu.ac.jp/about/">https://nafu.ac.jp/about/</a>	
【資料 1-1-6】	大学院 HP 修士課程の特色 <a href="https://nafu.ac.jp/graduateschool/gs-feature/">https://nafu.ac.jp/graduateschool/gs-feature/</a>	
【資料 1-1-7】	大学院 HP 博士課程の特色 <a href="https://nafu.ac.jp/graduateschool/doctor/">https://nafu.ac.jp/graduateschool/doctor/</a>	
【資料 1-1-8】	新潟食料農業大学将来計画 (2022 年度-2030 年度)	
【資料 1-1-9】	新潟食料農業大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 1-1-10】	将来計画 (2022-2030 年度) に対する自己点検評価報告書	
【資料 1-1-11】	令和 5 (2023) 年度カリキュラムの概要	
【資料 1-1-12】	令和 5 (2023) 年度以降入学者用のカリキュラム・ポリシー <a href="https://nafu.ac.jp/overview/spirit.html">https://nafu.ac.jp/overview/spirit.html</a>	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-13】	新潟食料健康研究機構規程	
【資料 1-1-14】	食品科学研究所規程	
【資料 1-1-15】	持続型農業研究所規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	新潟食料農業大学総務会規程	
【資料 1-2-2】	新潟食料農業大学将来計画機構規程	
【資料 1-2-3】	新潟食料農業大学将来計画機構運営委員会規程	
【資料 1-2-4】	第 48 回教授会議事要旨	
【資料 1-2-5】	第 49 回総務会議事要旨	
【資料 1-2-6】	2022/3/31 評議員会資料	
【資料 1-2-7】	2022/3/31 第 2 回理事会資料	
【資料 1-2-8】	大学 HP 学則 <a href="https://nafu.ac.jp/overview/disclose/educational-info.html">https://nafu.ac.jp/overview/disclose/educational-info.html</a>	
【資料 1-2-9】	大学 HP 大学院学則 <a href="https://nafu.ac.jp/overview/disclose/educational-info.html">https://nafu.ac.jp/overview/disclose/educational-info.html</a>	
【資料 1-2-10】	大学 HP 将来計画 <a href="https://nafu.ac.jp/overview/about-plan/">https://nafu.ac.jp/overview/about-plan/</a>	
【資料 1-2-11】	大学 HP 事業報告書	
【資料 1-2-12】	NAFU 学生便覧 2024 2-3 ページ	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-13】	NAFU graduate school Campus Guide 2024 建学の精神・目的	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-14】	大学 HP 建学の精神・目的 <a href="https://nafu.ac.jp/overview/spirit.html">https://nafu.ac.jp/overview/spirit.html</a>	
【資料 1-2-15】	大学院 HP 建学の精神・目的 <a href="https://nafu.ac.jp/graduateschool/">https://nafu.ac.jp/graduateschool/</a>	
【資料 1-2-16】	大学パンフレット 建学の精神 6-7 ページ	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-17】	大学院パンフレット 建学の精神 4-5 ページ	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-18】	三つのポリシー (学部)	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-19】	三つのポリシー (修士課程)	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-20】	三つのポリシー (博士後期課程)	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-21】	2024 年度教学組織図	

## 新潟食料農業大学

	<a href="https://nafu.ac.jp/overview/organization.html">https://nafu.ac.jp/overview/organization.html</a>	
--	---	--

## 基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>2-1. 学生の受入れ</b>		
【資料 2-1-1】	大学 HP アドミッション・ポリシー <a href="https://nafu.ac.jp/overview/spirit.html">https://nafu.ac.jp/overview/spirit.html</a>	
【資料 2-1-2】	2023 年度新潟食料農業大学学生募集要項 2 ページ	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	2023 年度新潟食料農業大学入試ガイド	
【資料 2-1-4】	大学院 HP アドミッション・ポリシー <a href="https://nafu.ac.jp/graduateschool/">https://nafu.ac.jp/graduateschool/</a>	
【資料 2-1-5】	2023 年度新潟食料農業大学大学院学生募集要項 2 ページ	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	(学部・修士課程) アドミッション・ポリシーと入学者選抜試験の関連性について	
【資料 2-1-7】	2023 年度入試問題検討部会について	
【資料 2-1-8】	2023 年度第 11 回入試・広報委員会議事要旨	
<b>2-2. 学修支援</b>		
【資料 2-2-1】	新潟食料農業大学教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	新潟食料農業大学学生委員会規程	
【資料 2-2-3】	新潟食料農業大学ティーチングアシスタント制度に関する規程	
【資料 2-2-4】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-5】	新潟食料農業大学障害のある学生支援に関する規程	
【資料 2-2-6】	修学上の合理的配慮の実施手続きフロー	
【資料 2-2-7】	新潟食料農業大学障害のある学生支援に関する合理的配慮方針	
【資料 2-2-8】	学生相談・心理相談の利用状況	
【資料 2-2-9】	退学・除籍の発生状況分析	
【資料 2-2-10】	入学前教育（スタディサプリ）新入生向け案内資料	
【資料 2-2-11】	プレイスメントテスト実施に関する資料	
【資料 2-2-12】	「基礎ゼミ I」のシラバス	
【資料 2-2-13】	日本語教室関連の N1・N2 取得者実績一覧	
【資料 2-2-14】	二週間連続欠席学生のリスト	
<b>2-3. キャリア支援</b>		
【資料 2-3-1】	インターンシップ I 実施概要	
【資料 2-3-2】	インターンシップ II 実施報告書	
【資料 2-3-3】	2023 年度各セミナースケジュール	
【資料 2-3-4】	キャリアセンターHP <a href="https://nafu-careercenter.com">https://nafu-careercenter.com</a>	
【資料 2-3-5】	人事採用ご担当者様への案内	
【資料 2-3-6】	キャリアタス UC HP	
【資料 2-3-7】	進路希望調査票	
【資料 2-3-8】	2022 年 3 月卒（第 1 期生）卒業後アンケート集計結果	
【資料 2-3-9】	2022 年 3 月卒（第 1 期生）企業定着度調査 回答集計報告	
<b>2-4. 学生サービス</b>		
【資料 2-4-1】	新潟食料農業大学スポーツ憲章資料	
【資料 2-4-2】	新入生歓迎会実施資料	
【資料 2-4-3】	橙和際開催資料	
【資料 2-4-4】	スクールバス運行表	
【資料 2-4-5】	カーシェアリングサービス関係資料	

新潟食料農業大学

【資料 2-4-6】	交通安全講習会実施講習	
【資料 2-4-7】	雪道講習会実施資料	
【資料 2-4-8】	学内巡視実施資料	
【資料 2-4-9】	新入生オリエンテーション資料	
【資料 2-4-10】	「夏季休暇前の生活 安全・安心セミナー」実施報告	
【資料 2-4-11】	新潟食料農業大学奨学金制度・学資融資奨学金制度資料	
<b>2-5. 学修環境の整備</b>		
【資料 2-5-1】	NAFU 学生便覧 2024 (校舎内レイアウト) 51-58 ページ	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-2】	2023 年度防災・避難訓練実施概要	
【資料 2-5-3】	2023 年度消防訓練実施報告書	
【資料 2-5-4】	建物管理業務委託契約	
【資料 2-5-5】	新潟食料農業大学施設等使用規則	
【資料 2-5-6】	新潟食料農業大学施設等使用細則	
【資料 2-5-7】	新潟食料農業大学図書館利用規程	
【資料 2-5-8】	新潟食料農業大学体育施設使用細則	
【資料 2-5-9】	蔵書検索サービス案内 (一部抜粋)	
【資料 2-5-10】	2024 年度授業別履修者人数一覧	
<b>2-6. 学生の意見・要望への対応</b>		
【資料 2-6-1】	2023 年度後期授業評価アンケート結果	
【資料 2-6-2】	2023 年度学生満足度アンケート結果	
【資料 2-6-3】	「こころの相談室」資料	
【資料 2-6-4】	2023 年度学生満足度アンケート結果分析資料	
【資料 2-6-5】	保護者 (保証人) 会案内資料	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</b>		
【資料 3-1-1】	大学 HP 学部三つのポリシー <a href="https://nafu.ac.jp/overview/spirit.html">https://nafu.ac.jp/overview/spirit.html</a>	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	NAFU 履修の手引き (2023~2024 入学生) 2 ページ	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-3】	学部オリエンテーション資料	
【資料 3-1-4】	学部シラバス (例)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-5】	大学 HP 大学院三つのポリシー <a href="https://nafu.ac.jp/graduateschool/">https://nafu.ac.jp/graduateschool/</a>	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-6】	NAFU graduate school Campus Guide 2024 61-63 ページ	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-7】	新潟食料農業大学学則 第 26 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-8】	新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科履修規程 第 17 条	
【資料 3-1-9】	新潟食料農業大学学則 第 33 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-10】	NAFU 履修の手引き (2023~2024 入学生) 11 ページ、61-63 ページ	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-11】	新潟食料農業大学大学院学則 第 19 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-12】	新潟食料農業大学大学院食料産業学研究所 食料産業学専攻履修規程 第 9 条	
【資料 3-1-13】	NAFU graduate school Campus Guide 2024 43 ページ、56-59 ページ	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-14】	新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科履修規程 第 21 条	
【資料 3-1-15】	新潟食料農業大学学則 第 41 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-16】	新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科履修規程 第 23 条	
【資料 3-1-17】	NAFU 履修の手引き (2023~2024 入学生) 21-22 ページ	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-18】	2024 年度新 2 年生オリエンテーション資料 2-3 ページ	

新潟食料農業大学

【資料 3-1-19】	新潟食料農業大学大学院学則 第 22 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-20】	新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科 食料産業学専攻履修規程 第 19 条	
【資料 3-1-21】	NAFU graduate school Campus Guide 2024 70-71 ページ (修士課程)、77-78 ページ (博士後期課程)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-22】	NAFU 履修の手引き (2023~2024 入学生) 35 ページ	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-23】	2023 年度 GPA 頻度分布状況 (例)	
【資料 3-1-24】	新潟食料農業大学学位規程	
【資料 3-1-25】	新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科食料産業学専攻 修士論文提出要領	
【資料 3-1-26】	新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科食料産業学専攻 修士論文審査要領	
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	NAFU 履修の手引き (2023~2024 入学生) 1-2 ページ	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-2】	NAFU graduate school Campus Guide 2024 61-63 ページ (修士課程)、72-73 ページ (博士後期課程)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-3】	大学 HP 学部三つのポリシー <a href="https://nafu.ac.jp/overview/spirit.html">https://nafu.ac.jp/overview/spirit.html</a> 大学 HP 大学院三つのポリシー <a href="https://nafu.ac.jp/graduateschool/">https://nafu.ac.jp/graduateschool/</a>	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-4】	食料産業学部食料産業学科 カリキュラムツリー	
【資料 3-2-5】	食料産業学部食料産業学科 コース別履修モデル	
【資料 3-2-6】	大学院修士課程教育体系 (大要) 64 ページ	
【資料 3-2-7】	大学院修士課程履修モデル 66-69 ページ	
【資料 3-2-8】	大学院博士後期課程教育体系 (大要) 74 ページ	
【資料 3-2-9】	大学院博士後期課程履修モデル 76 ページ	
【資料 3-2-10】	シラバス作成ガイドライン (教員用)	
【資料 3-2-11】	食料産業学部食料産業学科カリキュラムマップ (2023・2024 年度)	
【資料 3-2-12】	新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科履修規程 第 6 条	
【資料 3-2-13】	2024 年度 FD・SD 研修計画 (学部・大学院)	
【資料 3-2-14】	2024 年度シラバス アクティブ・ラーニング実施科目一覧	
【資料 3-2-15】	2023 年度第 9 回 FD・SD 委員会議事要旨	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-1】	授業評価アンケート結果分析資料	
【資料 3-3-2】	卒業生アンケート結果分析資料	
【資料 3-3-3】	食料産業学部食料産業学科アセスメントプラン	
【資料 3-3-4】	2024 年度第 1 回 FD・SD 委員会議事要旨	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-1】	新潟食料農業大学組織体制	
【資料 4-1-2】	新潟食料農業大学学則 第 7 条、第 9 条、第 10 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-3】	新潟食料農業大学大学院学則 第 8 条、第 10 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-4】	新潟食料農業大学総務会規程	
【資料 4-1-5】	新潟食料農業大学大学院総務会規程	
【資料 4-1-6】	新潟食料農業大学教授会規程	
【資料 4-1-7】	新潟食料農業大学大学院研究科教授会規程	
【資料 4-1-8】	新潟食料農業大学教学マネジメント推進センター規程	

新潟食料農業大学

【資料 4-1-9】	新潟食料農業大学教学マネジメント推進センター運営委員会規程	
【資料 4-1-10】	新潟食料農業大学 IR 推進センター規程	
【資料 4-1-11】	新潟食料農業大学 IR 推進センター運営委員会規程	
【資料 4-1-12】	新潟食料農業大学事務組織規程	
【資料 4-1-13】	新潟食料農業大学事務局組織図および各種委員会への事務局職員配置状況	
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 4-2-1】	新潟食料農業大学教育職員選考規程	
【資料 4-2-2】	新潟食料農業大学教育職員選考の基準に関する規程	
【資料 4-2-3】	新潟食料農業大学教員選考委員会報告書	
【資料 4-2-4】	新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科担当教員の資格審査手続に関する内規	
【資料 4-2-5】	新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科担当教員資格に関する内規	
【資料 4-2-6】	教員業績評価用 教員自己申告書	
【資料 4-2-7】	教員業績評価及び年報掲載用 研究活動等入力フォーマット	
【資料 4-2-8】	新潟食料農業大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-9】	新潟食料農業大学大学院 FD 委員会規程	
<b>4-3. 職員の研修</b>		
【資料 4-3-1】	2024 年度教職員対象オリエンテーション次第	
【資料 4-3-2】	大学事務局 SD 推進部会について	
【資料 4-3-3】	2023 年度大学事務局 SD 推進活動年次計画について	
<b>4-4. 研究支援</b>		
【資料 4-4-1】	大学 HP キャンパス、研究機器・設備 <a href="https://nafu.ac.jp/overview/campus-map.html">https://nafu.ac.jp/overview/campus-map.html</a>	
【資料 4-4-2】	大学 HP 図書館 <a href="https://nafu.ac.jp/college-life/library.html">https://nafu.ac.jp/college-life/library.html</a>	
【資料 4-4-3】	大学 HP 新潟食料健康研究機構組織図、活動内容 <a href="https://nafu.ac.jp/lab/">https://nafu.ac.jp/lab/</a>	
【資料 4-4-4】	新潟食料健康研究機構規程	
【資料 4-4-5】	新潟食料健康研究機構運営委員会規程	
【資料 4-4-6】	食品科学研究所規程	
【資料 4-4-7】	持続型農業研究所規程	
【資料 4-4-8】	2023 年度第 6 回新潟食料研究機構運営委員会議事要旨	
【資料 4-4-9】	科研費獲得対策プラン	
【資料 4-4-10】	科研費説明会開催案内(2023 年 7 月 26 日)	
【資料 4-4-11】	科研費申請に関する研修(2023 年 7 月 26 日)	
【資料 4-4-12】	科研費説明会アンケート結果(2023 年 7 月 26 日)	
【資料 4-4-13】	新潟食料農業大学共同研究取扱規程	
【資料 4-4-14】	新潟食料農業大学受託研究取扱規程	
【資料 4-4-15】	新潟食料農業大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 4-4-16】	学長裁量研究費研究発表会・アンケート結果	
【資料 4-4-17】	学長裁量研究費発表会開催案内・アンケート結果(2023 年 5 月 31 日)	
【資料 4-4-18】	大学 HP 研究者総覧 <a href="https://nafu.ac.jp/social/collaboration.html">https://nafu.ac.jp/social/collaboration.html</a>	
【資料 4-4-19】	大学 HP 社会連携推進室 <a href="https://nafu.ac.jp/social/">https://nafu.ac.jp/social/</a>	
【資料 4-4-20】	新潟食料農業大学遺伝子組換え実験安全委員会規程	
【資料 4-4-21】	新潟食料農業大学ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程	
【資料 4-4-22】	新潟食料農業大学遺伝子組換え実験安全管理規程	

新潟食料農業大学

【資料 4-4-23】	新潟食料農業大学ヒト以外を対象とする研究における倫理指針	
【資料 4-4-24】	倫理審査事前チェックシート	
【資料 4-4-25】	卒業研究における倫理的配慮を確認するためのリスト	
【資料 4-4-26】	新潟食料農業大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応に関する規程	
【資料 4-4-27】	新潟食料農業大学における公的研究費不正使用防止に関する規程	
【資料 4-4-28】	研究倫理教育資料・受講者リスト	
【資料 4-4-29】	不正使用、不正行為防止説明資料・アンケート	
【資料 4-4-30】	新潟食料農業大学学長裁量研究費規程	
【資料 4-4-31】	新潟食料農業大学学長裁量研究費規程に伴う審査基準と申請様式	
【資料 4-4-32】	2023 年度学長裁量研究費審査表	
【資料 4-4-33】	新潟食料農業大学学長特別研究費配賦要領	
【資料 4-4-34】	2023 年度学長特別研究費配賦累計表	
【資料 4-4-35】	機器使用簿(サンプル抜粋)	
【資料 4-4-36】	新潟食料農業大学将来計画	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>5-1. 経営の規律と誠実性</b>		
【資料 5-1-1】	学校法人新潟総合学園寄附行為 第 3 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人新潟総合学園理事会出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人新潟総合学園評議員会出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-1-4】	新潟総合学園情報公開規程	
【資料 5-1-5】	大学 HP 教育情報 <a href="https://nafu.ac.jp/overview/disclose/educational-info.html">https://nafu.ac.jp/overview/disclose/educational-info.html</a>	
【資料 5-1-6】	大学 HP 食料産業学科教員紹介 <a href="https://nafu.ac.jp/faculty/foodindustry-teacher/">https://nafu.ac.jp/faculty/foodindustry-teacher/</a>	
【資料 5-1-7】	大学 HP 財務情報、修学支援機関要件確認書 <a href="https://nafu.ac.jp/overview/disclose/financial-data.html">https://nafu.ac.jp/overview/disclose/financial-data.html</a>	
【資料 5-1-8】	学校法人新潟総合学園公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-9】	新潟食料農業大学将来計画	
【資料 5-1-10】	学校法人新潟総合学園 2024 年度事業計画書	
【資料 5-1-11】	学校法人新潟総合学園 2024 年度組織図	
【資料 5-1-12】	学校法人新潟総合学園学内連絡会運営規則	
【資料 5-1-13】	学内連絡会議構成員一覧	
【資料 5-1-14】	新潟食料農業大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程	
【資料 5-1-15】	新潟食料農業大学ハラスメントの防止及び対策等に関するガイドライン	
【資料 5-1-16】	新潟食料農業大学危機管理規則	
【資料 5-1-17】	新潟食料農業大学危機管理委員会規程	
【資料 5-1-18】	学内巡視実施資料	
【資料 5-1-19】	2024 年度教職員対象オリエンテーション次第	
<b>5-2. 理事会の機能</b>		
【資料 5-2-1】	学校法人新潟総合学園寄附行為 第 3 章	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人新潟総合学園理事・評議員・監事名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	学校法人新潟総合学園理事会出席状況	【資料 F-10】と同じ
<b>5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック</b>		
【資料 5-3-1】	学校法人新潟総合学園理事会構成員一覧	【資料 F-10】と同じ

新潟食料農業大学

【資料 5-3-2】	新潟食料農業大学学則第 9 条、第 10 条 大学院学則第 8 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-3-3】	第 24 回新潟食料農業大学大学院総務会議事要旨	
【資料 5-3-4】	第 23 回新潟食料農業大学研究科教授会議事要旨	
【資料 5-3-5】	新潟食料農業大学教授会規程、研究科教授会規程	
【資料 5-3-6】	新潟食料農業大学各種委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-7】	学校法人新潟総合学園寄附行為 第 3 章、第 4 章、第 7 章	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-8】	新潟食料農業大学総務会規程	
【資料 5-3-9】	学校法人新潟総合学園評議員会出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-10】	監事意見書	
【資料 5-3-11】	学校法人新潟総合学園監事監査規程	
【資料 5-3-12】	2023 年度学校法人新潟総合学園監事監査計画書	
【資料 5-3-13】	監査報告書	
<b>5-4. 財務基盤と収支</b>		
【資料 5-4-1】	大学 HP 2024 年度事業計画書 <a href="https://nafu.ac.jp/media-download/2376/45c4a1865d5b1fd0/PDF/">https://nafu.ac.jp/media-download/2376/45c4a1865d5b1fd0/PDF/</a>	
【資料 5-4-2】	学校法人新潟総合学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-4-3】	2024 年度予算書	
【資料 5-4-4】	2024 年度予算書(第 1 回補正)	
【資料 5-4-5】	大学 HP 将来計画 <a href="https://nafu.ac.jp/overview/about-plan/">https://nafu.ac.jp/overview/about-plan/</a>	
【資料 5-4-6】	大学 HP 計算書類 <a href="https://nafu.ac.jp/overview/disclose/financial-data.html">https://nafu.ac.jp/overview/disclose/financial-data.html</a>	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-7】	事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)	エビデンス集(データ編)【表 5-2】と同じ
【資料 5-4-8】	財産目録(令和 6(2024)年 3 月 31 日)	
【資料 5-4-9】	学部・学科別/研究科、専攻別在籍学生数	エビデンス集(データ編)【表 2-1】【表 2-2】と同じ
【資料 5-4-10】	事業活動収支計算書関係比率(大学単独)	エビデンス集(データ編)【表 5-3】と同じ
<b>5-5. 会計</b>		
【資料 5-5-1】	学校法人新潟総合学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人新潟総合学園経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人新潟総合学園資金運用規程	
【資料 5-5-4】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-5】	理事会議事録・評議員会議事録(決算承認時)	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>6-1. 内部質保証の組織体制</b>		
【資料 6-1-1】	新潟食料農業大学内部質保証方針	
【資料 6-1-2】	大学 HP 大学評価 内部質保証システム <a href="https://nafu.ac.jp/overview/hyouka/">https://nafu.ac.jp/overview/hyouka/</a>	
【資料 6-1-3】	新潟食料農業大学将来計画機構規程	
【資料 6-1-4】	新潟食料農業大学将来計画機構運営委員会規程	
【資料 6-1-5】	新潟食料農業大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-6】	新潟食料農業大学教学マネジメント推進センター規程	

新潟食料農業大学

【資料 6-1-7】	新潟食料農業大学教学マネジメント推進センター運営委員会規程	
【資料 6-1-8】	新潟食料農業大学 IR 推進センター規程	
【資料 6-1-9】	新潟食料農業大学 IR 推進センター運営委員会規程	
【資料 6-1-10】	新潟食料農業大学 将来計画	
【資料 6-1-11】	大学 HP 将来計画 <a href="https://nafu.ac.jp/overview/about-plan/">https://nafu.ac.jp/overview/about-plan/</a>	
【資料 6-1-12】	将来計画（2022～2030 年度）に対する自己点検評価報告書	
【資料 6-1-13】	アクションプラン自己点検・評価シート	
<b>6-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
【資料 6-2-1】	新潟食料農業大学将来計画における PDCA サイクル	
【資料 6-2-2】	第 65 回、78 回新潟食料農業大学臨時総務会議事要旨	
【資料 6-2-3】	第 63 回新潟食料農業大学教授会議事要旨	
【資料 6-2-4】	大学 HP 自己点検評価報告書 <a href="https://nafu.ac.jp/overview/hyouka/hyoka.html">https://nafu.ac.jp/overview/hyouka/hyoka.html</a>	
【資料 6-2-5】	2023 年度学生満足度アンケート結果	
【資料 6-2-6】	2023 年度後期授業評価アンケート結果	
【資料 6-2-7】	2023 年度卒業生アンケート結果	
【資料 6-2-8】	2023 年度卒業後アンケート結果	
【資料 6-2-9】	2022 年 3 月卒（第 1 期生）企業定着度調査 回答集計報告	
【資料 6-2-10】	2023 年度大学院生在学生調査結果	
【資料 6-2-11】	2023 年度大学院修了生調査結果	
【資料 6-2-12】	新潟食料農業大学 IR 方針	
【資料 6-2-13】	2020 年度-2022 年度入学者の希望コース別退学分析について	
<b>6-3. 内部質保証の機能性</b>		
【資料 6-3-1】	カリキュラム改定に係る資料	
【資料 6-3-2】	2023 年度第 3 回、4 回教学マネジメント推進センター運営委員会議事要旨	
【資料 6-3-3】	設置計画履行状況等調査結果	【資料 F-14】と同じ

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。



